

令和元年度
包括外部監査の結果報告書

(テーマ)

出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

令和2年3月

山形市包括外部監査人
尾形吉則

第1章 総論.....	3
第1 包括外部監査の概要.....	3
1 監査の種類.....	3
2 選定した特定の事件(テーマ).....	3
3 特定の事件を選定した理由について.....	3
4 包括外部監査の実施期間.....	4
5 包括外部監査の対象期間.....	4
6 包括外部監査の方法.....	4
7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格.....	5
8 利害関係.....	5
第2 包括外部監査の監査結果.....	6
1 監査の結果について.....	6
2 監査結果及び意見の要約リスト.....	6
第2章 出資等外郭団体について.....	16
第1 出資等外郭団体の状況.....	16
第2 出資等外郭団体の管理状況.....	19
第3 市の指定管理者制度の運用状況について.....	28
第4 山形市土地開発公社が保有する土地について.....	33
第5 情報セキュリティポリシーについて.....	37
第3章 公益財団法人山形市文化振興事業団.....	39
第1 法人概要.....	39
第2 組織・ガバナンス.....	47
第3 収入.....	51
第4 人件費.....	56
第5 支出・契約.....	58
第6 財産管理.....	63
第7 情報セキュリティ.....	70
第4章 一般財団法人山形市健康福祉医療事業団.....	71
第1 法人概要.....	71
第2 組織・ガバナンス.....	77
第3 収入.....	81
第4 人件費.....	83
第5 支出・契約.....	86
第6 財産管理.....	89
第7 情報セキュリティ.....	97
第5章 一般財団法人山形コンベンションビューロー.....	98
第1 法人概要.....	98
第2 組織・ガバナンス.....	106
第3 収入.....	111
第4 人件費.....	113
第5 支出・契約.....	115
第6 財産管理.....	120
第7 情報セキュリティ.....	124
第6章 一般財団法人山形市上下水道技術センター.....	125
第1 法人概要.....	125

第2 組織・ガバナンス	132
第3 収入.....	136
第4 人件費.....	138
第5 支出・契約.....	140
第6 財産管理	143
第7 情報セキュリティ	150

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号。(以下、「法」という。))第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件(テーマ)

出資等外郭団体の運営状況・財務事務について

3 特定の事件を選定した理由について

山形市では、山形市ホームページの「外郭団体一覧(オープンデータ)」によると、基本財産等の25%以上を出資または出せんしている団体が9つある。

- (1) 一般財団法人山形市都市振興公社
- (2) 一般財団法人山形市健康福祉医療事業団
- (3) 一般財団法人山形コンベンションビューロー
- (4) 一般社団法人山形市農業振興公社
- (5) 一般財団法人山形市上下水道技術センター
- (6) 山形市土地開発公社
- (7) 社会福祉法人山形市社会福祉事業団
- (8) 公益財団法人山形市文化振興事業団
- (9) 株式会社七日町再開発ビル

市の財政が厳しい状況にある中で、出資等外郭団体への市からの委託料や補助金の支出が大きな比重を占めている。

一方、指定管理者制度や地方独立行政法人制度の導入により、公的サービスの担い手が多様化してきており、出資等外郭団体以外であっても、市施策事業主体となる能力を有するようになっていると考えられる。

「山形市第5次行財政改革プラン」においても、外郭団体の経営健全化を掲げ、「外郭団体に関して、経営状況や資産債務の把握に努め、経営健全性の確保に向け必要に応じ指導、助言を行う。」としている。

こうした状況の中、市民に対して、より効率的・効果的な行政サービスを実施する観点から、現在の出資等外郭団体による運営が効率的に行われているか、資産が適切に保全されているか、市の関与は適切かについて検討することは有用なものと考え、このテーマを選定した。

監査においては、現在の市と出資等外郭団体との関係を把握した上で、それぞれの団体との関係における市の財務の執行状況を監査するとともに、特に、一部団体については、現地調査を実施し、出資等外郭団体の運営状況や財務事務について、合規性に加え、有用性の観点から検討

を行った。

市では、目的や根拠規定等の異なる様々な外郭団体に投資等を行っているが、本監査においては、(1)全体として収支規模が大きいこと、(2)損失が生じていること、(3)市からの補助金・委託料の支出が多いことを踏まえ、以下の4外郭団体を監査対象とした。

① 公益財団法人山形市文化振興事業団

平成15年度に財団法人最上義光歴史館を統合した法人であるため、2つの施設の管理体制を確認するとともに、収益に占める山形市からの受託事業収入(指定管理料)の割合が高いことから、その運営状況を確認する。また、過去の合併時の会計処理に検討を必要とする点があることに加えて、山形市の指定管理者の選定方法が非公募とされていることから、法人だけでなく、山形市における財務事務の執行状況も確認する。

② 一般財団法人山形市健康福祉医療事業団

山形市医師会との50%の共同投資で法人の運営管理状況を確認する。また、特定資産で有価証券を、その他固定資産で土地や建物等の固定資産を多額に保有していることから、財務事務の状況を確認する。

③ 一般財団法人山形コンベンションビューロー

平成30年度に山形市に対して余剰金の一部返還(会計処理上は寄付金)を行い、一つの成功モデルとされていることから、その運営状況を確認する。また、その収入や支出の財務実行状況のほか、山形市の他に6市7町が出資しており、自治体間の関与についても確認する。

④ 一般財団法人山形市上下水道技術センター

収益に占める山形市からの受託事業収入の割合が高く、図面作成収入の拡大もしくは他の自己収入を獲得する余地がないか、自律的な運営ができていないか確認する。また、山形市より受託している事業費の支出事務の適切性を確認する。加えて、公益認定の可否を当時の検討状況を踏まえて確認する。

4 包括外部監査の実施期間

平成31年4月から令和2年3月までの期間、監査を実施した。

5 包括外部監査の対象期間

原則として平成30年度の執行分または平成30年度末の状況とする。但し、必要と認められた場合、監査対象部局等との協議のうえ、他の年度も監査対象とする。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 事務が法令、規則等に準拠しているか
- ② 収入・経費の水準は妥当か

- ③ 運営は効率的か
- ④ 資産が適切に保全されているか
- ⑤ 市の関与は適切か

(2) 監査手続

- ① 関係書類の閲覧
- ② 関係部局等への質問
- ③ 外郭団体の現地調査
- ④ 検出された問題点に関する改善策の検討
- ⑤ その他必要とした手続き

7 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

(1) 包括外部監査人

公認会計士 尾形吉則

(2) 補助者

公認会計士 松田卓也

公認会計士 阿部哲

公認会計士 小関悠司

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内容
指摘事項	団体の各種規程ほか現在の法令等に照らして違反及び不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘事項】と表記する。
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項及び検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段断りがない場合は、令和2年1月末現在での判断に基づき記載している。

2 監査結果及び意見の要約リスト

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
-----	------------	----	-------

(1) 出資等外郭団体について(第2章)

第2章 第1 出資等外郭団体の状況			
1	(市職員退職者の市出資等外郭団体への就任) 市出資等外郭団体全体の常勤役員に占める市職員退職者の割合が高くなっている。外郭団体によっては、市職員退職者以外の常勤役員への登用を図ることも有用と考えられることから、将来的には、多様な人材の活用可能性についても検討されたい。	意見	18
第2章 第2 出資等外郭団体の管理状況			
2	(行財政改革プランにおける目標値の設定について) 現在の行財政改革プランに基づく管理状況は、「2 期連続の赤字団体か否か」の管理にとどまっており、出資等外郭団体が自律的に「効率化」や「質的価値向上」、「人的関与」、「財政的関与」、「制度的関与」を継続的に検討するための目標を設定する必要がある。	意見	23
3	(出資等外郭団体に対する市の管理状況について) 出資等外郭団体が自律的に「効率化」や「質的価値向	意見	23

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
	上」、「人的関与」、「財政的関与」、「制度的関与」を継続的に検討するため、市としての「指導・監督方針や基準を策定」する必要がある。		
4	(出資等外郭団体の見直し対象について) 出資等外郭団体が統合等により出資割合が低下する場合、実態として、市の人的、財政的の関与度合いが高い団体にもかかわらず、出資等外郭団体の定義に該当せず、見直しの検討から外れることも想定される。形式的な出資割合だけでなく、市の関与程度も考慮した実態で対象範囲を検討するように検討されたい。	意見	27
第2章 第4 山形市土地開発公社が保有する土地について			
5	(ニュータウン開発整備事業用地の早期買戻しについて) 市の買戻しが保留となっている公共用地に関して、その管理に関する財政コスト、事務負担が不効率であるため、市は速やかに買取りを行い、財政的にも事務的にも健全化を図る必要がある。	意見	36
6	(蔵王産業団地造成事業用地の有効利用について) 売却後の残地部分に関して、売却が進まないことは理解できる面はあるが、近隣企業等への売却等を検討されたい。	意見	36

(2) 公益財団法人山形市文化振興事業団(第3章)

第3章 第3 収入			
7	(指定管理料に含まれる過去の退職給付引当資産不足分について) 山寺芭蕉記念館の指定管理料に含まれる職員の退職手当の支給財源となる退職給付引当資産について、指定管理期間以前の分も含まれており、本来、指定期間内に必要となる費用のみで積算した金額で交付し、過去の退職給付引当資産の積立不足分は別途、補助金等で目的を特定した上で、特例的に交付することで対応すべきである。	指摘事項	54
8	(指定管理料に含まれる過去の退職給付引当資産不足分について) 過去の退職給付引当資産不足分を市が負担することに関する協議内容は、書面でのやり取りは残っておらず、両	指摘事項	54

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
	者の合意に基づき行われてきたとのことであるが、このような例外的、かつ、重要な取り決めについては、書面で記録を残しておくべきである。		
第3章 第5 支出・契約			
9	(見積合せの未実施について) 会計規程に基づき、本来、2者以上の見積書を入手するか(見積合せ)、もしくは見積合せが困難な場合は、その明確な理由を稟議書等で検討すべきところ、規程に基づく手続きが実施されていない取引が確認された。規程に従った手続きの実施が必要である。	指摘事項	60
10	(検査の未実施について) 会計規程に基づき、本来、検査を実施すべきところ、未実施の取引が確認された。法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。	指摘事項	61
11	(予定価格の決定方法について) 業務委託の入札において、設計金額と同額で予定価格が決定されている取引が確認された。正常な競争に基づく調達が実施されないほか、談合や贈収賄等の不正の原因にもなりかねない。国等の資料を参考にして、適正に定める体制の構築を検討されたい。	意見	61
12	(市の指定管理料の確認体制について) 市は指定管理期間中に毎年度及び事業終了時に事業報告を受けるが、その内容確認を実施する際、適正な契約事務の体制構築を促すように指導を行うとともに、事業報告の際のチェック項目を標準化する等して、一定水準で事業報告書の内容確認を行う体制を構築する必要がある。	指摘事項	62
第3章 第6 財産管理			
13	(現金残高の管理・確認に関する規程について) 入館料等、現金を取り扱う場面がある法人であるが、日々の現金残高を正確に把握、管理する必要があるにもかかわらず、現金残高の確認を実施する規程がない。現金残高の管理、確認に関する規程を設ける必要がある。	指摘事項	63
14	(現金残高のダブルカウントの未実施について) 本法人の山寺芭蕉記念館では、現金残高の確認を担当	意見	64

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
	者のみで行っているため、現金過不足の発見が遅れるほか、現金横領等の不正の原因にもなりうる。担当者以外の上位者が関与するダブルカウントの体制を構築するべきである。		
15	(基本財産の運用に関する規程整備について) 現状、基本財産は安全資産により運用されているが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。基本財産の元本確保を第一とした運用を行う必要もあり、資産運用の対象資産や運用の承認体制を定めた資産運用規程を整備すること検討されたい。	意見	64
16	(特定資産の運用に関する取扱要領整備について) 特定資産は、法人が決めた特定の目的のために用途、保有又は運用方法等が制約されている資産であるが、その積立・取崩に関する規程が整備されていない。保有する特定資産に関して、運用・管理方法等を定めた取扱要領を作成することを検討されたい。	意見	67
17	(固定資産の現物管理について) 本法人で管理している展示収蔵品や寄託物は数が多く専門性も高く、学芸員の属人的な管理になる可能性があるため、資産名の書かれたタグ付きの紐を付ける等、管理方法を明確化する必要がある。	意見	68
18	(収蔵品台帳の記載漏れについて) 最上義光歴史館において、山形市が所有する収蔵品で、現物はあるが収蔵品台帳に記載されていないものがあった。山形市が所有する収蔵品が増加した際には、遅滞なく山形市内部での手続きを行い、収蔵品台帳にも反映させるべきである。	意見	68
19	(賞与引当金の算定資料について) 賞与引当金の算定にあたり、作成される算定資料は計算結果のみであるため、事後的に検証可能なように個人別の計算過程が記載された資料を作成すべきである。	指摘事項	69
20	(賞与引当金の内部承認について) 賞与引当金の算定結果に対して、会計事務所のチェックを受けるのみであるため、内部的な承認手続きを実施すべ	指摘事項	69

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
	きである。		
21	(退職給付引当金の内部承認について) 退職給付引当金の算定結果に対して、会計事務所のチェックを受けるのみであるため、内部的な承認手続きを実施すべきである。	指摘事項	69
第3章 第7 情報セキュリティ			
22	(セキュリティポリシーの未整備) 本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。	指摘事項	70
(3) 一般財団法人山形市健康福祉医療事業団(第4章)			
第4章 第4 人件費			
23	(住居手当の支給範囲について) 市の給与規程を超える範囲で住居手当が支給されており、今後も市の規程を参考にする場合、両者の手当支給範囲が整合するように規程の見直しを検討されたい。	意見	85
第4章 第5 支出・契約			
24	(会計処理規則の改定について) 本法人の支出・契約事務に関して、現状の会計処理規則では詳細な事務手続きが定められておらず、市の規則等を参考にして、詳細な取り扱いを定めるように規則の改定を行う必要がある。	指摘事項	86
25	(検査の未実施について) 市の契約規則に基づき、本来、検査を実施すべきところ、未実施の取引が確認された。法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。	指摘事項	87
26	(1者随意契約理由について(給食業務委託契約)) 業務開始時の業者選定以降、1者随意契約により、毎年契約が更新されている。当該業務内容は入所者ニーズに丁寧に対応する必要があるが、契約前に当該業者に継続することの評価を行うとともに、一定の期間の中で他の業者のサービス内容を確認する等、サービスを見直す機会も必要であると考え。	意見	88

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
第4章 第6 財産管理			
27	(現金残高のダブルカウントの未実施について) 本法人の菅沢施設では、現金残高の確認を担当者のみで行っており、現金過不足の発見が遅れるほか、現金横領等の不正の原因にもなりうる。担当者以外の上位者が関与するダブルカウントの体制を構築するべきである。	意見	90
28	(基本財産の運用に関する規程整備について) 現状、基本財産は安全資産により運用されているが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。基本財産の元本確保を第一とした運用を行う必要もあり、資産運用の対象資産や運用の承認体制を定めた資産運用規程を整備することを検討されたい。	意見	90
29	(特定資産の運用に関する取扱要領整備について) 特定資産は、法人が決めた特定の目的のために用途、保有又は運用方法等が制約されている資産であるが、その積立・取崩に関する規程が整備されていない。保有する特定資産に関して、運用・管理方法等を定めた取扱要領を作成することを検討されたい。	意見	93
30	(固定資産の現物管理について) 山寺施設において、資産管理のシールが貼付されていない固定資産があった。全ての資産に管理用のシールを貼るべきと考えられる。	意見	93
31	(使用不可の車両について) 使用不可の固定資産について、使用不可となった平成30年度に除却処理が行われていなかった。会計上、使用不可となった年度に除却処理を行うべきである。	指摘事項	93
32	(固定資産の实地照合の未整備について) 固定資産の实地照合に関する規程が整備されていない。市の財務規則に準じて、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めるべきである。	指摘事項	94
33	(債権管理及び貸倒引当金に関する規程の未整備について) 本法人において、債権管理及び貸倒引当金の計上に関する規程がない。債務者に対する督促や債権放棄の定め	指摘事項	94

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
	の他、適正な会計処理を行うため、貸倒引当金の計上方法に関する規程を策定すべきである。		
第4章 第7 情報セキュリティ			
34	(セキュリティポリシーの未整備) 本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。	指摘事項	97
(4) 一般財団法人山形コンベンションビューロー(第5章)			
第5章 第2 組織・ガバナンス			
35	(役員報酬額の決定機関) 常勤理事副理事長の報酬の決定については、「一般財団法人山形コンベンションビューロー評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」において、総額の範囲は定められているものの、どの機関で決定するかが明記されていない。実務的には起案による「伺い」で理事長決裁により報酬額が決定されている。本来、理事会又は評議員会で協議が行われるべき事項であり、定款又は規程において決定機関が明記されるべきである。	指摘事項	109
第5章 第3 収入			
36	(現金主義による収入の計上について) 施設利用料収入について、現預金の収受の時点において会計上の収入を計上していた。3月利用分の施設利用収入が4月以降の現預金の入金時に計上がなされることとなるため、発生した期間に収入を計上するように改善が必要である。	指摘事項	112
第5章 第5 支出契約			
37	(同一職員による発注事務と検査事務の実施について) 同一の職員が発注事務と検査事務を実施する取引が確認された。本法人において、不正事案は確認されていないが、一般的に取引業者と共謀することで預け金や空発注等の不正事案が発生する可能性が高まるため、早急に職務分掌の見直しを検討する必要がある。	指摘事項	117
38	(同一職員による予定価格調書作成事務と発注事務の実	意見	118

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照ページ
	<p>施について)</p> <p>同一の職員によって予定価格調書作成事務と発注事務が行われ、かつ、設計金額と同額で予定価格が決定されている取引が確認された。談合や贈収賄等の不正の原因にもなりかねない。国等の資料を参考にして、適正に定める体制の構築を検討されたい。</p>		
39	<p>(市の指定管理料の確認体制について)</p> <p>市は指定管理期間中に毎年度及び事業終了時に事業報告を受けるが、その内容確認を実施する際、適正な契約事務の体制構築を促すように指導を行うとともに、事業報告の際のチェック項目を標準化する等して、一定水準で事業報告書の内容確認を行う体制を構築する必要がある。</p>	指摘事項	119
第5章 第6 財産管理			
40	<p>(現金残高の確認の実施状況について)</p> <p>本法人の経理規程上、毎日現金残高と帳簿残高を照合することになるが、数ヶ月に一度の任意のタイミングで行っており、規程通りに実施するべきである。</p>	指摘事項	120
41	<p>(固定資産の現物照合の証跡について)</p> <p>現物の照合は、各会計年度の任意のタイミングで行っているが、実施した結果の証跡が残されておらず、各会計年度のいつ実施されどのような結果であったかについて、第三者が把握できない。経理規程にしたがって実施した過程及び結果について把握できるよう現物の照合業務について改善を行うべきである。</p>	意見	123
42	<p>(賞与引当金の未計上について)</p> <p>本法人では、公益法人会計基準に準じて財務諸表の作成が行われていることから、賞与引当金を計上すべきところ、計上されていないかった。</p>	指摘事項	123
第5章 第7 情報セキュリティ			
43	<p>(セキュリティポリシーの未整備)</p> <p>本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。</p>	指摘事項	124

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
-----	------------	----	-----------

(5) 一般財団法人山形市上下水道技術センター(第6章)

第6章 第2 組織・ガバナンス			
44	(役員報酬支出の計上区分) 本法人は、「役員報酬支出」として開示すべき理事長の役員報酬を、「給料・手当支出」として収支計算書で開示しており、「公益法人会計基準」の様式に準拠していない。	指摘事項	135
45	(非常勤役員等への報酬) 非常勤の役員等への「1 会議につき、8,000 円」としている支給について旅費交通費として計上しているが、「一般財団法人山形市上下水道技術センター役員等の報酬及び費用弁償の基準に関する規程」において、交通費及び会議資料調査等に係る費用弁償と規程に明記している。会議資料調査に係る費用弁償であれば「役員報酬」として処理すべきであり、旅費交通費としての処理は実態に合っておらず、今後の開示の修正を検討されたい。	意見	135
第6章 第5 支出・契約			
46	(見積合せの未実施について) 会計規程に基づき、本来、2者以上の見積書を入手するか(見積合せ)、もしくは見積合せが困難な場合は、その明確な理由を稟議書等で検討すべきところ、規程に基づく手続きが実施されていない取引が確認された。規程に従った手続きの実施が必要である。	指摘事項	141
47	(検査に関する規程の整備について) 本法人の会計規程において、検査に関する詳細な事務手続きが定められていない。検査の事務手続きを明確にするため、会計規程の改定を行う必要がある。	指摘事項	142
48	(検査の未実施について) 会計規程に基づき、本来、検査を実施すべきところ、未実施の取引が確認された。法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。	指摘事項	142
第6章 第6 財産管理			
49	(基本財産の運用に関する規程整備について) 現状、基本財産は安全資産により運用されているが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。基本財	意見	144

No.	監査結果及び意見要約	区分	参照 ページ
	産の元本確保を第一とした運用を行う必要もあり、資産運用の対象資産や運用の承認体制を定めた資産運用規程を整備すること検討されたい。		
50	(特定資産の運用に関する取扱要領整備について) 特定資産は、法人が決めた特定の目的のために使途、保有又は運用方法等が制約されている資産であるが、その積立・取崩に関する規程が整備されていない。保有する特定資産に関して、運用・管理方法等を定めた取扱要領を作成することを検討されたい。	意見	147
51	(固定資産の現物照合の証跡について) 現物の照合は、各会計年度の任意のタイミング及び年度末で行っているが、実施した結果の証跡が残されておらず、各会計年度のいつ実施されどのような結果であったかについて、第三者が把握できない。会計規程にしたがって実施した過程及び結果について把握できるよう現物の照合業務について改善を行うべきである。	意見	148
52	(賞与引当金の未計上について) 本法人では、公益法人会計基準に準じて財務諸表の作成が行われていることから、賞与引当金を計上すべきところ、計上されていなかった。	指摘事項	148
53	(退職給付引当金の計上不足について) 公益法人会計基準に基づき、期末要支給額から年金資産(中退共)を差し引いた金額で計上すべきところ、算定誤りにより、不足が発生している。	指摘事項	149
第6章 第7 情報提供セキュリティ			
54	(セキュリティポリシーの未整備) 本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。	指摘事項	150

第2章 出資等外郭団体について

第1 出資等外郭団体の状況

(出資等外郭団体について)

市では、「基本財産の4分の1以上を出資または出えんしている団体等」としており、基本財産の4分の1以上を出資している団体は以下のとおりである。

No.	団体名	所管部署	出資・出えん等 (単位:千円)	出資・出えん等 割合
1	(一財)山形市都市振興公社	管財課	10,000	100.0%
2	(一財)山形市健康福祉医療事業団	長寿支援課	25,000	50.0%
3	(一財)山形コンベンションビューロー	観光戦略課	421,000	81.6%
4	(一社)山形市農業振興公社	農政課	20	50.0%
5	(一財)山形市上下水道技術センター	上下水道部総務課	40,000	80.0%
6	山形市土地開発公社	管財課	10,000	100.0%
7	(福)山形市社会福祉事業団	生活福祉課	3,000	100.0%
8	(公財)山形市文化振興事業団	文化振興課	50,000	50.0%
9	(株)七日町再開発ビル	社会教育青少年課	50,000	45.5%

(平成31年3月31日現在)

※No.5 一般社団法人山形市上下水道技術センターは、法人設立当初に市から出資を受けた 40,000 千円にもとづき、出資・出えん等割合を算定し、出資等外郭団体として管理している。

(出資等外郭団体の財務状況)

出資等外郭団体の平成 30 年度の財務状況は下表のとおりである。

(単位:千円)

No.	団体名	資産	負債	正味財産	当期収益	当期費用	当期経常損益
1	(一財)山形市都市振興公社	2,082,734	1,825,539	257,195	937,297	944,823	△ 7,526
2	山形市土地開発公社	3,840,286	3,539,681	300,604	3,187	2,044	1,143
3	(公財)山形市文化振興事業団	184,331	34,613	149,718	109,143	104,782	4,361
4	(一財)山形市健康福祉医療事業団	2,050,860	582,128	1,468,731	873,118	930,231	△ 57,112
5	(一財)山形コンベンションビューロー	599,374	17,039	582,334	282,447	276,865	5,581
6	(一社)山形市農業振興公社	25,413	4,247	21,165	72,046	73,375	△ 1,328
7	(一財)山形市上下水道技術センター	242,970	87,651	155,318	246,891	238,201	8,690
8	(福)山形市社会福祉事業団	1,074,062	232,373	841,689	1,380,970	1,358,343	22,627
9	(株)七日町開発ビル	379,303	291,624	87,678	157,804	139,200	18,603

(市の財政的な関与の状況)

市の出資等外郭団体に対する平成 30 年度における財政的な関与の状況(出資及び出えんを除く)は下表のとおりである。貸付金残高 3,518 百万円、補助金 30 百万円、委託金 1,512 百万円等の財政的な関与を行っている。

(単位:千円)

No.	団体名	貸付金	補助金	委託料	減免	その他	
1	(一財)山形市都市振興公社	-	100	726,318	-	-	
2	(一財)山形市健康福祉医療事業団	-	-	438	32,121	-	
3	(一財)山形コンベンションビューロー	-	1,675	44,150	-	38,000	負担金
4	(一社)山形市農業振興公社	-	8,719	17,808	1,406	3,100	会費収入
5	(一財)山形市上下水道技術センター	-	-	192,460	-	-	
6	山形市土地開発公社	3,518,290	-	-	-	-	
7	(福)山形市社会福祉事業団	-	20,305	433,837	1,794	-	
8	(公財)山形市文化振興事業団	-	-	97,834	-	-	
9	(株)七日町再開発ビル	-	-	-	-	56,707	負担金、地代など
	合計	3,518,290	30,799	1,512,848	35,322	97,807	

(市の人的な関与の状況)

市と出資等外郭団体との平成 30 年度の人的関係は下表のとおりである。出資等外郭団体の役員に市職員が派遣されている又は市職員 OB が就任しているのは9団体すべてである。

No.	団体名	役職員の数(単位:人)									職員数	評議員
		合計	役員数	常勤役員			非常勤役員					
				うち、市職員	うち、市OB		うち、市職員	うち、市OB				
1	(一財)山形市都市振興公社	77	11	2	0	2	9	7	1	60	6	
2	(一財)山形市健康福祉医療事業団	127	12	2	0	0	10	3	0	104	11	
3	(一財)山形コンベンションビューロー	44	22	2	0	2	20	0	1	9	13	
4	(一社)山形市農業振興公社	16	11	0	0	0	11	3	0	5	0	
5	(一財)山形市上下水道技術センター	32	8	2	0	2	6	2	1	18	6	
6	山形市土地開発公社	62	9	0	0	0	9	8	0	53	0	
7	(福)山形市社会福祉事業団	275	9	1	0	1	8	2	0	260	8	
8	(公財)山形市文化振興事業団	30	13	1	0	0	12	2	0	7	10	
9	(株)七日町再開発ビル	8	6	0	0	0	6	0	0	2	0	
	合計	671	101	10	0	7	91	27	3	518	54	

上表のとおり、出資等外郭団体全体の常勤役員(10名)のうち、7名は市職員 OB が再雇用されており、常勤役員に占める割合が高くなっている。

市職員 OB の再就職については、市として下記の通りで管理しているとの回答があった。

本市OB職員の再就職につきましては、透明性・信頼性を高めていくという方針で退職管理を行っています。具体的には、雇用を希望する外郭団体は求人登録申込書を本市宛提出し、それに基づいて本市では退職者の希望等を加味しながら、求人内容にあう者がいれば、その者を外郭団体に紹介しています。また、再就職した退職者のうち、本市在籍時に課長級以上だった職員については、退職後2年間において再就職の届出を提出することを義務付けており、これを基に本市 HP 上で、毎年7月に再就職状況を公開しています。

本市職員 OB が、外郭団体等に再就職することについては、団体等にとって長い行政経験を持つ職員を迎えることにより、円滑な事務処理が図られるとともに、職務上関連のある市の施策と連携した業務運営を図りやすいということが考えられます。

反面、元から団体等の職員として勤務する職員の昇任・登用を阻害することのないよう注意していただく必要があるかと思えます。

市においても検討のとおり、市との連携が必要な事業では事務の効率化が図られる点等は理解できるが、外郭団体によっては、プロパー職員や民間出身のノウハウ、アイデアの発想を活用しながら、自主事業での工夫や自己財源の拡大を図る必要があると考える。よって、将来的には、多様な人材の活用可能性についても検討されたい。【意見】

第2 出資等外郭団体の管理状況

(概要)

市では、市と出資等外郭団体の関わりの中で、外郭団体全体としての今後のあり方を見直すため、平成19年2月に「外郭団体見直し方針(以下、「見直し方針」とする。)」を策定し、平成18年度から平成21年度までを取り組み期間として、出資等外郭団体の見直しの方向性を示していた。現在は後述する行財政改革プランにおいて取り組みが示されている。

「外郭団体見直し方針」より抜粋

3 見直しの対象とする団体

本方針において見直しの対象とする外郭団体は、次の基準のどちらかに該当する団体とします。

- ① 本市の出資等の比率が50%以上の団体(民法第34条に該当する財団法人、社団法人)
- ② 上記①の団体と同様の性格を有する団体(社会福祉法人)、または上記①の団体と関連性が高い団体

4 見直しの考え方

社会経済情勢が変貌する中、各外郭団体が多様な市民ニーズに応え、きめ細やかなサービスを提供していくため、経営の見直しに向けた検討事項を次のとおりとします。なお、検討は外郭団体のみならず、市自らも必要に応じて見直しを行い、両者が連携しながら行います。

【見直しに向けた検討事項】

- 1 設立目的から見た統合等
- 2 効率化
- 3 質的価値向上
- 4 市関与のあり方
- 5 改革に向けた環境整備
- 6 指定管理者制度への対応

(中略)

4-2 効率化

本市と同様に、経営資源を柔軟に活用し最小のコストで最適な成果をあげる観点から、事務事業の見直し、役職員の構成と人数の適正化、職員の資質向上、給与の適正化、経費節減、公正確保と透明性向上などの具体的取り組みを外郭団体へ促します。

なお、外郭団体の創意と工夫により、利用者ニーズに合ったサービスの向上や新規展開を図ることにより、収入を確保する具体的取り組みも外郭団体へ促します。

4-3 質的価値向上

外郭団体はこれまで各種事業を通じて、様々なノウハウや情報、寄贈品や寄託品、地域との連携、福祉的観点に立ったサービス提供など有形無形の質的価値を蓄積してきました。

民間事業者等との競争における優位性を確保するため、これら質的価値を磨き育て上げるよ

う具体的取り組みを外郭団体へ促します。

4-4 市関与のあり方

外郭団体は市と別の法人格を有する団体です。

自己責任による団体経営の実現に向け、市からの人的、財政的支援のあり方について見直します。

あわせて、外郭団体の自主的自立的な経営改革を促すため、本市は出資者、指導監督者の立場から、外郭団体に対し必要な指導と助言を行います。その基本ルールを確立します。

4-4-1 人的関与の見直し

外郭団体の自主性自立性を一層高めるため、市特別職や市職員及び市 OB 職員の外郭団体役員への就任のあり方を見直します。

また、更なる効果的な経営改革を促進するため、外郭団体の長や役員へ民間人も含め新たな視点からの人材登用について、外郭団体へ検討を促します。

4-4-2 財政的関与の見直し

外郭団体における経営の効率化を促すとともに、委託料、指定管理料及び補助金負担金の縮減に向けた取り組みを継続します。

毎年度、当初予算の編成段階において、市財政課、外郭団体所管課、外郭団体が必要に応じて調整を行う機会を設定します。

4-4-3 制度的関与の見直し

外郭団体の人事管理(給与制度、給与水準、退職手当、勤務条件、能力開発など)や定員管理(要員管理、組織機構、職員採用など)の適正化に向け、市職員課、市行政管理課、外郭団体所管課、外郭団体が必要に応じて調整を行う機会を設定します。

見直し方針に関しては、当初策定以降、更新は行われていないが、「山形市行財政改革プラン」に基づき、外郭団体の管理が行われている。現在は、「山形市第 5 次行財政改革プラン(以下、「改革プラン」という。)」が進行している。

「山形市第 5 次行財政改革プラン」より抜粋

はじめに

山形市では、平成8年度以降、4次にわたる行財政改革に取り組んでまいりました。このうち、第1次から第3次までの行財政改革プランでは、職員定数や内部管理経費の大幅な削減等に取り組む、大きな財政効果を生み出しました。また、平成26年度まで取り組んできた第4次行財政改革プランでは、初めて具体的取組事項の一つひとつに成果を測るための数値目標を設定し、その目標達成に向けた取組みを推進することにより、市民サービスの質的向上や事務の効率化を実現してまいりました。こうした継続的な努力の積み重ねにより、厳しい経済情勢の中でも、財政状況を悪化させることなく、市民ニーズに的確に対応することができたと考えております。

しかしながら、少子高齢化・人口減少社会を迎え、本市を取り巻く環境が大きく変化している中、税収の確保や社会保障費の増加、老朽化した施設への対応や公共施設の適正管理、地方分権改革の進展に伴う権限移譲と事務移管による業務の増加、そして中核市移行への対応など、様々な課題が山積しております。こうした課題を解決しながら、多様化する行政ニーズに適切かつ迅速に対応していくためには、これからも引き続き行財政改革に取り組み、より効果的で、効率的な行政経営を推進していかなければなりません。

そこで、第5次行財政改革では、市民、事業者、そして行政が連携し、それぞれが公共サービスの担い手としての役割を十分に果たす「共創」と、市民本位の考え方に基づき、限られた経営資源を有効に活用しながら、行政自らが行政サービスの質的向上に取り組む「自律」という2つの視点を重視した経営改革に取り組んでまいりたいと考えております。

2. 第5次行財政改革プランにおける改革の目標及び改革の方向性

(1) 改革の目標

人口減少や少子高齢化、あるいは中核市への移行や連携中枢都市圏の形成を見据えた対応など、山形市を取り巻く環境が急激に変化していく時代のなかで、山形市が抱える様々な課題を解決しながら山形市の基本構想における目指すべき将来都市像「みんなで創る『山形らしさ』が輝くまち」を実現していくためには、市民、事業者と行政が連携し、経営資源の効率的で柔軟な活用を図り、市民本位の自治体経営に取り組むことが必要です。そうした観点から、第5次行財政改革プランの目標を「時代の変化に対応できる共創※1と自律による経営改革」とします。

(2) 改革の方向性

目標の実現に向けて、次の四つを改革の方向性として定めます。

① 自律による行政サービスの質的向上

全体最適と市民本位の視点で事務事業を自ら見直すとともに、新たな制度やシステムを積極的に活用し、行政サービスの質的向上を目指します。

② 市民とのパートナーシップの推進

市民等への分かりやすい情報提供と市民参画の充実を図りながら、市民、民間事業者との共創を推進し、多様化する行政ニーズに適切に対応します。

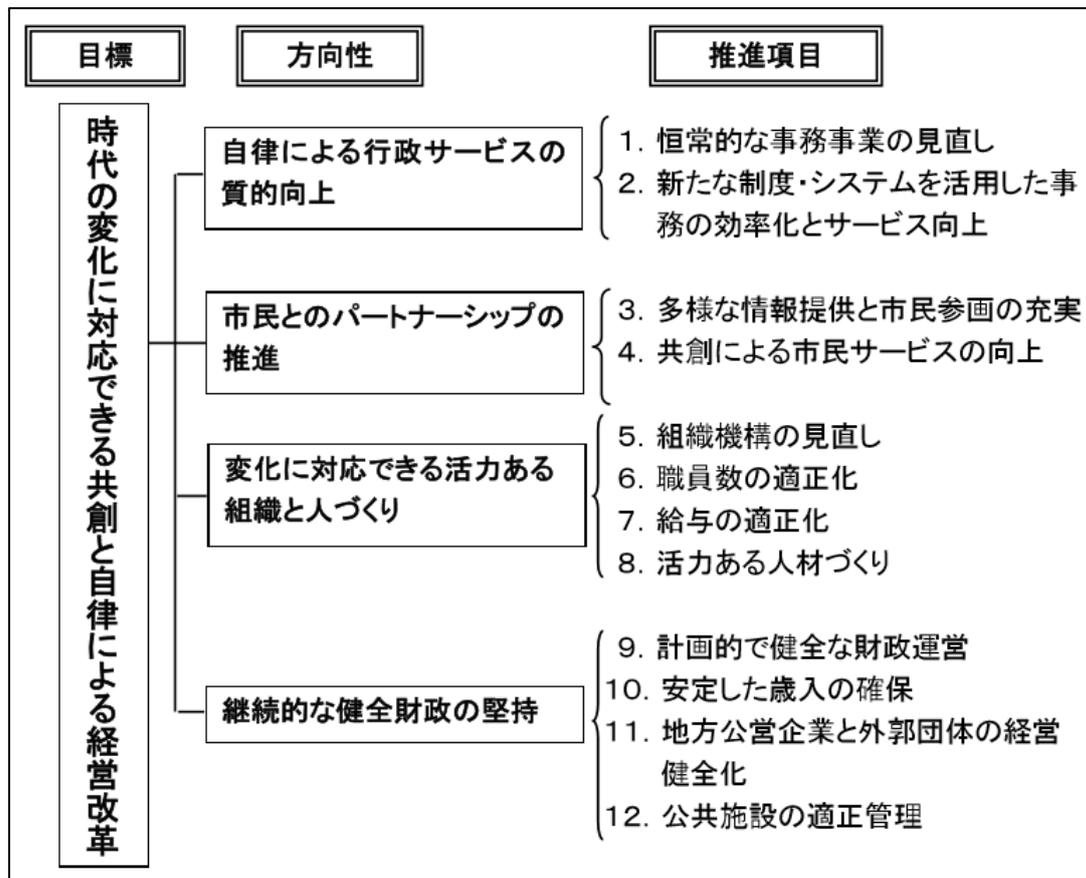
③ 変化に対応できる活力ある組織と人づくり

人口減少や少子高齢化、中核市への移行や連携中枢都市圏の形成を見据えた対応など、時代の変化に迅速、かつ適切に対応できる活力ある組織体制の整備と人材育成に取り組みます。

④ 継続的な健全財政の堅持

歳入の確保や公共施設の適正管理を着実に実行し、継続的な健全財政の堅持に努めます。

(3) 改革の体系



【推進項目】から該当箇所を抜粋

(⇒毎年度見直しながら実施 □検討 ●方針等策定 ○一部実施 ◎完了)

11 地方公営企業と外郭団体の経営健全化								
No.	具体的取組事項	内容	実施スケジュール					取組む部等 (主管課)
			H27	H28	H29	H30	H31	
32	外郭団体の経営健全化	外郭団体に関して、経営状況や資産債務の把握に努め、経営健全性の確保に向け必要に応じ指導、助言を行う。 【数値目標の指標】 2期連続赤字団体数 【目標値】 毎年度0件	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	各所管部 (行革推進課)

(監査人の視点)

監査人としては、市が出資等外郭団体に対して、独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を自助努力により実施し続けるため、公的支援を漫然と継続するだけでなく、自律的に経営するように指導していくべきであると考え。そのため、市が出資等外郭団体の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況を適切に把握を行うため、市の管理方針は適切であるか、管理方針に基づく運用状況は適切に実施されているかについて、市の管理方針を確認するとともに、市の担当者へのヒアリングを実施した。また、現地調査先に関して、市の出資割合が公表されている資料との整合性を確認するとともに、その算定方法についても確認した。

(監査人の意見)

(1) 出資等外郭団体に対する市の管理状況について

前述のとおり、市では見直し方針を持ちつつも、外郭団体に対する実際の管理状況は、改革プランに記載のとおり、「2 期連続の赤字団体か否か」の管理にとどまっていると言わざるを得ない。

出資等外郭団体が赤字か否かは、市が追加的に補助すれば回避することも可能であり、本来、見直し方針で掲げているとおり、出資等外郭団体が自律的に「効率化」や「質的価値向上」、「人的関与」、「財政的関与」、「制度的関与」を継続的に検討し、見直しを続けていくことを市が管理する仕組みが必要であり、改革プランではそれに関連する目標を設定する必要がある。【意見】

見直しにあたっては、総務省の第三セクター等の経営健全化の推進に関する指針や山形県における公社等の見直しに関する指針が参考となる。

総務省では、平成 26 年 8 月 5 日に総務大臣から各地方公共団体に対して通知された「第三セクター等の経営健全化の推進等について」及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」により、第三セクターなどの経営健全化などに関する指針が示されている。

同通知及び指針では、「各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれることを要請」し、各地方公共団体の判断と責任により徹底した効率化・経営健全化などについての取組みを進め、財政規律の強化に努めることが必要とされている。

市として、指針「1 経営状況等の把握、監査、評価」における「経営状況の把握」は改革プランにて一定程度の管理を行っているものと理解できるが、「把握している」にとどまり、経営状況を評価する水準にはないものとする。また、指針「3 経営責任の明確化と徹底した効率化等」で示されている第三セクター等の役職員の選任等は、平成 19 年 2 月に策定された市の見直し方針の取り組み期間以降、それが継続的に検討されていない。総務省の指針にもあるとおり、市としての「指導・監督方針や基準を策定」する必要がある。【意見】

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」より抜粋

1 経営状況等の把握、監査、評価

(1) 地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94

号。以下、「健全化法」という。)の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。その際、同法の損失補償債務等負担見込額の算定基準等に基づくことが適当であり、また、その法人形態や行う事業の特性にも留意するべきである。特に、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスク(詳細は第2.4(公的支援(財政支援)の考え方)を参照)について、別紙1も参考として、適切かつ簡明な把握を行うことが必要である。

(中略)

(3) 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。

評価に当たっては、外部の専門家の意見等も参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査するとともに、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。その際、当該第三セクター等の「存続(事業継続)の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)の明確化に取り組むことが望ましい。

なお、地方公共団体は、これらの評価に先立って第三セクター等が自ら評価を積極的に行うよう指導・監督等を行うとともに、合理的な評価基準の策定等に取り組むことが望ましい。

(中略)

3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

(1) 第三セクター等は、地方公共団体から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、第三セクター等の経営責任は経営者に帰するものである。

経営者は、第三セクター等の経営が悪化した場合等には、民事・刑事上の法的責任追及が行われる可能性があり得ることを十分に認識した上で、第三セクター等の経営に当たる必要がある。

(2) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の選任について、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求め、民間の経営ノウハウを含めた適切な知見を有する人材が積極的に登用されるように努めることが必要である。

第三セクター等の事業内容、他の出資者及び利害関係者との関係等により、地方公共団体の長や職員が役員に就任する場合にあっては、その職責を果たし得るのか、十分に検討を行うことが求められる。

また、地方公共団体を退職した者を第三セクター等が採用する場合にあっては、当該第三セクター等が必要とする能力・知見を有する人材であるか、よりふさわしい人材はいないのか等の観点から、十分な検討を行った上で採用することが必要である。

(3) 地方公共団体は、第三セクター等の役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要不可欠である。

また、第三セクター等の内部における組織体制、責任、サービス、会計及び資金の管理・運用等の経営上の重要事項について、あらかじめ当該地方公共団体としての指導・監督方針や基準を

策定し、明確にしておくことが望ましい。

(中略)

4 公的支援(財政支援)の考え方

(1) 基本的な考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人である。その経営は原則として当該第三セクター等の自助努力により行われるべきであるが、性質上当該第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

公的支援を行う場合にあっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないようにすることが特に重要である。このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。その際には、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、法人形態、「存続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)等を踏まえた検討を行うことが求められる。

なお、地方公共団体が第三セクター等に対する事実上の支援として行う業務委託等や、地方公共団体が給与等を負担する職員の出向等についても同様に扱うことが必要である。

山形県では、「公社等に関する指導方針(平成 28 年 3 月最終改定)」を定め、公社等に対する助言、指導及び必要な見直し等を行ううえでの共通となる考え方を示している。これにより、その事業を通じて行政目的を効率的かつ効果的に果たすとともに、公社等の経営健全化と地方創生に資する有効活用の両立に向けた適切な取組みを図ることとしている。また、この指針に基づき、資本金、基本金その他これらに準ずるものの県の出資(出えんを含む)の割合が 25%以上の法人等について、毎会計年度、「公社等見直し計画」を作成し、第三者委員会の意見を得たうえで公表している。

監査人として、山形県の公社等の見直しに関する取組みも参考になるものと考える。

「公社等に関する指導指針」より抜粋

第3 県の関与のあり方

(1) 基本的な考え方

公社等への出資等を所管する課長(以下「所管課長」という。)は、下記第4から第8に基づき、公社等の事業の意義、経営健全性(財務・経営状況、県の関与状況等)及び費用対効果等の観点から、それぞれ継続的かつ定期的に把握し、検証したうえで、特に、県の財政的リスクの回避の観点に留意し、当該公社等に対して助言、指導及び必要な見直しを行う。

また、公社等の経営について、収支改善や事業成果の向上等の運営改善、並びに役職員の数、給与の見直し及び組織機構のスリム化など徹底した効率化について不断の取組みを促すと

ともに、公社等の組織体制、責任、会議(理事会、評議員会等)、サービス、会計及び資金の管理・運用等の経営の重要事項について、公社等が自らの問題として取組みを進めるよう、助言及び指導等を行う。

(2)出資等外郭団体の見直し対象について

公益財団法人山形市文化振興事業団について、後述の沿革にも記載している通り、平成 15 年に旧財団法人最上義光歴史館が解散し、旧財団法人山形市文化振興事業団(平成 25 年に公益財団法人に移行)に統合され、現在の事業を行うこととなった経緯がある。また、旧財団法人最上義光歴史館が解散する際、基本財産 50,000 千円(山形市出捐金 30,000 千円、民間企業寄付金 20,000 千円)が、旧財団法人山形市文化振興事業団に寄附された。そのため、本法人の貸借対照表では、山形市補助金(山形市出捐金)50,000 千円とは区別して、寄附金として 50,000 千円を計上している。そのため、市からの出資(出捐)は、旧財団法人山形市文化振興事業団が設立した際に市が出資した金額 50,000 千円のみを出捐金として取り扱い、当初出資割合 100%から、現在は 50%と認識している。なお、平成 30 年度における貸借対照表は下表のとおりである。

(単位:千円)

勘定科目名	平成30年度 (平成31年3月31日)	勘定科目名	平成30年度 (平成31年3月31日)
流動資産		流動負債	
現金預金	16,975	未払金	9,926
未収金	3	預り金	648
その他	-	賞与引当金	2,706
流動資産合計	16,979	流動負債合計	13,281
固定資産		固定負債	
基本財産	100,000	退職給付引当金	21,331
特定資産	67,050	固定負債合計	21,331
展示收藏品	47,860	負債合計	34,613
退職給付引当資産	19,190	指定正味財産	147,860
その他の固定資産	301	市補助金	50,000
什器備品	0	寄付金	50,000
電話加入権	301	受贈展示收藏品	47,860
その他	-	一般正味財産	1,858
固定資産合計	167,352	正味財産合計	149,718
資産合計	184,331	負債・正味財産合計	184,331

上記のような統合により、出資割合が低下する場合、現状の出資等外郭団体の対象範囲である「基本財産の4分の1以上を出資または出せんしている団体等」または「外郭団体見直し方針」の見直しの対象となる団体「①本市の出資等の比率が 50%以上の団体(民法第 34 条に該当する財団法人、社団法人)」から外れ、市の管理対象外となる可能性がある。

市の見直し方針でも掲げられている通り、出資等外郭団体の見直しを行う目的は、地方公共団体である市が住民に対して直接的に提供できないサービスを担う出資等外郭団体が、自己責任による経営、自主的自立的な経営改革を促すため、市からの人的、財政的支援のあり方を見直し、出資者、指導監督者の立場から、外郭団体に対し必要な指導と助言を行うことである。

実態として、市の人的、財政的の関与度合いが高い団体にもかかわらず、上記のような統合により出資割合が引き下がったことで、出資等外郭団体の定義に該当せず、見直しの検討から外れる

ことも想定される。

以上のとおり、市の見直し対象となる出資等外郭団体については、形式的な出資割合だけでなく、市の関与程度も考慮した実態で対象範囲を検討されたい。【意見】

第3 市の指定管理者制度の運用状況について

(概要)

市では、直営で管理するもの以外の公の施設は、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入している。市の制度導入方針としては、「公の施設への指定管理者制度の導入方針(平成 17 年 6 月決定)」で定められ、運用されている。

「公の施設への指定管理者制度の導入方針(平成 17 年 6 月決定)」

- 1 現在、市の出資法人等に管理を委託している本市の公の施設について、直営で管理するもの以外は、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入する。
- 2 導入にあたって、市民サービスの向上と行政運営の効率化を図るものとする。
- 3 指定管理者の候補者の選定方法は次のとおりとする。
 - i 公募により行うことを原則とする。
 - ii 導入当初においては、公募によらず、行政サービスの継続性を重視し、現在委託している団体を指定することができるものとする。
 - iii 公募によらず団体を指定した場合においても、施設で実施する事業の性格、適切なサービスの提供が可能な受け皿の有無、受託団体の状況等を勘案し、できるところから順次、公募による管理者の指定を推進していくものとする。
- 4 新規に開設する施設及び建替える施設については、PFI や公募による指定管理者の制度の導入を前提に検討することとする。
- 5 現在直営で管理している公の施設についても NPO・ボランティアの活用などを含めた業務委託・アウトソーシングを最大限に進めるものとし、指定管理者制度の導入も検討することとする。
- 6 社会情勢の変動などにより公の施設としての必要性がなくなったと判断できるものについては廃止や譲渡も検討するものとする。

市では、下表のとおり、69 施設に対して指定管理者制度を活用している。

番号	名称	指定期間	指定管理期間	選定の状況
1	山形市市民活動支援センター	H30.4～R10.3	10	公募
2	山寺芭蕉記念館	H31.4～R6.3	5	非公募
3	最上義光歴史館	H31.4～R6.3	5	非公募
4	山形市民会館	H27.4～R7.3	10	公募
5	山形市斎場及び山形市霊柩車	H31.4～R6.3	5	公募
6	山形市総合福祉センター	H31.4～R6.3	5	非公募
7	あたご荘(養護老人ホーム)	H28.4～R3.3	5	非公募
8	山形市特別養護老人ホーム菅沢荘	H28.4～R3.3	5	非公募

番号	名称	指定期間	指定管理期間	選定の状況
9	大曾根さわやか荘(老人福祉センター)	H31.4～R6.3	5	非公募
10	黒沢いこい荘(老人福祉センター)	H31.4～R6.3	5	公募
11	漆山やすらぎ荘(老人福祉センター)	H31.4～R6.3	5	公募
12	山形市漆山デイサービスセンター	H31.4～R6.3	5	非公募
13	山形市菅沢デイサービスセンター	H28.4～R3.3	5	非公募
14	山形市銅町デイサービスセンター	H28.4～R3.3	5	非公募
15	まんさくの丘(知的障がい児・者総合施設)	H28.4～R3.3	5	非公募
16	べにっこひろば及び山形市べにっこひろば子育て支援センター	H29.4～R4.3	5	公募
17	山形学園(児童養護施設)	H28.4～R3.3	5	非公募
18	山形テルサ	H31.4～R11.3	10	公募
19	山形市産業歴史資料館	H31.4～R6.3	5	非公募
20	山形国際交流プラザ	H31.4～R6.3	5	非公募
21	山形市観光案内センター	H31.4～R6.3	5	非公募
22	山形市農業研修センター	H31.4～R6.3	5	非公募
23	山形市野草園	H28.4～R3.3	5	非公募
24	山形市馬見ヶ崎プール	H23.4～R3.3	10	公募
25	末広住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
26	松原住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
27	大森住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
28	飯塚住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
29	薬師町住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
30	南山形住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
31	馬畔住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
32	小白川住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
33	双葉町住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
34	天満住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
35	飯田住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
36	あずま住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
37	北部住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
38	松山住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
39	南ヶ丘住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
40	元木住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募

番号	名称	指定期間	指定管理期間	選定の状況
41	中桜田住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
42	銅町住宅及び共同施設	H24.4～R4.3	10	公募
43	山形市中央駐車場	H23.4～R3.3	10	公募
44	山形市香澄駐車場	H23.4～R3.3	10	公募
45	山形市大手町駐車場	H23.4～R3.3	10	公募
46	山形市済生館前駐車場	H23.4～R3.3	10	公募
47	山形駅東口交通センター駐車場	H23.4～R3.3	10	公募
48	山形駅西口駅前広場駐車場	H23.4～R3.3	10	公募
49	山形市済生館前地下駐輪場	H23.4～R3.3	10	公募
50	山形駅東口交通センター駐輪場	H23.4～R3.3	10	公募
51	山形市霞城セントラル駐輪場	H23.4～R3.3	10	公募
52	山形駅東口交通センター	H23.4～R3.3	10	公募
53	山形市総合スポーツセンター	H31.4～R6.3	5	非公募
54	南部体育館	H31.4～R6.3	5	非公募
55	江南体育館	H31.4～R6.3	5	非公募
56	福祉体育館	H31.4～R6.3	5	非公募
57	北市民プール	H31.4～R6.3	5	非公募
58	みなみ市民プール	H31.4～R6.3	5	非公募
59	蔵王体育館	H31.4～R6.3	5	非公募
60	蔵王ジャンプ台	H31.4～R6.3	5	非公募
61	流通センター野球場	H31.4～R6.3	5	非公募
62	西部運動広場	H31.4～R6.3	5	非公募
63	立谷川運動広場	H31.4～R6.3	5	非公募
64	鑄物町運動広場	H31.4～R6.3	5	非公募
65	西部庭球場	H31.4～R6.3	5	非公募
66	流通センター庭球場	H31.4～R6.3	5	非公募
67	鑄物町庭球場	H31.4～R6.3	5	非公募
68	山形市弓道場	H31.4～R6.3	5	非公募
69	山形市球技場	H29.4～R4.3	5	公募

(平成 31 年4月1日現在)

制度導入後は、指定管理者によるサービスの実施状況や管理運営状況について、事業計画書や協定書等に従い適切かつ確実に実施されているかどうかを把握・確認し、より効果的・効率的な

管理運営及び利用者へのサービス向上を図るため、指定管理業務の評価・検証(モニタリング)を行っている。

なお、上表のうち、グレーアウトした施設は、現地調査先の法人で管理している施設である。

「指定管理者のモニタリングについて」(市 HP より抜粋)

(モニタリングの種類)

■ 年度評価 (全施設)

年度終了後、毎年実施する評価

■ 中間評価

指定管理期間が長期(10年等)にわたる場合、中間の時期(5年目等)に実施する評価

■ 包括評価

指定期間の最終年度に実施する評価

(モニタリングの方法)

(1) 指定管理者による事業報告書の提出及び自己評価の実施

指定管理者は、毎年度終了後事業報告書を作成します。また、自己評価を行い、事業報告書とあわせて施設担当課に提出します。

(2) 施設担当課による評価の実施

施設担当課は、指定管理者から提出のあった事業報告書や自己評価を精査・検証し、評価を行います。

(3) 評価部会及び指定管理者選定評価審査委員会による評価の実施(中間・包括評価)

指定管理者及び施設担当課による評価・検証をもとに、指定管理者選定評価審査委員会に設置された評価部会による評価を行います。評価結果は指定管理者選定評価審査委員会に報告され、評価が決定されます。

なお、指定管理者選定評価審査委員会には、外部有識者も参加します。

(4) 評価結果の公表

評価結果をホームページで公表します。

施設担当課は、モニタリングの結果により、指定管理者に対し必要な措置を講じます。

[評価ポイント]

	評価区分	評価ポイント
1	管理運営の状況	施設全体の人員配置や危機管理等への対応、資質向上への取組み等は適切であるか。
2	利用の状況	施設の提供などの協定等で定めるサービスが実施できているか。

3	事業実施の状況	施設を利用して市民に提供している事業について、協定等で定める内容が実施できているか。
4	満足度の調査	利用者アンケートを実施して、利用者満足度について把握しているか。
5	維持管理の状況	清掃、保守、警備等が適切に実施されたか。
6	収支の状況	作成した収支計画に沿っているか、利用料金は目標を達成したか、経費の縮減等は適切であるか。

(モニタリングの結果)

【中間評価・包括評価】

[評価基準]

区分	年度評価に基づく中間・包括評価の基準
S	特に優れている場合
A	優れている場合
B	適正である場合
C	さらに努力の必要がある場合
D	改善の必要がある場合

【年度評価】

[評価基準]

区分	内容
S	協定書、仕様書どおり実施され、計画や目標を上回る実績(効果)があった場合
A	協定書、仕様書どおり実施され、計画や目標どおりの実績(効果)があった場合
B	協定書、仕様書どおり実施されたが、計画や目標を下回る(効果が少なかった)など、改善を期待する余地がある場合
C	協定書、仕様書どおり実施されなかった場合

上記方針に基づき、市では、平成31年度は、1施設について中間評価を実施し、また33件70施設について年度評価を実施している。

第4 山形市土地開発公社が保有する土地について

(山形市土地開発公社の概要)

市では、必要とする道路用地等の土地を先行的に取得する目的で、山形市土地開発公社(以下、「公社」という。)を平成5年2月に設立した。一般的に、土地開発公社を設立するメリットとしては、自治体からの依頼に基づき公社が先行的に土地を取得することで、地価が安価な時に機動的に土地が取得できるというメリットがあるといわれる。その後、取得した土地は、取得時の価格に取得後の経費や借入利息、事務費を上乗せして自治体に売却することで、用地取得に要した費用を回収することとなる。以下に公社の概要を記載する。

団 体 名 称	山形市土地開発公社
所 在 地	山形市旅籠町二丁目 3 番 25 号(市役所庁舎内)
設 立 年 月 日	平成5年2月1日
団 体 代 表 者	理事長 齋藤 順治
所 管 部 署	財政部 管財課
資 本 金 ・ 出 資 金 (市 割 合)	10,000 千円(10,000 千円、100%)
主 な 出 資 者	山形市
設 立 目 的	公有地の拡大の推進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、公用又は公共の用に供する土地等の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資する
主 な 事 業 内 容	公有地取得事業及び土地造成事業

(平成 31 年3月 31 日現在)

(財政状態)

(単位:千円)

	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
流動資産			
現金預金	80,634	66,734	59,891
代行用地	3,613,589	3,541,572	3,571,036
完成土地等	234,622	-	-
代替地	198,852	198,852	198,852
流動資産合計	4,127,699	3,807,159	3,829,779
固定資産			
有形固定資産	199	613	506
構築物	-	569	506
車両運搬具	0	0	0
工具器具備品	199	43	0
投資その他の資産	10,000	10,000	10,000
長期性預金	10,000	10,000	10,000
固定資産合計	10,199	10,613	10,506
資産合計	4,137,898	3,817,772	3,840,286
流動負債			
未払金	5	19	20
預り金	2	2	2
流動負債合計	7	21	22
固定負債			
長期借入金	3,768,290	3,518,290	3,539,659
固定負債合計	3,768,290	3,518,290	3,539,659
負債合計	3,768,297	3,518,311	3,539,681
資本金	10,000	10,000	10,000
準備金	359,601	289,461	290,604
資本金合計	369,601	299,461	300,604
負債・資本合計	4,137,898	3,817,772	3,840,286

(損益の状況)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1. 事業収益	3,138	690,444	3,138
公有地取得事業収益	-	524,881	-
土地造成事業収益	-	162,425	-
附帯等事業収益	3,138	3,138	3,138
2. 事業原価	1,295	759,099	832
公有地取得事業原価	-	517,433	-
土地造成事業原価	-	241,658	-
附帯等事業原価	1,295	8	832
事業総利益	1,842	△68,655	2,305
3. 販売費及び一般管理費	1,258	1,488	1,211
事業利益	584	△70,143	1,093
4. 事業外収益	293	30	49
受取利息	3	1	1
雑収益	289	28	47
5. 事業外費用	310	26	-
支払利息	310	26	-
経常利益	567	△70,139	1,143
当期純利益	567	△70,139	1,143

(監査人の視点)

監査人としては、貸借対照表の流動資産のうち、代行用地及び代替地が多額に計上されていることに注目した。総務省「土地開発公社の抜本的改革について」等でも検討されているとおり、多額の含み損を抱える土地開発公社が、取得した土地の売却が進まず、最終的には解散する事例が全国的にも少なくない。

監査人は、仮に公社が保有する代行用地 35 億円の中に、多額の含み損が含まれている場合、早急に改善に向けた検討が必要であると考えたためである。そこで、市の担当者にヒアリングを実施し、代行用地等の含み損等の状況、売却可能性について、確認することとした。

(ヒアリング結果)

公社が平成 30 年度末時点で保有する土地は下表のとおりである。

勘定科目	資産区分	面積(㎡)	残高(千円)	事業費財源 (借入先)
代行用地	ニュータウン開発整備 事業用地	151,805.75	3,547,133	借入(山形市立病 院済生館)
	山形市西山形コミュニ ティセンター建設事業 用地	3,097.00	23,903	借入(山形農業協 同組合)
完成土地等	蔵王産業団地造成事 業	8,431.85	—	—
代替地	都市計画道路改良事 業代替用地	829.75	198,852	借入(山形市土地 開発基金)

なお、勘定科目は、「土地開発公社経理基準要綱」によれば、下記のとおりである。

代行用地	公有地取得事業により、公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地をいう。ただし、公有用地であったものを除く。
完成土地等	土地造成事業に係る土地で、次に掲げるものをいう。 ア 販売可能な状態にある土地 イ 当該土地に係る開発計画が次のような状態にある土地 (ア) 開発工事の着工予定時からおおむね5年を経過しても開発用の土地等の買収が完了していない状態 (イ) 開発用の土地等の買収が完了した後おおむね5年を経過しても開発工事に着手していない状態 (ウ) 開発工事に着手後中断しその後おおむね2年を経過している状態

代替地	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第17条第1項に掲げる事業により取得される土地の所有者等に対して、その土地に代わる土地として譲渡するために公社が取得した土地をいう。
-----	--

上表のうち、担当者へのヒアリングの結果、ニュータウン開発整備事業用地に関して、用地取得は平成10年度から平成16年度であるため、用地取得から15年から20年程度経過しているが、今年度の一部買戻されたものの、次年度以降の市の買戻しの時期が未定となっている旨の回答を得た。ただし、現在保有している土地は販売目的の土地ではなく、学校等の公共用地であるため、市から帳簿価額での買取りを予定されているとのことである。事業費の財源は、山形市立病院済生館からの借入れとなっており、支払利息も発生している。

また、完成土地等の蔵王産業団地造成事業用地は、産業団地造成により、販売用地はすべて販売済みであるが、河川改修敷地等の残地部分のみ残っている。

(監査人の意見)

(1)ニュータウン開発整備事業用地の早期買戻しについて

上記のとおり、公社では多額の公共用地を保有しており、市からの買戻しが予定され、借入れに係る利息は市の病院事業会計に支払われているとはいえ、逼迫している市の財政にとって利息による買取価格の増加は財政負担が重くなる上、公社での管理コストも必要となり、事務負担的にも不効率である。加えて、済生館は市立病院とはいえ、支払った利息は病院サービスに使われることが見込まれ、その返還を求めるようなことは難しいと考える。

以上より、ニュータウン開発整備事業用地に関しては、市は速やかに買取りを行い、財政的にも事務的にも健全化を図る必要がある。【意見】

(2)蔵王産業団地造成事業用地の有効利用について

当該残地に関して、市の担当者へのヒアリングの結果、売却が困難であることが見込まれるとのことであった。監査人としても、売却が進まないことは理解できる面はあるが、近隣企業等への売却等を検討されたい。【意見】

第5 情報セキュリティポリシーについて

情報セキュリティポリシーは、貸借対照表や損益計算書などの財務諸表作成時において、財務会計の数値が何らかの事象で変更や改ざんされるリスクを防ぐため重要な基準である。

ID は、操作者を限定・特定するとともに、自らの職務責任を明らかにする役割を持つものであることから、ID に紐づくパスワードは、他者に知られないよう管理することが求められる。

また、パスワードが漏洩すると、なりすまし操作により、データの盗難や改ざんが行われるリスクが生じる上、万が一そうした事故が発生した場合に、実際に操作した者の特定ができなくなるというリスクが生じる。

監査人は、情報セキュリティポリシーの充実が、出資等外郭団体の財務事務に不可欠であると考え、現地調査先の外郭団体で情報セキュリティに関するヒアリング、規程の整備状況を検討し、各章において結論を記載する。

その前提として、市の情報セキュリティがどのように整備されているか、以下に記載する。

市は、「山形市電子情報処理規則(平成 17 年4月1日規則第 54 号)」において、情報セキュリティ対策について、必要な事項を定めている。

「山形市電子情報処理規則(平成 17 年4月1日規則第 54 号)」より抜粋

(目的)

第 1 条 この規則は、この市における電子情報処理及び情報セキュリティ対策について必要な事項を定め、もって電子情報処理及び情報セキュリティ対策の適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

(情報セキュリティポリシーの策定)

第 18 条 この市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を総合的、体系的かつ具体的に整備するため、山形市情報セキュリティポリシー(以下この章において「情報セキュリティポリシー」という。)を定めるものとする。

(情報セキュリティポリシーの構成)

第 19 条 情報セキュリティポリシーは、情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準をもって構成する。

(情報セキュリティ基本方針)

第 20 条 情報セキュリティ基本方針は、対象とする情報資産への脅威、職員等の遵守義務、情報セキュリティ対策の体系等、この市が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な考え方を定めるものとする。

(情報セキュリティ対策基準)

第 21 条 情報セキュリティ対策基準は、情報セキュリティ基本方針に基づき、この市の情報資産を取り扱ううえで遵守すべき行為及び判断等の基準等、情報セキュリティ対策を実施するうえで必要となる基本的な事項について定めるものとする。

第 20 条の「情報セキュリティ基本方針」は、市が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な考え方を定めており、目的に「本基本方針は、本市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。」と定めている。

第 21 条の「情報セキュリティ対策基準」は、情報セキュリティ基本方針に基づき、市の情報資産を取り扱ううえで遵守すべき行為及び判断等の基準等をより詳細に規定したものである。

対策基準において、電磁的記録媒体等の業務利用、ID 及びパスワードの管理に関して規定されている。さらに、パスワードに関して、使用すべき文字数、文字種等のルールが「山形市 ID・パスワード等の管理に関する実施手順」において、具体的に定められている。

第3章 公益財団法人山形市文化振興事業団

第1 法人概要

1. 基本情報

(山寺芭蕉記念館(指定管理対象施設)－外観)



(最上義光歴史館(指定管理対象施設)－外観)



団 体 名 称	公益財団法人 山形市文化振興事業団
所 在 地	山形市大字山寺字南院 4223 番地
設 立 年 月 日	平成元年6月 22 日
団 体 代 表 者	理事長 相馬 周一郎
所 管 部 署	企画調整部 文化振興課
基 本 財 産	100,000 千円
資 本 金・出 捐 金 (市 割 合)	100,000 千円 (50,000 千円、50.0%)
主 な 出 資 者	山形市、その他民間企業
設 立 目 的	芸術文化の普及、振興並びに山形の歴史及び文化の継承とその発展を図るための事業を行い、市民の情操と教養を高め、心豊かで潤いのある市民生活に寄与する。
主 な 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化の振興及び山形の歴史に関する講演会、講習会、研修会及び表彰等の事業 ・芸術文化並びに山形の歴史に関する調査、研究、資料収集、保管及び展示等の事業 ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業
情 報 公 開 (H P)	http://y-bunka.jp/

(平成 31 年3月 31 日現在)

(沿革)

平成元年7月1日	山形市より山寺芭蕉記念館の委託を受けると共に業務を開始
平成 15 年	財団法人最上義光歴史館と統合し、新たな財団法人山形市文化振興事業団となる。併せて、山形市より最上義光歴史館の委託を受ける
平成 18 年	山寺芭蕉記念館、最上義光歴史館の指定管理者の指定を受ける
平成 25 年	法律等の改正により公益財団法人に移行し、公益財団法人山形市文化振興事業団となる
平成 31 年	事業団設立 30 周年を迎える

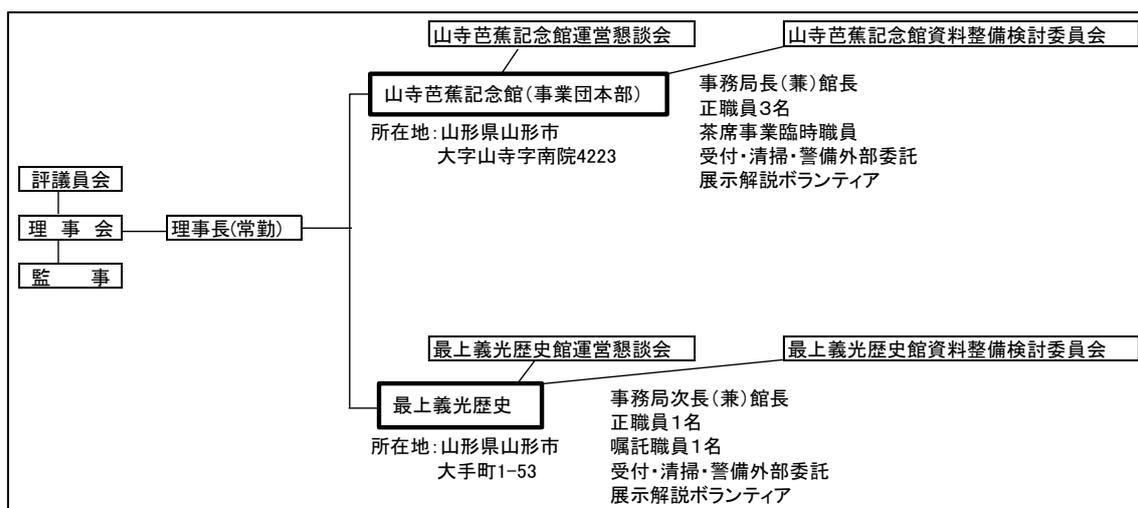
2. 役員・職員等の状況

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
役員数	常勤	1	1	1
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
	非常勤	12	12	12
	うち市職員	2	2	2
	うち市OB	1	1	1
職員数	常勤	7	7	7
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	2	2	2
	非常勤	3	3	3
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		2	2	2
市OB計		3	3	3

(各年度定時評議員会終了時現在)

3. 組織図



(平成31年3月31日現在)

4. 財務状況

(財政状態)

(単位:千円)

	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
流動資産			
現金預金	12,695	13,940	16,975
未収金	17	4	3
その他	-	-	-
流動資産合計	12,712	13,945	16,979
固定資産			
基本財産	100,000	100,000	100,000
特定資産	56,383	63,972	67,050
展示収蔵品	43,330	47,860	47,860
退職給付引当資産	13,053	16,112	19,190
その他の固定資産	308	304	301
什器備品	6	3	0
電話加入権	301	301	301
その他	-	-	-
固定資産合計	156,692	164,277	167,352
資産合計	169,404	178,222	184,331
流動負債			
未払金	9,167	8,882	9,926
預り金	213	541	648
賞与引当金	2,548	2,649	2,706
流動負債合計	11,929	12,073	13,281
固定負債			
退職給付引当金	19,930	20,792	21,331
固定負債合計	19,930	20,792	21,331
負債合計	31,860	32,865	34,613
指定正味財産	143,330	147,860	147,860
一般正味財産	△5,786	△2,502	1,858
正味財産合計	137,543	145,357	149,718
負債・正味財産合計	169,404	178,222	184,331

(損益の状況)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	104,221	103,026	106,213
基本財産運用益	115	126	147
特定資産運用益	-	2	1
事業収益	7,188	6,967	6,703
受託収益	95,367	94,635	97,834
受取寄付金	1,494	1,231	1,461
その他	55	64	65
経常費用	101,631	102,673	104,782
事業費	90,901	91,324	93,376
管理費	10,730	11,348	11,405
当期経常増減額	2,590	353	1,431
2. 経常外収益	8,895	2,930	2,930
3. 経常外費用	-	-	-
当期経常外増減額	8,895	2,930	2,930
当期一般正味財産増減額	11,486	3,283	4,361
一般正味財産期首残高	△17,272	△5,786	△2,502
一般正味財産期末残高	△5,786	△2,502	1,858
II 指定正味財産増減の部			
固定資産受贈	3,770	4,530	-
当期指定正味財産増減額	3,770	4,530	-
指定正味財産期首残高	139,560	143,330	147,860
指定正味財産期末残高	143,330	147,860	147,860
III 正味財産期末残高	137,543	145,357	149,718

5. 市費の受入状況

(市費受入額の推移)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	-	-	-
出資金	50,000	50,000	50,000
受託金	95,367	94,635	97,834
借入金	-	-	-
減免額	-	-	-
その他	-	-	-

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

(平成30年度の市費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額
受託金	山寺芭蕉記念館管理運営業務 指定管理料	64,964
	最上義光歴史館管理運営業務 指定管理料	35,800

6. 事業概要

(1) 事業の内訳

山寺芭蕉記念館	最上義光歴史館
①展示事業	①展示事業
②普及啓発事業	②普及啓発事業
③茶席事業	③調査研究事業
④収蔵品の貸出	④その他の事業
⑤収蔵品の掲載許可	

(2) 各事業の内容

本法人が実施している主な事業内容は下記のとおりである。

(山寺芭蕉記念館)

①展示事業

(単位:人)

No.	種類	展示会名	入館者数
1	企画展	お雛さまの歴史と美 ―山形に伝わる”桃の節句”の彩り―	165
2	常設展	「芭蕉の生涯」「収蔵名品展」	3,124
3	特別展	坂田燦の版画で巡る『おくのほそ道』	2,589
4	企画展	今昔 妖怪絵巻	2,609
5	企画展	山寺と紅花Ⅰ ―紅花商人の栄華―	1,054
6	企画展	山寺と紅花Ⅱ ―描かれた山寺―	4,492
7	企画展	山寺と紅花Ⅲ ―文化の伝承―	3,179
8	企画展	山寺と紅花Ⅳ ―雛と雅―	1,407

②普及啓発事業

No.	事業名	実績
1	第61回全国俳句山寺大会	1,318投句
2	第10回山寺芭蕉記念館英語俳句大会	1,618投句
3	山寺芭蕉記念館ボランティアガイド養成講座	全6回(135人)
4	第48回芭蕉忌俳句大会	654投句
5	第28回山寺芭蕉記念館文化セミナー「山寺と紅花」	全3回(287人)
6	芭蕉を偲んで投句しよう	54投句
7	山寺芭蕉記念館子ども俳句道場	22投句
8	ITに係わる規格と情報管理	257,664アクセス

③茶席事業

(単位:人)

No.	事業名	利用者数
1	市民茶席(通年)	748
2	茶房 芭蕉堂	2,329
3	山寺感謝の茶会	88

④収蔵品の貸出

- ・山形美術館や大垣市教育委員会等への収蔵品の貸出

⑤収蔵品の掲載許可

- ・収蔵品の雑誌への掲載やテレビ番組等での紹介

(最上義光歴史館)

①展示事業

(単位:人)

No.	種類	展示会名	入館者数
1	企画展	(第10回)市民の宝モノ2018	3,312
2	常設展	鐵[kurogane]の美2018	7,672
3	特別展	山形大学附属博物館・最上義光歴史館連携展『山形の祈り～山形大学附属博物館所蔵絵はがき展～』	3,847
4	常設展	自然のかたち 一 所蔵名品障壁画一	7,969
5	企画展	(第11回)市民の宝モノ2019	2,925

②普及啓発事業

(単位:人)

No.	事業名	参加者数
1	こども講座「ヨシアキ☆すく〜る!？」	市内12小学校 683
2	義光塾	101
3	現地研修会	27

③調査研究事業

- ・県内外に残る最上家等に関わる文書資料や文化財・史跡等の調査研究を進め、写真撮影等による記録保存及び目録作成、複写等の資料整備を行う。

④ITに係る情報発信事業

No.	事業名	アクセス数
1	一般ページ	656,129
2	こどもページ	13,669
3	スマートフォンサイト	14,635

第2 組織・ガバナンス

(組織・ガバナンス及び役員報酬計算事務の概要)

1. 役員(理事・監事)について

本団体における理事及び監事の職務・任期は、定款で下記のとおりとされている。

(理事の職務及び権限)
第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
(監事の職務及び権限)
第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
(役員(任期))
第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

役員(員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款 23 条 選任方法:定款第 24 条
員数	・理事 8 名以上 12 名以内 (理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長とする) ・監事 3 名以内
選任方法	評議員会の決議によって選任 (理事長、副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定される)

平成 30 年度の役員は下表のとおりである。

役職名	区分	氏名	所属
理事長	常勤	相馬周一郎	
副理事長	非常勤	寒河江浩二	(株)山形新聞代表取締役社長
副理事長	非常勤	大久保義彦	山形市芸術文化協会会長
理事	非常勤	伊藤浩之	山形市企画調整部長
理事	非常勤	荒澤賢雄	山形市教育委員会教育長
理事	非常勤	伊藤清隆	山形放送(株)報道制作局長
理事	非常勤	大谷駿雄	山形県芸術文化協会会長
理事	非常勤	後藤完司	山形商工会議所副会頭
理事	非常勤	長谷川吉茂	(株)山形銀行代表取締役頭取
理事	非常勤	矢萩正幸	山寺文化保存会常任理事会長

役職名	区分	氏名	所属
理事	非常勤	横山昭男	山形県文化財保護協会会長
監事	非常勤	岩田雅史	山形商工会議所専務理事
監事	非常勤	本越満	本越税理士事務所所長

※常勤役員は理事長 1 名である。

(平成 30 年6月 15 日現在)

次に、役員報酬については、「理事及び監事には、その職務の対価として報酬を支給することができる。その額は毎年総額 300 万円を超えないものとする(定款第 29 条)。」と定められ、さらに、「役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程」において、「第 3 条 常勤役員の報酬は月額とし、毎月支給する。」「第 4 条 非常勤役員の報酬は、日額とし、評議員会、理事会及び監事監査等出席の都度、定額を支給する。」としている。

常勤役員の月額報酬	理事長	月額 170,000 円
非常勤役員の日額報酬	理事会、評議員会及び監事 監査出席等の都度	1 人日額 8,000 円

(単位:円)

勘定科目	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業費-役員報酬	170,000	231,200	221,600
管理費-役員報酬	1,770,000	2,080,800	1,994,400
合計	1,940,000	2,312,000	2,216,000

※上記の役員報酬には評議員報酬が含まれている。

2. 評議員について

評議員会は、すべての評議員をもって構成され、定款にて下記の権限を有している。

<p>(権限)</p> <p>第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 理事及び監事の報酬等の額及びその基準</p> <p>(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準</p> <p>(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認</p> <p>(5) 定款の変更</p> <p>(6) 残余財産の処分</p> <p>(7) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>
--

評議員の任期(定款第 12 条)は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

評議員の員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款 10 条 選任方法:定款第 11 条
員数	評議員 8 名以上 12 名以内
選任方法	評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い評議員会において行う。

平成 30 年度の評議員は下表のとおりである。

氏名	所属
会田行雄	公園通り商店街振興組合理事長
青木哲志	山形市商工観光部観光戦略課長
岡崎美枝子	蔵王温泉旅館組合婦人部こまくさ会会長
金澤智也	山形市教育委員会学校教育課長
菊地和博	東北文教大学短期大学部特任教授
清原正田	立石寺住職
後藤文男	山寺地区振興会副会長
小松幸樹	山形県立博物館館長
鈴木正子	山形県俳人協会会長
長瀬洋子	山形市女性団体連絡協議会会長

(平成 30 年 6 月 15 日現在)

次に、評議員の報酬について、定款第 13 条において、「評議員には、その職務執行の対価として、報酬を支給することができる。その額は毎年総額 30 万円を超えないものとする。」と定められ、さらに「役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程」において、評議員会出席も都度 1 人日額 8,000 円と明記されている。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員及び評議員の選任、ガバナンス体制、市職員OBの活用、役員報酬支給事務の概要を把握するとともに、評議員会及び理事会の議事録の閲覧、並びに役員報酬支給に関して、「役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程」に基づき支給されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 役員報酬支給事務について

役員報酬に関して、「役員、評議員及び顧問の報酬並びに費用に関する規程」に基づき、事務手続きがなされていることを確認した。また、役員退職慰労引当金の未計上については、支給規程がなく、過去の慣例においても支給実績がなく、今後も予定していないことから妥当と判断した。

(2) ガバナンス体制について

本法人では、平成 30 年度において、理事会、評議員会が下表とおりに開催され、定款で定めた事項について、協議・決議が行われていた。

会議名	開催年月日	開催形式	議案
第 1 回理事会	平成 30 年 5 月 30 日	会議	・平成 29 年度事業報告並びに決算承認について ・最上義光歴史館運営懇談会委員の委嘱について
第 2 回理事会	平成 31 年 3 月 27 日	会議	・平成 30 年度正味財産増減補正予算について ・平成 31 年度事業計画及び正味財産増減予算について ・平成 31 年度評議員会の開催について ・事務局長、事務局次長の任命の承認について
第 1 回評議員会	平成 30 年 6 月 15 日	会議	・平成 29 年度事業報告並びに決算承認について ・評議員の選任について ・役員を選任について

第3 収入

(収入事務の概要)

本法人における収入は、下表のとおり、大部分を山形市からの指定管理料収入によって構成されている。

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産受取利息	115	126	147
特定資産受取利息	-	2	1
入館料	4,629	4,621	4,472
使用料	328	368	269
資料売上	852	726	712
事業参加費	190	131	166
茶券売上	1,188	1,120	1,082
指定管理料	95,367	94,635	97,834
受取寄付金	1,494	1,231	1,461
雑収益	55	64	65
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
指定管理料	2,930	2,930	2,930

(各施設の使用料金等の体系)

1. 山寺芭蕉記念館

(1) 入館料

区分	通常料金	団体料金※
大人	400 円	320 円
高校生以下	無料	

※団体料金は 20 名上の場合に適用される。

(2) 使用料

区分	利用時間	使用料	
研修室1	09:00～12:30	4,000 円	
	12:30～16:30	5,000 円	
	16:30～21:00	6,000 円	
研修室2	09:00～12:30	1,500 円	
	12:30～16:30	2,000 円	
	16:30～21:00	2,500 円	
観宝亭(茶室 広間)	09:00～12:30	一 間 に つ き	1,500 円
芭蕉堂(茶室 立礼席)	12:30～16:30		2,200 円
	16:30～21:00		3,000 円
茶道具	1回につき	1,500 円	

(3) 冷暖房料

区分	冷房料(1時間毎)	暖房料(1時間毎)
研修室1	200 円	320 円
研修室2	100 円	160 円
観宝亭	100 円	160 円
芭蕉堂	100 円	160 円

2. 最上義光歴史館

(1) 入館料: 無料

平成 30 年度における指定管理料収入の主な内訳は下表のとおりである。

(文化施設の指定管理)

(単位: 千円)

区分	事業名	金額
受託金(指定管理料)	山寺芭蕉記念館の管理運営	64,964
	最上義光歴史館の管理運営	37,295

本法人は、平成元年に財団法人山形市文化振興事業団設立発起人会を前身として設立され、山寺芭蕉記念館の管理運営及び文化振興事業を山形市より受託している。また、平成 15 年に財団法人最上義光歴史館を統合し、現在の財団法人山形市文化振興事業団となったことから、財団法人最上義光歴史館が従前受託していた最上義光歴史館の管理運営を山形市より受託している。平成 18 年より山寺芭蕉記念館、最上義光歴史館の指定管理者の指定を受けており、本法人の収益の大部分はこの指定管理料で占められている。

当該収益を計上するための収入事務については、「公益財団法人山形市文化振興事業団会計規程」によって定められている。

「公益財団法人山形市文化振興事業団会計規程」より抜粋

第3章 収入及び支出

(収入の調定)

第 18 条 決定権者(管理運営規定第5条の規定に基づく専決者をいう。)は、収入の調定をしようとする場合は調定票(収入金整理票)を起票し収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入者等を調査確認して、当該収入の調定をしなければならない。

(納入の通知)

第 19 条 前条規定により収入を調定し、又は調定を更正した場合は、納入者に対して収入の通知をしなければならない。

2 前項において、納入の通知をする場合の納期限については法令その他の定めがある場合を除いては、10 日以内の納期限を定めるものとする。

(領収書の交付)

第 20 条 出納員は、収入の納付を受けた場合は、所定の領収書を交付しなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、「公益財団法人山形市文化振興事業団会計規程」に基づいて、収入事務手続きが実施されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1)収入事務について

法人の会計規程に従い、平成 30 年度に計上されている指定管理料、入館料及び使用料について、サンプルを抽出し、市との年度協定書及び利用者からの施設利用に係る帳票から収入調定、入金及び財務会計処理までを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

(2)山寺芭蕉記念館の指定管理料に含まれる過去の退職給付引当資産不足分について

山寺芭蕉記念館の指定管理料 64,964 千円には、職員の退職給付費用に対応する金額が含まれている。市では、指定管理施設においては、その指定期間内において当該指定管理施設の管理運営に従事する職員に係る退職給付引当資産を積み立てる場合、適切な雇用環境の維持・確保の点から、必要と認められる額を管理運営に要する経費として指定管理料に含めることを認めている。

本法人が適用されている公益法人会計基準では、年度末に職員が退職したと仮定した場合に支給が必要となる金額(期末要支給額)を決算時に計算し、退職給付引当金として負債の部に計上することとなる。また、前年度末までに計上している退職給付引当金と当年度末に再算定した金額の差額を退職給付費用として費用計上する。つまり、職員が退職時まで継続して働いた労働の

対価として支給される退職手当のうち、毎年度、積みあがっていく退職手当の増加分を費用計上することになる。

よって、市の指定管理を受けている法人では、退職時まで現金での支出が伴わず、毎年度費用計上される退職給付費を交付される指定管理料によって補填することで、退職手当の財源を現金として積み立てることができることになる。これが、貸借対照表上、退職給付引当資産として資産計上される。

本法人においても、上記取り扱いにより、退職給付引当資産が計上されているが、本法人の貸借対照表を確認すると、退職給付引当資産が 19,190 千円に対して、退職給付引当金(負債)は 21,331 千円と、積立資産よりも負債の方が大きい状態(つまり、積立不足)にある。通常であれば、退職給付費用を指定管理料等で全額補填されていれば、退職給付引当資産と退職給付引当金は同額になるはずである。しかし、本法人においては、過去の退職給付引当資産の積立てが不足していることから、指定管理料に過去の積立不足分も上乘せして受け取り、退職給付引当資産の積み増しを行っている。

上述のとおり、市の方針から考えれば、指定管理料はその指定管理期間内の職員の退職給付費分は負担するが、指定管理期間外の部分まで負担することは認められないものとする。ただし、監査人としては、本法人は市の文化施設を管理運営する事業のみ行っており、出資比率 50%で、他の出資者は経営にほぼ関与しておらず、実質的には市の直営の法人であることから考えれば、市が本法人の職員の退職手当を負担することは妥当であるとする。つまり、過去の退職給付引当資産を市が負担することには一定の合理性があるとするが、それを指定期間内に係る費用を賄うために交付される指定管理料で負担することは不合理であるとする。

以上から、本法人に交付される指定管理料は、その指定期間内に必要となる費用のみで積算した金額で交付し、過去の退職給付引当資産の積立不足分は別途、補助金等で目的を特定した上で、特例的に交付することで対応すべきである。【指摘事項】

なお、検討にあたり、市と本法人の負担に関する協議は過去に実施されたが、書面でのやり取りは残っておらず、両者の合意に基づき行われてきたとのことである。このような例外的、かつ、重要な取り決めについては、書面で記録を残しておくべきである。【指摘事項】

3. 最上義光歴史館の利用料金について

最上義光歴史館では、平成 20 年まで下記の料金体系で入館料を徴収していた。その後、市が入館料を無料化した理由としては、文化施設への集客をアップし、街なか観光交流人口の増加を目的として、無料化に踏み切った。

区分	通常料金	団体料金※
大人	300 円	240 円
高校生	200 円	160 円
小中学生	100 円	80 円

※団体料金は20名上の場合に適用される。

無料化直前5年間の入館料収入は下表のとおりである。約3百万円台で安定的な入館料収入が得られていた。

(単位:千円)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
入館料収入	3,239	3,137	3,289	3,367	4,468

主な利用者は、県外観光客と市内小学校の社会科見学等で無料化前の直近5年間(平成16年～20年)は平均1万5千人程度の利用状況であった。入館料の無料化後は平均2万4千人(平成22年から26年)で推移している。なお、平成21年は山形を舞台にした大河ドラマの影響で過去最高の5万人超の利用者数を記録した。

第4 人件費

(概要)

1. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員数	常勤	7	7	7
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	2	2	2
	非常勤	3	3	3
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		0	0	0
市OB計		2	2	2

(各年度定時評議員会終了時現在)

2. 職員の人件費について

職員の人件費については、「公益財団法人山形市文化振興事業団給与規程」によって規定されている。

「公益財団法人山形市文化振興事業団給与規程」より抜粋

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、この規程に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

第4条 給料表は別表のとおりとする。

2 新たに職員となった者の号給は、その者の経歴及び他の職員との均衡等を考慮し理事長が決定する。

3 事務局長及び事務局次長の給与は、理事長が別に定める。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、市職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、本法人の「公益財団法人山形市文化振興事業団給与規程」に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「公益財団法人山形市文化振興事業団給与規程」に従い、平成 30 年度に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当、並びに1か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第5 支出・契約

(概要)

1. 支出・契約事務について

本法人における支出・契約事務は、本法人の運営や指定管理業務に係る施設の維持管理費、業務委託費、企画展の開催に係る消耗備品費や印刷製本費等、多岐にわたっている。

本法人において、支出・契約事務については、「公益財団法人山形市文化振興事業団会計規程」及び「公益財団法人山形市文化振興事業団管理運営規程」によって定められている。

「公益財団法人山形市文化振興事業団会計規程」より抜粋

第5章 契約

(契約の締結)

第 39 条 請負、売買、賃借、業務委託等の契約を締結する場合は、指名競争入札又は随意契約の方法により行うものとする。

2 契約の期間は単年度及び5年までの長期継続とすることができる。

(指名競争入札)

第 40 条 指名競争入札に付する場合は、3以上の入札者を指名しなければならない。

(随意契約)

第 41 条 随意契約によることができる場合は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる額の契約をするとき

ア 工事(修繕, 製造)又は業務委託の請負	130 万円未満
イ 財産の購入又は物品の借入れ	80 万円未満
ウ 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円未満

(2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき

(5) 時価に比して有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき

(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

(7) 落札者が契約を締結しないとき

(8) 国、地方公共団体と契約するとき

2 前各号(第8号を除く)の規定により随意契約しようとする場合は、原則として2以上から見積書を徴しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

(契約書の作成)

第 42 条 契約を締結しようとする場合は、次の事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(1) 契約の目的

(2) 契約履行の場所及び期限又は期間

- (3) 契約金額
 - (4) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
 - (5) 監査及び検査
 - (6) 契約に関する紛争の解決方法
 - (7) その他必要な事項
- (契約書の省略)

第 43 条 次の各号の一に該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 1件 100 万円を超えない契約をするとき
 - (2) その他理事長が契約書の作成を省略した場合は、請書を徴することができる。
- (検査)

第 44 条 契約の適正な履行を確認するため必要な検査をしなければならない。

2 前項の検査を行わせるため検査員を置く。検査員は理事長が命じる。

第 45 条 検査員が検査を行う場合は、当該職員が立会うものとする。

「公益財団法人山形市文化振興事業団管理運営規程」より抜粋

第5章 事案の決定

(事案の決定)

第5条 事案の決定は、理事会で議決するものを除くほか、当該事案の結果の重大性に応じ、理事長、のほか、事務局長又は館長が行う。

2 前項の規定に基づく事案の専決区分は、別表1のとおりとする。

別表1

事務局長の専決事項	
1	基本方針に基づく事業団の運営
2	1件の金額が 300 万円までの契約、支出負担行為及び収入の調定
3	1件の金額が 150 万円を超える支出命令に関する事
4	職員の福利厚生に関する事
5	職員(事務局長、事務局次長を除く)の出張、休暇その他勤務に関する事
6	前各項のほか、定例的な事項
館長の専決事項	
1	計画に基づく事業の計画、実施に関する事
2	1件の金額が 150 万円までの契約、支出負担行為及び収入の調定
3	1件の金額が 150 万円までの支出命令に関する事

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「公益財団法人山形市文化振興事業団会計規程」及び「公益財団法人山形市文化振興事業団管理運営規程」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 見積合せの未実施について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、見積合せ(同一の取引に対して、複数の企業等から見積書を徴収・比較し、最も安い価格をつけた企業から調達すること)が実施されていない取引が複数確認された。

会計名	日付	科目名	摘要
山寺芭蕉記念館 事業会計	2018/8/20	会議費支出	ナイトミュージアム夕食代
山寺芭蕉記念館 事業会計	2018/11/30	消耗備品費支出	干菓子
山寺芭蕉記念館 事業会計	2019/2/12	印刷製本費支出	芭蕉記念館パンフレット

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

本法人の会計規程第41条第2項によれば、随意契約を行う場合、原則として2者以上から見積書を入手することとされているが、見積合せによりがたい場合は1者随意契約ができるとされている。

上記取引に関しては2者以上の見積書が入手されておらず、見積合せが困難な明確な理由も稟議書等で検討されていない。よって、規程に従い見積合せを実施するか、見積合せが困難な場合はその理由は稟議書等で記載し、1者随意契約の妥当性を検討する必要がある。【指摘事項】

(2) 検査の未実施について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、修繕工事の作業完了に対する検査が未実施である取引が確認された。検査は、会計法及び地方自治法により実施が義務付けられており、契約の履行内容が契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいた適正なものとなっているか否かを実地で確認することである。

会計名	日付	科目名	摘要
山寺芭蕉記念館 事業会計	2018/8/10	修繕費支出	FS-4 展示室系統送風機修繕

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

本法人の会計規程第 44 条及び第 45 条によれば、契約の適正な履行を確認するため必要な検査を実施しなければならないとされているところ、上記取引においては検査調書の作成がなく、検査を実施した証拠が確認できなかった。

他の取引においては、検査調書を作成している取引もあるため、法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。【指摘事項】

(3) 予定価格の決定方法について

本法人において、山寺芭蕉記念館清掃・受付業務及び最上義光歴史館清掃・受付業務が指名競争入札にて調達されている。

競争入札にあたっては、業務内容の大幅な変動がないことを理由に、前年度までの実績額に基づき、設計金額を積算し、「設計金額と同額」で予定価格が決定され、入札が実施されている。加えて、本入札の結果として、予定価格と同額で委託価格が決定している。

法人担当者へのヒアリングによれば、設計金額は職員により積算するが、予定価格の決定は設計担当者の上長にあたる予定価格決定者が行っており、法人としても明確な予定価格の決定方法を定めているものではないとのことである。なお、市においては、業務委託の積算について特段の方針等があるわけではなく、予定価格は予算の範囲内で仕様書その他参考資料により設定することとしているとのことである。

そもそも予定価格を設定した上での競争入札を実施する目的は、正常な競争により、調達コストを引き下げ、地方自治法第2条第 14 項の「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを達成するために行っているものである。上記のように、過去の実績額に基づき積算した設計金額と予定価格が同額で、かつ、予定価格と委託価格(落札価格)が同額である場合、正常な競争に基づき調達が実施されたのか、住民から疑念を持たれかねない。また、仮に予定価格の決定方法が設計金額と同額であることが常態化するようなことがあれば、業者側で予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。

以上から、本法人において、指定管理料によって委託料を支払っている以上、予定価格の決定にあたっては、職員が作成した設計金額に対して、国等の資料を参考にして、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定める体制の構築を検討されたい。【意見】

また、指定管理料に係る事業報告について、5 年間の指定管理期間中、1 年間の事業期間が終了するたびに、年次報告書を法人から市へ提出するとともに、指定管理期間が終了した年度は5

年間の事業報告書が提出される。市では、提出された年次報告書は各年度に、事業報告書は指定管理期間終了時に、それぞれの報告書に基づき、法人から事業報告を受け、事業成果、指定管理料の執行結果等の内容を確認している。

市においても、出資等外郭団体に対して、指定管理料の事業報告を受け、事業報告書に対する内容確認を実施する際、適正な契約事務の体制構築を促すように指導を行うとともに、事業報告の際のチェック項目を標準化する等して、一定水準で事業報告書の内容確認を行う体制を構築する必要がある。【指摘事項】

第6 財産管理

1. 現金預金

(概要)

本法人は山寺芭蕉記念館及び最上義光歴史館のそれぞれで現金を管理し、毎日の現金出納後に両館を合算して収支日計表を作成している。預金は普通預金として保有し山寺芭蕉記念館で管理しており、毎月、会計上の残高と金融機関からの残高証明書を照合している。

「公益財団法人山形市文化振興事業団会計規程」より抜粋

(出納員)

第6条 事業団の事務に関する金銭の出納及び保管事務を処理するため出納員を置く。

2 出納員は、理事長が任命した職員があたるものとする。

(手許現金)

第31条 業務の必要から手許現金を置く場合は、事業団の管理する施設、一施設につき25万円を限度としなければならない。

(収支日計表の作成)

第32条 出納員は、毎日の現金出納後に収入、支出の状況並びに預金等の内訳をまとめ収支日計表を作成しなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、現金預金は適切に保管され、会計残高との照合が適切に行われているかについて、担当者へのヒアリング、金庫等の視察、平成30年度末残高について収支日計表及び残高証明書等との照合を行った。

(監査の結果)

本法人において、本法人の会計規程も含め、現金残高の確認を実施する規程がない。入館料等、現金を取り扱う場面がある法人においては、日々の現金残高を正確に把握、管理する必要があるため、現金残高の管理、確認に関する規程を設ける必要がある。【指摘事項】

金庫等における現金預金の管理状況は良好であり、必要最低限度のものが整然と保管されていた。また、平成30年度末残高について収支日計表及び残高証明書等との照合を行った結果、両者は一致していた。

現金残高の確認においては、山寺芭蕉記念館は担当者のみがカウントした金額を収支日計表に記入している。他方、最上義光歴史館は担当者がカウントした後に館長が再度カウントした金額を収支日計表に記入している。作成された収支日計表は事務局長の承認を受けている。

山寺芭蕉記念館のように現金残高の確認を担当者のみで行っている場合、もし現金横領やカウントミスなどで現金残高に過不足があっても、出納責任者もカウントしないと、発見が遅れる可能性がある。また、同じ担当者が会計システムも操作できる環境にある場合、一部の現金を引き抜き、帳尻が合うように会計上も記帳することで簡単に現金横領が可能となってしまう。これらの現金横領はマスコミ等によく報道されるような手口であり、本法人でも発生し得ることである。

そのため、現金は管理上リスクが高い資産であることから、山寺芭蕉記念館も最上義光歴史館と同様に担当者以外の上位者が関与するダブルカウントの体制にするべきである。その際には、毎日実施する体制であることが望ましいが、抜き打ち等の方法で不定期に実施する方法も考えられる。【意見】

2. 基本財産

(概要)

定期貯金及び譲渡性預金で運用しており、運用益を退職給付引当資産として積み立てている。

なお、基本財産とは、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産をいう。

(実施した手続き)

監査人は、資産運用の対象は適切か、運用事務手続きは適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末の基本財産の運用状況は以下のとおりである。

対象資産	金額(千円)	利率(%)
定期貯金	80,000	0.180
譲渡性預金	20,000	0.015

従前、公益法人等では地方公共団体や寄付者等から寄託された資金を財源として、国債や地方債等で運用し、その運用益で事業費や管理費を賄ってきた経緯がある。しかし、現在のような超低金利が長期化する中で、国債や地方債等で運用しても従前のような運用益を維持することが困難であるため、より運用利回りは高いが、運用リスクを伴う有価証券等へシフトせざるを得ない経営環境となっている。しかし、当法人のように市の出資等外郭団体は、出捐金や補助金等、公金により事業を実施していることから、公金を財源とする運用を行う場合、市民への説明責任を果たすためには、たとえ超低金利時代であっても、財産の元本確保を第一とした運用を行うことが必要であると考える。

現状、安全資産により運用されているが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」等を参考にして、資産運用の対象資産や運用の承認体制を定めた資産運用規程を整備すること検討されたい。【意見】

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」より抜粋

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を

除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 価値の変動が著しい財産 | 株式、株式投資信託、金、外貨建債券等 |
| ② 客観的評価が困難な財産 | 美術品、骨董品等 |
| ③ 減価する財産 | 建築物、建造物等減価償却資産 |
| ④ 利子又は利用価値を生じない財産 | 現金、当座預金、事務所用施設 |
| ⑤ 換金の容易な財産 | 普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産 |
| ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法 | 融資 |

(3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

(5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと

(運用指針)

(1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々^々の経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。

(2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる(株式の保有等については、本基準6. 参照)。

(3) 公益法人の財産(基本財産、運用財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

3. 特定資産

(概要)

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産である。平成 30 年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下のとおりである。

名称	積立目的(財産目録より)	金額(千円)
退職給付引当資産	職員の退職金支払資金として管理されている預金	19,190
展示収蔵品	公益目的保有財産であり、山寺芭蕉記念館事業及び最上義光歴史館事業に供している財産	47,860

なお、展示収蔵品については「4. 固定資産(有形・無形固定資産)、特定資産(展示収蔵品)、寄託物」で後述する。

(実施した手続き)

監査人は、会計上の残高が実際に存在するかについて、平成 30 年度末残高について残高証明書等との照合を行った。また、特定資産について規程どおり積立・取崩が行われているかについて確認を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末残高について残高証明書等との照合を行った。照合を行った結果、両者は一致していた。退職給付引当資産は積立・取崩に関する関連規程が整備されていないが、財産目録に記載された積立目的に従い、退職給付引当金の範囲内の一定額が適切に積み立てられていることを確認した。

ただし、特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等が制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法等について年度を超えて統一的な運用が必要である。「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」(日本公認会計協会)でも以下のとおり、規定化が望ましい旨が記載されている。

「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」Q11 A (1)より抜粋

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

① 目的

- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

よって、退職給付引当資産について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法等を定めた取扱要領を作成することを検討されたい。【意見】

4. 固定資産(有形・無形固定資産)、特定資産(展示収蔵品)、寄託物

(概要)

固定資産は、最上義光歴史館で使用している除雪機と電話加入権のみである。また、特定資産(展示収蔵品)は、山寺芭蕉記念館事業及び最上義光歴史館事業に供している財産であり、本法人が直接保有する資産である。

なお、寄託物は、山形市及び民間からの寄託物であり、所有権は本法人にはないため、貸借対照表及び財産目録には計上されていない。

「会計規程」より抜粋

(物品の区分)

第 36 条 この規程において物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 備品
- (2) 消耗備品
- (3) 消耗品
- (4) その他の物品

2 備品とは、耐用年数1年以上のもので、1件の取得価格が 10 万円以上のものをいう。

3 消耗備品とは、備品以外のもので、1件の取得価格が1万円以上 10 万円未満のものをいう。

4 消耗品とは、1件の取得価格が1万円未満のものをいう。

(備品等の管理)

第 37 条 事務局長は、備品を取得したときは、備品台帳に1件毎に取得年月日、規格等を記録し管理しなければならない。

2 消耗備品については、取得年月日等を整理簿に記録し管理しなければならない。

(備品の照合)

第 38 条 事務局長は、備品について、年度末現在台帳と現物を照合しなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、管理は適切に実施されているかについて、ヒアリングを行った。また、平成 30 年度末の収蔵品台帳からサンプルを抽出し実地確認を行った。実地棚卸のサンプルはそれぞれの母集団の大きさに応じて

以下の件数を任意に抽出した。

対象資産	山寺芭蕉記念館	最上義光歴史館
展示収蔵品	15 件	10 件
市所有収蔵品	13 件	10 件
寄託物(民間)	2 件	10 件

(監査の結果)

(1) 所在不明、使用不可の固定資産等

固定資産は、除雪機のみであり事務局長が現物確認していることをヒアリングにより確認した。また、実地確認については、サンプルで抽出した資産については、同一の資産かどうかを貼付シールで確認し、シールが貼付されていないものは管理台帳の写真と照合し実在性を確認した。展示収蔵品や寄託物は数が多く専門性も高いため、管理が非常に重要であるが、その専門性の高さから学芸員の属人的な管理になる可能性がある。

一方で当該資産は美術品や文化財であるという点からは一律に貼付シールで管理することは不適切である。そのため、シールが貼付できない場合は資産名の書かれたタグ付きの紐を付ける等、管理方法を明確化する必要がある。【意見】

また、最上義光歴史館における山形市が所有する収蔵品で、現物はあるが収蔵品台帳に記載されていないものがあつた。収蔵品台帳の作成は寄付を受け入れた山形市の担当部署が美術品カード(収蔵品台帳)を作成し寄贈品とともに歴史館に移行すべきものである。管理上、存在する現物と収蔵品台帳に齟齬があることは問題である。そのため、山形市が所有する収蔵品が増加した際には遅滞なく山形市内部での手続きを行い、収蔵品台帳にも反映させるべきである。【意見】

5. 貸倒引当金

(概要)

貸倒引当金は、未収金の貸倒れに備えて計上されるものである。

(実施した手続き)

監査人は平成 30 年度末の貸借対照表に未収金として計上されている債権について、回収不能となっていないか、過去に回収不能となった実績はないかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末の未収金は共同利用券の販売未精算額等であり、かつ、金額も 3,516 円と僅少である。また、過去に未収金として計上した債権が回収不能となった実績はないとの回答を得た。そのため、貸倒引当金の計上は不要であることを確認した。

6. 賞与引当金

(概要)

平成 30 年度末の賞与引当金は 6 月の賞与支払予定額のうち平成 30 年度対応分が計上される。

(単位:千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
2,548	2,649	2,706

(実施した手続き)

山寺芭蕉記念館及び最上義光歴史館の賞与引当金をあわせて計算しているため、計上根拠資料を閲覧するとともにそれぞれの計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

給与規程に基づき賞与引当金の額が計算されていることを確認した。ただし、計算結果のみが記載された資料が作成されているため、事後的に検証可能なように個人別の計算過程までを資料上に残すべきである。【指摘事項】

また、計算された賞与引当金の額は、会計に計上する際は委託先の会計事務所のチェックを受けるのみで内部的な承認手続きが行われていない。そのため、賞与引当金を計上する際は内部的な承認手続きを経るようすべきである。【指摘事項】

6. 退職給付引当金

(概要)

退職給付引当金は、職員に対する退職金の支払いに備えるものである。

(単位:千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
19,930	20,792	21,331

(実施した手続き)

山寺芭蕉記念館及び最上義光歴史館の退職給付引当金をあわせて計算しているため、計上根拠資料を閲覧するとともにそれぞれの計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

給与規程に基づき退職給付引当金の額が計算されていることを確認した。ただし、計算された退職給付引当金の額は、会計に計上する際は委託先の会計事務所のチェックを受けるのみで内部的な承認手続きが行われていない。そのため、退職給付引当金を計上する際は内部的な承認手続きを経るようすべきである。【指摘事項】

第7 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務ソフトとして、「PCA 公益法人会計」を使用している。給与計算、減価償却計算にはシステムは利用していない。

(実施した手続き)

監査人は、ID及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体等による情報の持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、「公益財団法人山形市文化振興事業団個人情報保護規程(平成25年4月1日施行)」が整備され、個人情報の持出し、情報漏洩に関しては一定の定めがあると言える。一方、本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。【指摘事項】

(1) ID、パスワード管理

使用するパソコンに対して、ID、パスワードは設定されておらず、誰もがアクセスできる状態であり、極めて脆弱である。個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間等、情報セキュリティに関する規程に明記する必要がある。また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。

(2) 記録媒体の使用について

本法人では、記録媒体としてUSBメモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。記録媒体の保管方法、貸出方法等に関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。

第4章 一般財団法人山形市健康福祉医療事業団

第1 法人概要

1. 基本情報



団 体 名 称	一般財団法人 山形市健康福祉医療事業団
所 在 地	山形市すげさわの丘 727 番地 20
設 立 年 月 日	平成3年3月 27 日
団 体 代 表 者	理事長 齋藤 順治
所 管 部 署	福祉推進部 長寿支援課
基 本 財 産	50,000 千円
資 本 金 ・ 出 捐 金 (市 割 合)	50,000 千円 (25,000 千円、50%)
主 な 出 資 者	山形市、山形市医師会
設 立 目 的	高齢化社会に向けて、高齢者の健康管理について幅広く対応していくために、行政、医療専門家及び地域住民との一体的連携を図っていくこと。 また、当面の対策として、居宅サービス、施設サービスをはじめとする保健医療福祉の幅広いサービスの提供を行い、高齢者が可能な限り自立した生活を送れるよう支援していくこと。
主 な 事 業 内 容	①入所サービスの提供 ②通所サービスの提供 ③居宅介護支援事業所の運営

	④高齢者を対象とした、医師による健康相談指導・作業療法士による健康機能維持、地域高齢者との交流事業など
情報公開（HP）	http://sunny91.sakura.ne.jp/index.html

（平成 31 年3月 31 日現在）

（沿革）

平成3年3月 27 日	山形市と山形市医師会により財団法人山形市健康福祉医療事業団を設立
平成3年 9 月 30 日	老人保健施設サニーヒル菅沢の建設工事を着工
平成4年 10 月 31 日	老人保健施設サニーヒル菅沢の建設工事が完了
平成4年 12 月1日	老人保健施設サニーヒル菅沢を開設
平成9年 12 月1日	診療所蔵王温泉クリニックを開設
平成9年7月 22 日	老人保健施設サニーヒル山寺の建設工事を着工
平成 10 年2月 27 日	老人保健施設サニーヒル山寺の建設工事が完了
平成 10 年4月1日	老人保健施設サニーヒル山寺を開設
平成 12 年4月1日	介護保険法が施行され、老人保健施設サニーヒル菅沢及び老人保健施設サニーヒル山寺の名称を、介護老人保健施設サニーヒル菅沢及び介護老人保健施設サニーヒル山寺にそれぞれ変更
平成 18 年3月 31 日	診療所蔵王温泉クリニックを閉所
平成 24 年4月1日	一般財団法人山形市健康福祉医療事業団に移行

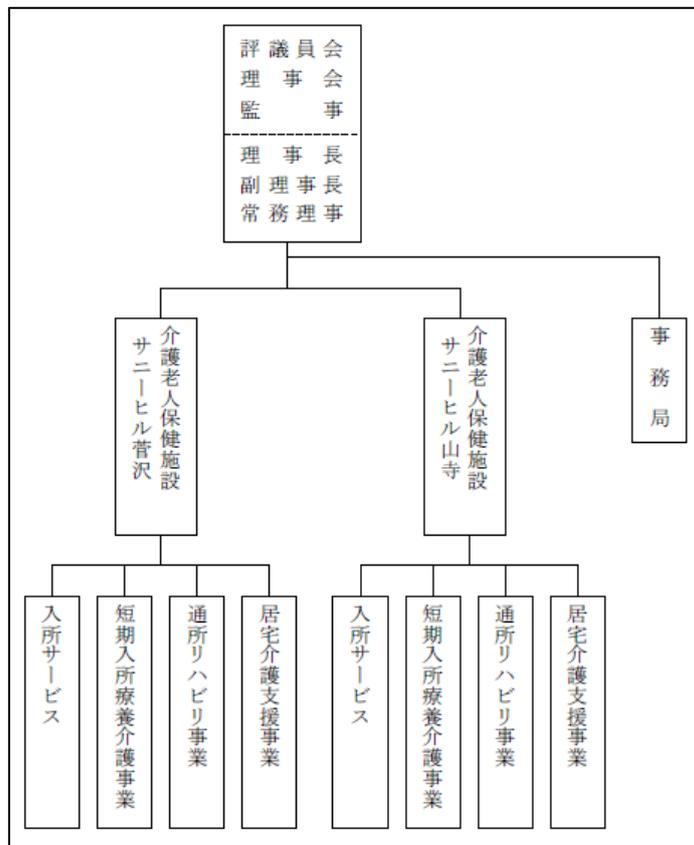
2. 役員・職員等の状況

（単位：人）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
役員数	常勤	2	2	2
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
	非常勤	10	10	10
	うち市職員	3	3	3
	うち市OB	0	0	0
職員数	常勤	102	103	104
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	2	2	2
	非常勤	0	0	0
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		3	3	3
市OB計		2	2	2

（各年度4月1日現在）

3. 組織図



(平成 30 年4月1日現在)

4. 財務状況

(財政状態)

(単位:千円)

	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
流動資産			
現金預金	100,470	87,595	96,546
未収金	132,454	135,168	144,236
貸倒引当金	△1,286	△1,195	△356
その他	1,274	1,329	1,226
流動資産合計	232,912	222,897	241,652
固定資産			
基本財産	50,000	50,000	50,000
特定資産	898,561	768,501	713,987
退職給付引当資産	392,817	404,626	400,432
減価償却引当資産	505,744	363,874	313,555
その他の固定資産	1,075,660	1,101,434	1,045,220
土地	247,663	247,663	247,663
建物及び附属設備	764,506	774,397	728,634
構築物	35,699	33,059	30,613
什器備品	19,021	40,990	35,304
その他	8,768	5,324	3,004
固定資産合計	2,024,222	1,919,936	1,809,207
資産合計	2,257,134	2,142,833	2,050,860
流動負債			
未払金	20,414	24,721	26,290
預り金	2,734	9,734	9,894
賞与引当金	33,851	34,626	34,071
一年内返済予定長期借入金	51,850	31,840	31,840
流動負債合計	108,850	100,922	102,096
固定負債			
長期借入金	143,280	111,440	79,600
退職給付引当金	392,817	404,626	400,432
固定負債合計	536,097	516,066	480,032
負債合計	644,947	616,988	582,128
指定正味財産	50,000	50,000	50,000
一般正味財産	1,562,186	1,475,844	1,418,731
正味財産合計	1,612,186	1,525,844	1,468,731
負債・正味財産合計	2,257,134	2,142,833	2,050,860

(損益の状況)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	869,665	872,055	873,118
基本財産運用益	17	17	17
特定資産運用益	592	821	205
事業収益	845,561	854,013	870,116
受取補助金等	22,778	16,488	1,970
その他	716	715	808
経常費用	981,245	958,369	930,231
事業費	971,710	947,102	918,871
管理費	9,535	11,266	11,359
当期経常増減額	△111,580	△86,314	△57,112
2. 経常外収益	261	0	0
3. 経常外費用	20	28	0
当期経常外増減額	240	△28	0
当期一般正味財産増減額	△111,339	△86,342	△57,112
一般正味財産期首残高	1,673,526	1,562,186	1,475,844
一般正味財産期末残高	1,562,186	1,475,844	1,418,731
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	50,000
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	50,000
III 正味財産期末残高	1,612,186	1,525,844	1,468,731

5. 市費の受入状況

(市費受入額の推移)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	19,302	13,890	-
出資金	25,000	25,000	25,000
受託金	489	475	438
借入金	-	-	-
減免額	32,059	32,175	32,121
その他	-	-	-

(平成30年度の市費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額
受託金	要介護認定調査委託業務	438

6. 事業概要

(1) 事業の内訳

- ①入所サービスの提供
- ②通所サービスの提供
- ③居宅介護支援事業所の運営
- ④高齢者を対象とした、医師による健康相談指導・作業療法士による健康機能維持、地域高齢者との交流事業等

(2) 各事業の内容

本法人の事業内容は下記のとおりである。

①入所サービス

利用者の自立と家庭復帰を目標に、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるように、医師や専門スタッフの指導のもと、食事や入浴等の生活援助をはじめ、健康管理・リハビリテーション、レクリエーション等のサービスを提供する。

定員	入所者(平均)	入所率
200人	173.07人	86.5%

②通所サービス

通所リハビリテーションは、家庭で生活をされている方にリハビリテーションやレクリエーション等のサービスを通して、自立した生活を支援する。また、入浴・食事・看護・介護のサービスを受けることもできる。

定員	利用者数(平均)	利用率
60人	30.60人	51.0%

③居宅介護支援事業所

在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、ケアマネージャー(介護支援専門員)が在籍し、要介護認定の申請の手伝いや利用者(要支援、要介護認定者)の居宅サービス計画(ケアプラン)を利用者や家族の立場になって作成を手伝う。

目標	利用者数(平均)	利用率
130人	128.58人	98.91%

④交流事業

講習会	交流会等		買い物バス
	サニーヒル菅沢	サニーヒル山寺	
12回(582人)	4回(76人)	15回(253人)	24回(51人)

第2 組織・ガバナンス

(組織・ガバナンス及び役員報酬計算事務の概要)

1. 役員(理事・監事)について

本団体における理事及び監事の職務・任期は、定款で下記のとおりとされている。

(理事の職務及び権限)
第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
(監事の職務及び権限)
第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
(役員(任期)
第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

役員(員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款 20 条 選任方法:定款第 21 条
員数	・理事 10 名 (理事のうち 1 名を理事長とする) ・監事 2 名
選任方法	評議員会の決議によって選任 (理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。)

平成 30 年度の役員は下表のとおりである。

役職名	区分	氏名	所属
理事長	非常勤	齋藤順治	山形市副市長
副理事長	非常勤	根本元	山形市医師会長
常務理事	非常勤	岡部健二	山形市医師会副会長
常務理事	非常勤	金谷透	山形市医師会副会長
常務理事	非常勤	小野徹	山形市福祉推進部長
理事	非常勤	平川秀紀	山形市立病院済生館病院事業管理者
理事	非常勤	朝田徹	山形市医師会理事
理事	非常勤	前田龍明	山形市医師会理事
理事	常勤	渡邊浩崇	介護老人保健施設サニーヒル菅沢施設長
理事	常勤	徳永正靱	介護老人保健施設サニーヒル山寺施設長

役職名	区分	氏名	所属
監事	非常勤	深瀬滋	山形市医師会監事
監事	非常勤	黒沼憲	公認会計士

※常勤役員は2名であるが、職員兼務であり、理事報酬は無報酬である。(平成30年7月12日現在)

次に、役員報酬については、「理事及び監事の報酬は、職務の遂行のための会議等に出席した場合に、その都度支給することとし、その額は10,000円とする。(定款第26条)」と定められている。

(単位:円)

勘定科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業費-役員報酬	0	0	0
管理費-役員報酬	440,000	440,000	610,000
合計	440,000	440,000	610,000

※上記の役員報酬には評議員報酬が含まれている。

2. 評議員について

評議員会は、すべての評議員をもって構成され、定款にて下記の権限を有している。

<p>(権限)</p> <p>第15条 評議員会は、次の事項について決議する。</p> <p>(1) 理事及び監事の選任又は解任</p> <p>(2) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 残余財産の処分</p> <p>(5) 基本財産の処分又は除外の承認</p> <p>(6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</p>
--

評議員の任期(定款第12条)は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

評議員の員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款10条 選任方法:定款第11条
員数	・評議員 11名以内
選任方法	評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い評議員会により行う。

平成30年度の評議員は下表のとおりである。

氏名	所属
古内昭市	本沢地区自治会連合会副会長
矢萩昭夫	山寺地区振興会長
鈴木郁子	山形県看護協会理事
小関陽一	山形市歯科医師会副会長
鈴木晴夫	山形市老人クラブ連合会長
畑口和久	山形市財政部財政課長
伊藤哲雄	山形市市民生活部健康課長
奥山泰子	山形市福祉推進部介護保険課長
山本崇	山形市医師会理事
松澤克典	山形市医師会監事
山口清司	山形市医師会監事

(平成 30 年7月 12 日現在)

次に、評議員の報酬について、定款第 13 条において、「評議員の報酬は、職務の遂行のための会議等に出席した場合に、その都度支給することとし、その額は 10,000 円とする。」と定められている。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員及び評議員の選任、ガバナンス体制、市職員OBの活用、役員報酬支給事務の概要を把握するとともに、評議員会及び理事会の議事録の閲覧、並びに役員報酬支給に関して、定款に基づき支給されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 役員報酬支給事務について

役員報酬に関して、定款に基づき、事務手続きがなされていることを確認した。また、役員退職慰労引当金の未計上については、支給規程がなく、過去の慣例においても支給実績がなく、今後とも予定していないことから妥当と判断した。

(2) ガバナンス体制について

本法人では、平成 30 年度において、理事会、評議員会が下表とおり開催され、定款で定めた事項について、協議・決議が行われていた。

会議名	開催年月日	開催形式	議案
第1回理事会	平成30年6月5日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告及び収支決算の承認 ・定時及び第2回評議員会の開催の決定
第2回理事会	平成30年7月12日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・理事長、副理事長及び常務理事の互選
第3回理事会	平成30年10月16日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月から9月までの事業実施状況の報告
第4回理事会	平成31年1月28日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月から12月までの事業実施状況の報告
第5回理事会	平成31年3月13日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月から2月までの事業実施状況の報告 ・平成31年度事業計画、内部留保資金等運用計画及び収支予算の決定 ・第3回評議員会の開催の決定
定時評議員会	平成30年6月21日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告及び収支決算の承認
第2回評議員会	平成30年7月12日	会議	<ul style="list-style-type: none"> 評議員、理事及び監事の選任
第3回評議員会	平成31年3月28日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度事業計画、内部留保資金等運用計画及び収支予算の決定

第3 収入

(収入事務の概要)

本法人における収入は、下表のとおり、大部分は入所者施設サービス費、通所リハビリテーション費、入所者食費によって構成されている。

I 一般正味財産増減の部	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産受取利息	17	17	17
特定資産受取利息	592	821	205
入所者施設サービス費	609,147	626,558	638,726
通所リハビリテーション費	84,694	76,301	80,546
入所者居住費	35,294	34,875	34,363
入所者食費	88,348	89,129	87,244
通所者食費	5,689	5,053	5,086
入所者等利用料	3,661	3,561	3,417
その他施設運営収益	1,081	1,185	984
居宅介護支援費	16,869	16,635	19,317
介護予防支援業務委託料	493	490	170
その他事業所運営収益	281	223	258
山形県補助金	3,475	2,597	1,970
山形市補助金	19,302	13,890	-
雑収益	716	715	808

本法人は、山形市と山形市医師会によって平成3年に設立され、平成4年に老人保健施設サニーヒル菅沢及び平成 10 年に老人保健施設サニーヒル山寺を開設したことから、入所者施設サービス費等の利用者及び介護保険による収益が大半を占めている。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の収入事務手続きが適正に実施されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 介護報酬再請求及び月遅れ請求に関する会計処理について

介護報酬の再請求処理を行う場合、再請求時に前回請求時の収入伝票の全額消去及び再請求金額の計上の会計処理を行っていた。このため、再請求時点において会計上の収入を計上し

ており、決算月を挟む再請求を行った場合には、3月に実施した介護サービスにかかる収入が4月以降の再請求時に収益計上することとなる。ただし、平成30年度の介護報酬で平成31年度に再請求を行い、収益計上となったものはない。

また、請求タイミングに間に合わず、月遅れ請求となる場合も同様に、請求月の収益計上を行っている。一般的に、介護保険では介護度や負担限度額認定が確定しないと金額が確定せず収入計上ができないが、当法人の月遅れ請求となっていた理由も、当該区分変更申請によるものである。

第4 人件費

(概要)

1. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員数	常勤	102	103	104
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	2	2	2
	非常勤	0	0	0
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		0	0	0
市OB計		2	2	2

(各年度4月1日現在)

2. 職員の人件費について

職員の人件費については、「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団給与規程」によって規定されている。

「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団給与規程」より抜粋

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊業務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、夜間介護手当、介護支援専門員手当、管理職手当、役職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

(給料表)

第4条 職員に適用する給料表は、別表第1の定めるところによる。

2 職員の職務の級は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、別表第2の級別標準職務表に定めるところによる。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、市職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、本法人の「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団給与規程」に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団給与規程」に従い、平成 30 年度に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当、並びに1か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

(2) 住居手当の支給範囲について

本法人において、「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団給与規程」に基づき、対象の職員に対して、住居手当が支給されている。住居手当の支給対象者は下記のとおり定められている。

「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団給与規程」より抜粋

(住居手当)

第 15 条 住居手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら住居するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額 11,000 円を超える家賃を支払っている職員

(2) 自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員

ア 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員家賃の月額から 12,000 円を控除した額
イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員家賃の月額から 23,000 円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が 16,000 円を超えるときは、16,000 円)を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500 円(新築又は購入がなされた日から起算して5年を超過するまでの間とする。)

本法人の給与規程は、出資団体である市の「山形市一般職の職員の給与に関する条例」を参考にして定められたものであるが、市の給与規程における住居手当の支給対象者は、下記のとおり定められている。

「山形市一般職の職員の給与に関する条例」より抜粋

(住居手当)

第 17 条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号について同じ。)を借り受け、月額 12,000 円を超

える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)

- (2) 第 18 条の3第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

イ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が 16,000 円を超えるときは、16,000 円)を 11,000 円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

上記のとおり、市の給与規程では、住居手当の支給対象者の範囲に「自己の所有に係る住宅に居住している職員で世帯主である者」は含まれていない。本法人のように医療機関の性質を持つ事業を営む上で、職員の負担を考慮して、特殊業務手当等の手当を支給することは理解されるが、同じ住居手当にもかかわらず、市の取扱いを超える範囲で手当が支給されることは、両者間で不整合が生じていると考える。よって、今後も市の給与規程を参考にする場合、両者の手当支給範囲が整合するように規程の見直しを検討されたい。【意見】

なお、本法人の給与支給一覧を確認した結果、当該規程により住居手当が支給されている職員はいない。

第5 支出・契約

(概要)

1. 支出・契約事務について

本法人における支出・契約事務は、本法人の運営に係る医薬品費、水光熱費及び給食委託費等、多岐にわたっている。

本法人において、支出・契約事務については、「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団会計処理規則」が参考になるが、他の法人のように詳細な事務手続きが定められていない。ただし、法人が作成した経営改善計画の実施結果によれば、「全ての物品供給、工事請負及び委託契約を市の契約規則等に準じ競争入札等を実施」と記載されていることから、その規程を準用しているものとする。本法人において、事務手続きを明確にするため、本法人の会計処理規則に詳細な取り扱いを定めるように規則の改定を行う必要がある。【指摘事項】

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団事務処理規則」及び「山形市契約規則」を参考にしながら、担当者へのヒアリングに基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 検査の未実施について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、検査が未実施である取引が確認された。検査は、会計法及び地方自治法により実施が義務付けられており、契約の履行内容が契約書、仕様書及び設計書その他関係書類に基づいた適正なものとなっているか否かを実地で確認することである。

会計名	日付	科目名	摘要
菅沢施設会計	2019/3/31	医薬品費(材)	与薬材料 H31/03
菅沢施設会計	2018/7/31	消耗品費(経)	レースカーテン H30/07
菅沢施設会計	2019/3/31	消耗器具備品費(経)	ノートパソコン5台
山寺施設会計	2019/1/31	修繕費(経)	給湯用温水ヒーター修理
山寺施設会計	2019/1/31	修繕費(経)	床暖三方弁修理
山寺施設会計	2019/2/28	修繕費(経)	A 食堂照明 LED 交換
山寺施設会計	2019/3/31	修繕費(経)	ロスナイ換気扇修理
菅沢施設会計	2018/6/30	修繕費(経)	中庭床タイル貼替補修
菅沢施設会計	2018/9/30	修繕費(経)	玄関等照明LED化工事
菅沢施設会計	2018/11/30	修繕費(経)	外壁補修工事設計監理委託料
菅沢施設会計	2018/12/31	修繕費(経)	療養室洗浄便座修理

会計名	日付	科目名	摘要
山寺施設会計	2018/4/30	給食委託費(委)	利用者給食委託
菅沢施設会計	2018/4/30	給食委託費(委)	給食委託 H30/04
山寺施設会計	2018/11/20	什器備品	ドラム式洗濯乾燥機
菅沢施設会計	2019/2/28	什器備品	栄養管理ソフト
菅沢施設会計	2018/6/30	建 物	宿直室結露防止工事

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

「山形市契約規則」第 15 条によれば、「物件購入の場合における目的物の引渡しは、当該引渡しの場合において検査に合格したときをもって完了する」とされており、上記取引においては検査調書の作成がなく、検査を実施した証跡が確認できなかった。

他の取引においては、検査調書を作成している取引もあるため、法人内で検査の実施及び検査調書の作成の徹底を図る体制構築が必要である。【指摘事項】

(2) 1者随意契約理由について（給食業務委託契約）

本法人では、入所者等に提供する給食を外部の民間業者に業務委託している。監査上、抽出されたサンプル(施設別の1か月分)は下表のとおりである。年間では1億円程度の委託料を支出している。

会計名	日付	科目名	摘要
山寺施設会計	2018/4/30	給食委託費(委)	利用者給食委託
菅沢施設会計	2018/4/30	給食委託費(委)	給食委託 H30/04

上記業務委託については、1者随意契約により、毎年契約が更新されている。これは、本業務委託の契約書において、毎年契約を更新する旨の条文があり、法人内の決裁文書にて「前年度までの委託契約内容に支障がみられない」ことを理由に、入札及び見積合せ等も実施せず、平成3年度から同一の業者に継続的に契約を締結しているものである。なお、本業務が開始された当初は複数の業者から提案書を入手し、現在の業者に決定する契約プロセスが実施されていた。

法人担当者へのヒアリングの結果、入所者や施設利用者等によって、患っている病気やその日の健康状態、好み等に合わせて調理方法を変える必要があるが、長年、同一の業者が担当していることで、入所者等のニーズに対応でき、業務も効率的であるとの回答を得ている。

監査人としても、本法人のような業務形態の場合、入所者ニーズに丁寧に対応する必要があり、同一業者の方が有効かつ効率的であることは理解できる。ただし、長期間にわたり契約が継続していることから、随意契約の理由の中で、当該業者を法人として評価し、適当であることを説明しておく必要がある。また、経済の発展により給食サービスも日進月歩で発展しており、入所者にとってよりよいサービスが開発されることもあるため、一定の期間の中で他の業者のサービス内容を確

認する等、サービスを見直す機会も必要であるとする。【意見】

第6 財産管理

1. 現金預金

(概要)

菅沢施設及び山寺施設のそれぞれで現金預金を管理している。現金は、現金残高確認表を使用し、日々会計上の残高と実際残高を照合している。預金は、普通預金として保有し、毎月、会計上の残高と金融機関からの残高証明書等を照合している。

「会計処理規則」より抜粋

(出納責任者)

第18条 金銭の出納、保管に関しては、出納責任者を置くものとする。

2 出納責任者は、理事長が任命する。

(手許現金)

第21条 出納責任者は、日々の現金支払に充てるため、必要最小限の手許現金をおくことができる。

(残高照合)

第22条 出納責任者は、現金残高を会計処理があった日毎に、帳簿残高と照合し、会計処理の有無に拘らず、月毎に現金残高と帳簿残高を照合しなければならない。

2 預貯金については、月毎に預貯金の通帳残高と帳簿残高を照合し、期末残高においては、残高証明書の残高と帳簿残高を照合するものとする。

(実施した手続き)

監査人は、現金預金は適切に保管され、会計残高との照合が適切に行われているかについて、担当者へのヒアリング、金庫等の視察、平成 30 年度末残高について現金残高確認表及び残高証明書等との照合を行った。

(監査の結果)

金庫等における現金預金の管理状況は良好であり、必要最低限度のものが整然と保管されていた。また、平成 30 年度末残高について残高証明書との照合を行った結果、両者は一致していた。

現金残高の確認においては、菅沢施設は担当者が現金残高を確認して金額を現金残高確認表に記入し、会計も入力している。出納責任者は現金残高確認表上の金額と会計上の金額との一致を確認するのみで、ダブルカウントは実施していない。他方、山寺施設は担当者が現金残高を確認して金額を現金残高確認表に記入し、出納責任者が会計の入力と現金残高確認表上の金額が会計上の金額と一致していることを確認している。

菅沢施設のように現金残高の確認を出納担当者のみで行っている場合、もし現金横領やカウントミスなどで現金残高に過不足があっても、現金出納責任者もカウントしないと、発見が遅れる可能

性がある。また、同じ出納担当者が会計システムも操作できる環境にある場合、一部の現金を引き抜き、帳尻が合うように会計上も記帳することで簡単に現金横領が可能となってしまう。これらの現金横領はマスコミ等によく報道されるような手口であり、本法人でも発生し得ることである。

そのため、現金は管理上リスクが高い資産であることから、担当者以外に現金出納責任者がダブルカウントする体制を構築すべきである。その際には、毎日実施する体制であることが望ましいが、抜き打ち等の方法で不定期に実施する方法も考えられる。【意見】

2. 基本財産

(概要)

満期保有目的の債券として保有しており、運用益を法人事業の財源として使用している。

なお、基本財産とは、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産をいう。

(実施した手続き)

監査人は、資産運用の対象は適切か、運用事務手続きは適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人の基本財産は、定款において「国庫債券 5 千万円」と定められている。なお、平成 30 年度末における国債の銘柄は下記のとおりである。

対象資産	額面金額(千円)	利率(%)	償還日
第 125 回 5 年利付国債	50,000	0.1	令和 2 年 9 月 20 日

従前、公益法人等では地方公共団体や寄付者等から寄託された資金を財源として、国債や地方債等で運用し、その運用益で事業費や管理費を賄ってきた経緯がある。しかし、現在のような超低金利が長期化する中で、国債や地方債等で運用しても従前のような運用益を維持することが困難であるため、より運用利回りは高いが、運用リスクを伴う有価証券等へシフトせざるを得ない経営環境となっている。しかし、当法人のように市の出資等外郭団体は、出捐金や補助金等、公金により事業を実施していることから、公金を財源とする運用を行う場合、市民への説明責任を果たすためには、たとえ超低金利時代であっても、財産の元本確保を第一とした運用を行うことが必要であると考える。

現状、安全資産により運用されてはいるが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」等を参考にして、資産運用の対象資産や運用の承認体制を定めた資産運用規程を整備することを検討されたい。【意見】

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」より抜粋

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 価値の変動が著しい財産 | 株式、株式投資信託、金、外貨建債券等 |
| ② 客観的評価が困難な財産 | 美術品、骨董品等 |
| ③ 減価する財産 | 建築物、建造物等減価償却資産 |
| ④ 利子又は利用価値を生じない財産 | 現金、当座預金、事務所用施設 |
| ⑤ 換金の容易な財産 | 普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産 |
| ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法 | 融資 |

(3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

(5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと

(運用指針)

(1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々を経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。

(2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる(株式の保有等については、本基準6. 参照)。

(3) 公益法人の財産(基本財産、運用財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占

めないようにする必要がある。

3. 特定資産

(概要)

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産である。平成 30 年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下のとおりである。

名称	積立目的(財産目録より)	金額(千円)
退職給付引当資産	職員の退職金の支払いに備えるもの	400,432
減価償却引当資産	菅沢施設・山寺施設事業で、建物等の大規模修繕の支払いに備えるもの	313,555

(実施した手続き)

監査人は、会計上の残高が実際に存在するかについて、平成 30 年度末残高について残高証明書等との照合を行った。また、特定資産について規程どおり積立・取崩が行われているかについて確認を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末残高について残高証明書等との照合を行った結果、両者は一致していた。退職給付引当資産及び減価償却引当資産は積立・取崩に関する関連規程が整備されていないが、財産目録に記載された積立目的に従い、それぞれ退職給付引当金と同額、減価償却累計額の範囲内の一定額が適切に積み立てられていることを確認した。

ただし、特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等が制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法等について年度を超えて統一的な運用が必要である。「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」(日本公認会計協会)でも以下のとおり、規定化が望ましい旨が記載されている。

「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」Q11 A (1)より抜粋

(2) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

⑦ 目的

⑧ 積立ての方法

- ⑨ 目的取崩の要件
- ⑩ 目的外取崩の要件
- ⑪ 運用方法
- ⑫ その他

よって、預金等により積み立てている特定資産については、その目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法等を定めた取扱要領を作成することを検討されたい。【意見】

4. 固定資産(有形・無形固定資産)

(概要)

主な固定資産は、土地、建物、建物附属設備、構築物、介護事業を実施するための什器備品及び車両運搬具である。上記以外に電話加入権がある。

(実施した手続き)

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、管理は適切に実施されているかについて、平成 30 年度末の固定資産台帳からサンプルを抽出し実地確認を行った。実地棚卸のサンプルは菅沢施設、山寺施設それぞれの什器備品と車両運搬具を対象とした。

(監査の結果)

(1) 所在不明、使用不可の固定資産

菅沢施設は、サンプルで抽出したほとんどの資産で固定資産台帳上と同一の資産コードが記載されたシールが貼られていた。また、貼付されたシールに資産コードの記載がない場合でも取得年月日は記載されているので同一物認定は可能であった。ただし、ステンレスの配膳車等洗浄を頻繁に要する資産にはシールは貼られていない。他方、山寺施設は、一部は取得年月日が記載されたシールを貼付しているが、ほとんどのサンプルでシールが貼付されていない。固定資産台帳の資産名等から対象物かどうかの推定は可能であるが、保有する固定資産の件数も少なく対応も容易であると考えられるため、全ての資産に管理用のシールを張るべきと考えられる。【意見】

また、山寺施設で以下の資産が使用不可の状態となっていた。

資産名	資産区分	事業供用日	期末帳簿価額
ダイハツムーヴ	車両運搬具	平成 19 年 8 月	1 円

使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要があるが、令和元年度中に除却処理する予定である旨を担当者へのヒアリングにより確認した。ただし、使用不可となったのは平成 30 年7月であるため、除却処理は平成 30 年度に実施するべきであった。【指摘事項】

(2) 固定資産管理に関する規程の明確化

本法人の会計処理規則には、固定資産の実地照合に関する規程がない。そのため、固定資産が所在不明又は使用不可となっても、除却処理や固定資産台帳修正という適切な処理がなされないおそれがあると考えられる。

山形市の財務規則第 128 条において年に 1 回程度の所有物の棚卸が要求されているため、本法人でもそれに準じて、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めるべきである。

【指摘事項】

「山形市財務規則」より抜粋

(物品の出納保管の調査)

第 128 条 物品の出納員は、必要に応じ、物品の保管状況を調査しなければならない。

2 物品取扱員は、毎年3月 31 日現在の備品現在高報告書を物品出納員に提出しなければならない。

3 物品出納員は、前項の備品現在高報告書を取りまとめのうえ、翌年度の6月 20 日までに会計管理者に提出しなければならない。

5. 貸倒引当金

(概要)

貸倒引当金は、未収金の貸倒れに備えて計上されるものである。

(単位: 千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,286	1,195	356

(実施した手続き)

菅沢施設及び山寺施設でそれぞれ貸倒引当金を計算しているため、それぞれの計上根拠資料を閲覧するとともに計上額承認の有無を確認する。なお、未収金の大部分は国民健康保険団体連合会に対するものであるため、貸倒引当金の設定対象はその他の利用者自己負担分が主となる。

(監査の結果)

菅沢施設及び山寺施設でそれぞれ滞納債権を管理し、一定の計算式のもと貸倒引当金の額が計算されていることを確認した。また、計算された貸倒引当金の額は、会計伝票起票の段階で各施設長の承認を受けていることを確認した。

なお、本法人において、債権管理及び貸倒引当金の計上に関する規程がない。債務者に対する督促や債権放棄の定めその他、適正な会計処理を行うため、貸倒引当金の計上方法に関する規程を策定するべきである。【指摘事項】

6. 賞与引当金

(概要)

平成 30 年度末の賞与引当金は 6 月の賞与支払予定額のうち平成 30 年度対応分が計上される。

(単位:千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
33,851	34,626	34,071

(実施した手続き)

菅沢施設及び山寺施設の賞与引当金をあわせて計算しているため、計上根拠資料を閲覧するとともにそれぞれの計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

給与規程、育児休業等に関する規則及び臨時職員の任用及び給与に関する内規に基づき賞与引当金の額が計算されていることを確認した。また、計算された賞与引当金の額は、会計伝票起票の段階で各施設長の承認を受けていることを確認した。

7. 退職給付引当金

(概要)

退職給付引当金は、職員に対する退職金の支払いに備えるものである。

(単位:千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
392,817	404,626	400,432

(実施した手続き)

菅沢施設及び山寺施設の退職給付引当金をあわせて計算しているため、計上根拠資料を閲覧するとともにそれぞれの計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

職員退職手当支給規程に基づき退職給付引当金の額が計算されていることを確認した。また、計算された退職給付引当金の額は、会計伝票起票の段階で各施設長の承認を受けていることを確認した。

8. 長期借入金、一年内返済予定長期借入金

(概要)

建物等を取得するための独立行政法人福祉医療機構からの借入である。

借入の概要	
借入金額	740,000,000 円
利率	2.2%
借入年月日	平成 9 年 11 月 13 日
償還方法	元金均等 3 か月賦償還
最終返済期限	令和 4 年 8 月 10 日

(実施した手続き)

監査人は、会計上の残高が正しいかどうかについて、平成 30 年度末残高について償還約定表との照合を行った。また、一年内長期借入金への表示科目の振替が適切に行われているかについて確認を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末残高について償還約定表との照合を行った。照合を行った結果、両者は一致していた。また、一年内長期借入金への表示科目の振替についても適切に行われていることを確認した。

第7 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務ソフトとして、「パワフル会計『公益』」、減価償却ソフトとして「減価償却応援」、給与計算ソフトとして「給与大臣NXsuper」を使用している。また、請求事務やケアプラン作成等に使用する「老健管理システム」が導入されている。

(実施した手続き)

監査人は、ID及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体等による情報の持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、「一般財団法人山形市健康福祉医療事業団個人情報保護規程(平成18年4月1日施行 平成24年4月1日最終改定)」が整備され、個人情報の持出し、情報漏洩に関しては一定の定めがあると言える。一方、本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。**【指摘事項】**

(1) ID、パスワード管理

使用するパソコンに対して、ID、パスワードの設定状況は以下の通りである。

システム名称	セキュリティの状況
パワフル会計『公益』	ID/パスワードによる管理
減価償却応援	ID/パスワードなし
給与大臣NXsuper	ID/パスワードによる管理
老健管理システム	アクセスキーによる制限

ID/パスワードの設定は、使用するソフトによって異なっており、統一した基準がない。また、アクセスキー使用者管理簿のような管理帳票も作成されていない。

個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間等、情報セキュリティに関する規程に明記する必要がある。また、システム上の制限設定や定期的モニタリングも必要である。

(2) 記録媒体の使用について

本法人では、記録媒体としてUSBメモリ等の保有はないとの回答を得ている

第5章 一般財団法人山形コンベンションビューロー

第1 法人概要

1. 基本情報

(山形国際交流プラザ(指定管理対象施設)ー外観)



団体名称	一般財団法人 山形コンベンションビューロー
所在地	山形市平久保 100 番地
設立年月日	平成4年3月2日
団体代表者	理事長 佐藤 孝弘
所管部署	商工観光部 観光戦略課
基本財産	515,930 千円
資本金・出捐金 (市割合)	515,930 千円 (421,000 千円、82%)
主な出資者	山形市含む、村山広域圏(7市7町)
設立目的	山形市及びその周辺の有する文化的、社会的、経済的特性を活かし、コンベンションの誘致、支援等を行うことにより、山形市及びその周辺におけるコンベンションの振興を図り、もって、地域経済の活性化及び文化の向上並びに国際的な相互理解の増進に資することを目的とする。
主な事業内容	1. コンベンションの誘致及び開催支援 2. コンベンションに関する調査及び広報 3. 公の施設の管理運営 4. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

情報公開（HP）	http://www.convention.or.jp/
----------	---

（平成 31 年3月 31 日現在）

（沿革）

昭和 63 年6月	任意団体「山形コンベンションビューロー」発足 山形商工会議所内に事務所開設
昭和 63 年 12 月	「国際コンベンションシティ」の指定を山形広域圏（内陸 7 市 6 町）を代表し山形市が受ける（指定先：運輸省）
平成4年2月	「財団法人山形コンベンションビューロー」設立発起人会開催
平成4年3月	「財団法人山形コンベンションビューロー」設立許可（許可先：運輸省）
平成4年4月	三浦記念山形市商工会館 4 階に事務所開設
平成6年6月	山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」が完成、事務所移転
平成6年 10 月	山形市がコンベンション法に基づき「国際会議観光都市」の認定をうける（認定先：運輸省）
平成9年 11 月	自主事業「21世紀の知恵メッセin山形'97」の実施
平成 10 年3月	尾花沢市・大石田町が運営母体へ加入
平成 12 年8月	ホームページの開設
平成 14 年 11 月	10周年記念式典開催 10周年記念講演会開催（講師：宇宙飛行士 毛利 衛氏）
平成 18 年4月	山形市から指定管理者として指定を受け、山形国際交流プラザの管理運営を3年間おこなう
平成 19 年 5 月	15 周年記念座談会開催
平成 21 年4月	山形市から指定管理者として指定を受け、山形国際交流プラザの管理運営を5年間おこなう
平成 25 年3月	一般財団法人として山形県から認可をうける 「一般財団法人山形コンベンションビューロー」として登記
平成 26 年4月	平成 18 年度より継続して山形国際交流プラザの指定管理者の指定を受ける（平成 30 年度まで5年間）

2. 役員・職員等の状況

(単位:人)

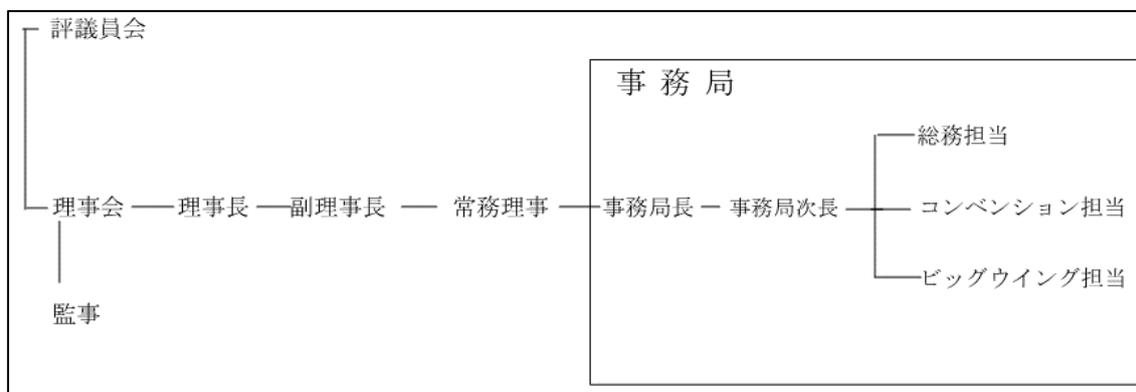
		平成28年度	平成29年度	平成30年度
役員数	常勤	2	2	2
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	2	2	2
	非常勤	20	20	20
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	1	1	1
職員数	常勤	9	9	9
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
	非常勤	0	0	0
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		0	0	0
市OB計		3	3	3

(平成 28 年度:平成 28 年8月 15 日現在)

(平成 29 年度:平成 29 年 10 月1日現在)

(平成 30 年度:平成 30 年5月 21 日現在)

3. 組織図



(平成 30 年4月1日現在)

4. 財務状況

(財政状態)

(単位:千円)

	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
流動資産			
現金預金	90,378	92,055	69,997
未収金	561	365	382
流動資産合計	90,939	92,420	70,379
固定資産			
基本財産	515,930	515,930	515,930
特定資産	11,083	12,083	8,925
減価償却引当資産	11,083	12,083	8,925
その他の固定資産	1,801	1,233	4,139
車両運搬具	1,544	1,176	3,908
什器備品	257	57	230
固定資産合計	528,815	529,247	528,994
資産合計	619,754	621,668	599,374
流動負債			
未払金	16,487	44,253	16,413
預り金	84	661	619
仮受金	-	-	6
流動負債合計	16,572	44,915	17,039
固定負債			
固定負債合計	-	-	-
負債合計	16,572	44,915	17,039
指定正味財産	515,930	515,930	515,930
一般正味財産	87,252	60,823	66,404
正味財産合計	603,182	576,753	582,334
負債・正味財産合計	619,754	621,668	599,374

(損益の状況)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	301,456	274,738	282,447
財産運用益	1,582	1,237	846
受取会費	6,790	6,790	6,780
施設利用料収益	191,830	166,626	180,333
施設管理料収益	48,500	48,500	44,150
受取補助金等	7,046	6,461	5,308
受取負担金	42,063	42,063	42,063
その他	3,644	3,059	2,965
経常費用	270,492	301,167	276,656
事業費	252,191	283,029	257,996
管理費	18,301	18,137	18,659
当期経常増減額	30,963	△26,428	5,790
2. 経常外収益	23	0	0
3. 経常外費用	0	0	209
当期経常外増減額	23	0	△209
当期一般正味財産増減額	30,987	△26,428	5,581
一般正味財産期首残高	56,264	87,252	60,823
一般正味財産期末残高	87,252	60,823	66,404
II 指定正味財産増減の部			
財産運用益	925	448	0
一般正味財産への振替額	△925	△448	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	515,930	515,930	515,930
指定正味財産期末残高	515,930	515,930	515,930
III 正味財産期末残高	603,182	576,753	582,334

5. 市費の受入状況

(市費受入額の推移)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	2,083	1,848	1,675
出資金	421,000	421,000	421,000
受託金	48,500	48,500	44,150
借入金	-	-	-
減免額	-	-	-
その他	38,000	38,000	38,000

(平成 30 年度の市費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額
補助金	コンベンション開催支援事業費補助金	1,675
受託金	山形国際交流プラザ管理運営業務指定管理料	44,150
その他	コンベンションビューロー負担金	38,000

6. 事業概要

(1) 事業の内訳

- ①コンベンションの誘致及び開催支援
- ②コンベンションに関する調査及び広報
- ③公の施設の管理運営
- ④その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2)各事業の内容

本法人の事業内容は下記のとおりである。

①コンベンションの誘致及び開催支援

ア 誘致事業

平成 30 年度に開催が決定した主なコンベンション

開催年度	会期	開催名称	開催場所	参加者数	うち 県外者数 (外国人)	規模
令和 元 年度	8/23-24	第 24 回日本難病看護学会学術集会	山形県立保健医療大学	500 人	400 人	全国
	9/8-11	雪氷研究大会 (2019・山形)	山形テルサ等	500 人	450 人	全国
	9/25-27	第 655 回建設技術講習会	ヤマコーホール	300 人	270 人	全国
	10/12-13	内視鏡下耳科手術セミナー 2019	ホテル樹林	60 人	25 人 (30 人)	国際
	12/7-8	日本乳幼児教育学会	東北文科大学	500 人	400 人	全国
	3/5-8	11th KIFEE International Symposium on Environment, Energy, and Materials	ほほえみの宿滝の湯	150 人	110 人 (40 人)	国際
令和 2 年度	6/27-28	第 41 回日本歯内療法学会学術大会	山形テルサ	800 人	750 人	全国
	8/22-23	第 29 回母乳育児シンポジウム	山形テルサ	800 人	700 人	全国
	10/6-7	第 77 回全国老人福祉施設大会	山形県総合文化芸術館	2,000 人	1,800 人	全国
	10/10-11	第 55 回全国学童保育研究集会 in 山形	山形大学等	4,000 人	3,500 人	全国
	11/5-6	第 51 回日本看護学会 在宅看護学術集会	山形テルサ	1,100 人	800 人	全国
	11/17-18	2020 年度第 49 回全国老人クラブ大会	山形テルサ等	1,600 人	1,200 人	全国
令和 3 年度	7-3-4	第 29 回日本社会福祉士会 全国大会・社会福祉士学会	山形市内	1,500 人	1,300 人	全国
	8/20-22	第 54 回全国手話通訳問題研究集会サマーフォーラム in 山形	山形市内	2,000 人	1,700 人	全国

イ 開催支援事業(主な事業のみ記載)

・支援訪問活動状況:

首都圏・仙台圏・県内域外への支援訪問活動 8団体 8回訪問
 地元各種団体等 98団体 延べ256回訪問

・アトラクション支援:

国際会議支援で好評であったアトラクション費用の助成を全国規模にも拡大し支援
 18 件総額:963,500 円

- コンベンション開催用貸切バスの支援

16 件総額:1,694,520 円

- コンベンション開催助成金

11 件総額:5,308,500 円

②コンベンションに関する調査及び広報(主な事業のみ記載)

ア コンベンション開催による経済波及効果調査

イ コンベンション地図、交通アクセス・データの調査更新

ウ ホームページやSNSによる情報発信、山形おもてなしガイド「ウマイベヤマガタ」の企画・制作及び配布等

③公の施設の管理運営(主な事業のみ記載)

ア 山形国際交流プラザの管理運営事業

展示棟の利用件数が過去最高の実績となり、施設利用料については昨年度と比較すると約9%増加した。

① 利用件数

(単位:件)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度
展示棟	149	131	137
会議棟	2,194	2,264	2,158
その他	57	72	62
合計	2,400	2,467	2,357

② 来場者数

(単位:人)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度
来場者数	452,034	461,370	511,908

開館以降来場者数累計 16,503,661人

③ 施設利用料

(単位:円)

	平成30年度	平成29年度	平成28年度
利用料	180,333,454	166,626,864	191,830,590

第2 組織・ガバナンス

(組織・ガバナンス及び役員報酬計算事務の概要)

1. 役員(理事・監事)について

本団体における理事及び監事の職務・任期は、定款で下記のとおりとされている。

(理事の職務及び権限)
第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
(監事の職務及び権限)
第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
(役員(任期)
第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

役員(員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款 24 条 選任方法:定款第 25 条
員数	・理事 25 人以内 (理事のうち 1 人を理事長とし、1 人を副理事長、1 人を常務理事とすることができる。) ・監事 2 人以内
選任方法	評議員会の決議によって選任 (理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。)

平成 30 年度の役員は下表のとおりである。

役職名	区分	氏名	所属
理事長	非常勤	佐藤孝弘	山形市市長
副理事長	常勤	水野正登	山形国際交流プラザ館長
常務理事	常勤	遠藤秀一	おもてなし山形(株)代表取締役
理事	非常勤	菅野英行	寒河江市副市長
理事	非常勤	塚田哲也	上山市副市長
理事	非常勤	高橋政則	村山市副市長
理事	非常勤	新関茂	天童市副市長
理事	非常勤	間木野多加志	東根市副市長
理事	非常勤	渡辺修	尾花沢市副市長

役職名	区分	氏名	所属
理事	非常勤	清野康隆	山辺町副町長
理事	非常勤	秋葉秀出男	中山町副町長
理事	非常勤	丹野正彦	河北町副町長
理事	非常勤	高橋勇吉	西川町副町長
理事	非常勤	川口幸男	朝日町副町長
理事	非常勤	松田清隆	大江町副町長
理事	非常勤	横山利一	大石田町副町長
理事	非常勤	岡崎美枝子	蔵王温泉こまくさ会会長
理事	非常勤	三玉二郎	(一社)日本旅行業協会東北支部 山形地区委員会委員長
理事	非常勤	堀江朝好	(一社)山形市観光協会常務理事
理事	非常勤	蜂谷和俊	山形市中小企業連盟事業部会長
監事	非常勤	伊勢和正	山形市ホテル旅館業連絡協議会理事
監事	非常勤	両川英樹	東日本電信電話(株)山形支店支店長

※常勤役員は副理事長1名、常務理事1名である。

(平成30年5月21日現在)

次に、役員報酬については、「一般財団法人山形コンベンションビューロー評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」で以下の通り定められている。

第3条5項 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、評議員会、理事会出席等、必要の都度、1人一律9,000円の定額とする。

第4条 ビューローの常勤役員の報酬は、副理事長は年500万円までの範囲内とし、常務理事は年間400万円までの範囲とする。

(単位:円)

勘定科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業費-役員報酬	4,602,732	4,742,700	4,588,320
管理費-役員報酬	3,287,488	3,350,800	3,220,880
合計	7,890,220	8,093,500	7,809,200

※上記の役員報酬には評議員報酬が含まれている。

2. 評議員について

評議員会は、すべての評議員をもって構成され、定款にて下記の権限を有している。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任 |
| (2) 理事及び監事の報酬等の総額及び支給の規程 |
| (3) 評議員に対する報酬等の支給の規程 |
| (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認 |
| (5) 定款の変更 |
| (6) 残余財産の処分 |
| (7) 基本財産の処分又は除外の承認 |
| (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 |

評議員の任期(定款第 13 条)は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

評議員の員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款 11 条 選任方法:定款第 12 条
員数	評議員 15 人以内
選任方法	評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

平成 30 年度の評議員は下表のとおりである。

氏名	所属
菅伸之	東北電力(株)山形支店副支店長
佐藤俊明	東日本旅客鉄道(株)山形駅駅長
佐藤正彦	山形空港ビル(株)代表取締役社長
小野真哉	(公社)山形県観光物産協会専務理事
和田敏	(一社)山形県銀行協会常務理事
丹哲人	(一社)山形県経営者協会専務理事
佐藤泰幸	山形県観光文化スポーツ部観光立県推進課長
今田裕幸	山形県農業協同組合中央会常務理事
小関和夫	(一社)山形県バス協会専務理事
多田一夫	山形市中心商店街街づくり協議会会長
岩田雅史	山形商工会議所専務理事
国井富彦	(株)山形新聞社専務取締役総務局長
長澤進	協同組合山形流通団地常務理事

(平成 30 年 5 月 21 日現在)

次に、評議員の報酬について、「一般財団法人山形コンベンションビューロー評議員及び役員
の報酬等並びに費用に関する規程」で以下の通り定められている。

第3条5項 評議員及び非常勤役員に対する報酬は、評議員会、理事会出席等、必要の都度、1人一律9,000円の定額とする。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員及び評議員の選任、ガバナンス体制、市職員OBの活用、役員報酬支給事務の概要を把握するとともに、評議員会及び理事会の議事録の閲覧、並びに役員報酬支給に関して、定款及び規程に基づき支給されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 役員報酬支給事務について

評議員及び非常勤理事の報酬に関して、定款及び規程に基づき、事務手続きがなされていることを確認した。また、役員退職慰労引当金の未計上については、支給規程がなく、過去の慣例においても支給実績がなく、今後も予定していないことから妥当と判断した。

しかし、常勤理事副理事長の報酬の決定については、「一般財団法人山形コンベンションビューロー評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程」において、総額の範囲は定められているものの、どの機関で決定するかが明記されていない。実務的には起案による「伺い」で理事長決裁により報酬額が決定されている。本来、理事会又は評議員会で協議が行われるべき事項であり、定款又は規程において決定機関が明記されるべきである。【指摘事項】

(2) ガバナンス体制について

本法人では、平成30年度において、理事会、評議員会が下表とおり開催され、定款で定めた事項について、協議・決議が行われていた。

会議名	開催年月日	開催形式	議案
第1回通常理事会	平成30年5月29日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告及び同附属明細書の件 ・平成29年度計算書類及び同附属明細書の件 ・平成29年度公益目的支出計画実施報告の件 ・評議員会の日時及び場所の件 ・評議員会の目的事項の件
第2回通常理事会	平成31年3月26日	会議	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度収支補正予算の件 ・平成31年度事業計画の件 ・平成31年度収支予算の件

会議名	開催年月日	開催形式	議案
			<ul style="list-style-type: none"> ・経理規程の一部改正の件 ・評議員会の決議の省略の件 ・評議員会の目的事項の件
定時評議員会	平成 30 年 6 月 14 日	会議	・平成 29 年度計算書類の件

※上記の他、評議員・理事の辞任に伴うみなし決議が、複数回、評議員会及び理事会で実施されている。

第3 収入

(概要)

本法人における収入は、下表のとおり、大部分は施設利用収益、施設管理料収益、受取負担金によって構成されている。

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産受取利息	1,582	1,237	846
賛助会員受取会費	6,790	6,790	6,780
施設利用収益	191,830	166,626	180,333
施設管理料収益	48,500	48,500	44,150
受取補助金	7,046	6,461	5,308
受取負担金	42,063	42,063	42,063
コンgresバック作成負担分収益	368	418	414
機関紙協賛金	80	80	80
雑収益	3,196	2,560	2,471

平成 30 年度における山形市からの受託事業収益及び補助金の内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

区分	事業名	金額
受託金(指定管理料)	山形国際交流プラザの管理運営	44,150
補助金	コンベンション開催助成金	1,675
負担金	負担金	38,000

本法人では、平成 18 年から山形市より山形国際交流プラザの指定管理を受託し、同施設の管理運営を行っている。また、山形市をはじめとした1県3市よりコンベンション開催助成金を受領しているほか、山形市をはじめとした7市7町より、法人の事業推進のため、負担金を受領している。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の収入事務手続きが適正に実施されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 収入事務について

法人の会計規程に従い、平成 30 年度に計上されている施設管理料収益及び施設利用収益について、サンプルを抽出し、市及び利用者からの交付通知から収入調定、入金及び財務会計処理までを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

(2) 現金主義による収入の計上について

施設利用料収入について、現預金の収受の時点において会計上の収入を計上していた。このため 3 月利用分の施設利用収入が 4 月以降の現預金の入金時に計上がなされていた。企業会計原則では、発生した期間に収入を計上することが求められており、改善が必要である。【指摘事項】

「企業会計原則」より抜粋

「損益計算書の本質」

すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。

第4 人件費

(概要)

1. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員数	常勤	9	9	9
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
	非常勤	0	0	0
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		0	0	0
市OB計		0	0	0

(各年度末日現在)

2. 職員の人件費について

職員の人件費については、「一般財団法人山形コンベンションビューロー給与規程」によって規定されている。

「一般財団法人山形コンベンションビューロー給与規程」より抜粋

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

(給料表)

第5条 職員の給料月額は、別表第1の給料表に定めるとおりとする。

2 前項の給料表に定める職務の級の分類の基準となる職務の内容は、別表第2の級別標準職務表に定めるとおりとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合は、この限りではないものとする。

3 新たに職員となった者の号給は、その者の経歴及び他の職員との均衡等を考慮して理事長が決定する。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、市職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、本法人の「一般財団法人山形コンベンションビューロー給与規程」に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当に

関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「一般財団法人山形コンベンションビューロー給与規程」に従い、平成 30 年度に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当、並びに1か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第5 支出・契約

(概要)

1. 支出・契約事務について

本法人における支出・契約事務は、本法人の運営や指定管理業務に係る施設の維持管理費、業務委託費、自主事業に係る消耗備品費や印刷製本費等、多岐にわたっている。

本法人において、支出・契約事務については、「一般財団法人山形コンベンションビューロー経理規程」及び「一般財団法人山形コンベンションビューロー処務規則」によって定められている。

「一般財団法人山形コンベンションビューロー経理規程」より抜粋

第6章 契約

(契約の締結)

第33条 請負、売買、賃貸借、業務委託等の契約を締結する場合は、指名競争入札または随意契約の方法により行うものとする。

(指名競争入札)

第34条 指名競争入札に付する場合は、3以上の入札者を指名しなければならない。

(随意契約)

第35条 随意契約によることができる場合は次のとおりとする。

(1) 次に掲げる額の契約をするとき

ア 修繕、印刷、業務委託	130万円未満
イ 財産の購入	80万円未満
ウ 物件の借入れ	40万円未満
エ 前各号に掲げる以外のもの	50万円未満

(2) 契約の性質または目的が競争入札に適しないものをするとき

(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき

(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき

(5) 時価に比して有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき

(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないとき

(7) 落札者が契約を締結しないとき

(8) 国、地方公共団体、その他公法人与契約を締結するとき

2 前各号(第8号を除く)の規定により随意契約しようとする場合は、原則として2以上からの見積書を徴しなければならない。ただし、これによりがたい場合は、この限りではない。

(中略)

(検査)

第38条 契約の適正な履行を確認するため、必要な検査をしなければならない。

「一般財団法人山形コンベンションビューロー処務規則」より抜粋

第3章 職務権限

(副理事長、常務理事及び事務局長の専決事項)

第8条副理事長(理事長が指名するもの。以下同じ。)、常務理事及び事務局長の専決事項は別表第1に掲げるとおりとする。

別表第1

副理事長、常務理事及び事務局長の専決事項

区分	専 決 事 項
副理事長 (理事長が指名するもの)	<ol style="list-style-type: none"> (1) ビューローの既定方針に基づく事務事業の総括に関する事。 (2) 顧問に対する諮問の決定に関する事。 (3) 常務理事の出張、休暇、その他勤務に関する事。 (4) 300万円を超え500万円までの予算流用に関する事。 (5) 1件の予定価格が1,000万円を超え1,500万円までの契約に関する事。 (6) 職員研修計画の策定に関する事。 (7) 臨時職員の採用に関する事。 (8) 予備費の充用の承認。
常務理事	<ol style="list-style-type: none"> (1) ビューローの既定方針に基づく事務事業のうち、特に重要なものの計画及び執行に関する事。 (2) 特に重要な講習会、研究会、協議会及びこれに類するもの又は催物等の開催、共催及び後援に関する事。 (3) 既定計画による事務事業の実施に関し、官公庁に対して行う特に重要な許認可申請、届出、報告等に関する事。 (4) 特に重要な報告、調査、照会及び回答に関する事。 (5) 特に重要な刊行物及び印刷物の編集、発行に関する事。 (6) 事務局長の出張、休暇、その他勤務に関する事。 (7) 300万円までの予算流用に関する事。 (8) 1件の予定価格が200万円を超え1,000万円までの契約に関する事。
事務局長	<ol style="list-style-type: none"> (1) ビューローの既定方針に基づく事務事業の計画及び執行に関する事。 (2) 規程の制定及び改正に係る原案の作成に関する事。 (3) 講習会、研究会、協議会及びこれに類するもの又は催物等の開催、共催及び後援に関する事。 (4) 既定計画による事務事業の実施に関し、官公庁に対して行う許認可申請、届出、報告等に関する事。 (5) 報告、調査、照会及び回答に関する事。 (6) 刊行物及び印刷物の編集、発行に関する事。 (7) 職員研修の実施に関する事。 (8) 職員の福利厚生に関する事。 (9) 職員の出張、休暇、その他勤務に関する事。 (10) 1件の予定価格が200万円までの契約に関する事。 (11) 収入及び支出に関する事。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「一般財団法人山形コンベンションビューロー経理規程」及び「一般財団法人山形コンベンションビューロー処務規則」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 同一職員による発注事務と検査事務の実施について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、同一の職員によって発注事務と検査事務が行われている取引が確認された。

日付	科目名	摘要
2018/5/14	委託費	Aa-21-1① プラザ警備業務(4月分) H29.4.1～H31.3.31

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

本法人の経理規程第 38 条に基づき、職員は検査事務を実施している。ただし、上記取引においては、発注を担当した職員が、検査も行っている。経理規程においては、同一の職員が発注事務と検査事務を実施することを制限する定めはないが、一般的に同一の職員が両事務を担当する場合、取引業者と共謀することで預け金や空発注等の不正事案が発生する可能性が高まると考える。

同様の不正事案の事例として、文部科学省で公表している研究機関における不正使用事案(https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)が挙げられる。当該不正事案を見ると、毎年のように預け金(取引業者と結託し、購入していない消耗品や機材等を買ったことにするという方法)や架空発注(後日、キックバックを受け取ることも含む)が発生しており、職員が長年、発注業務を担当することで取引業者と緊密な関係となり、職務分掌が不適切で、検査(検収)も同一職員が行うことで不正が発生している事例が多い。

本法人においては、同様の不正事案は確認されていないが、不正が起こりうる環境にあるため、早急に職務分掌の見直しを検討する必要がある。【指摘事項】

なお、職務分掌の見直しにあたっては、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 26 年 2 月 18 日改正)」が参考となる。

(2) 同一職員による予定価格調書作成事務と発注事務の実施について

本法人において、下表のとおり、同一の職員によって予定価格調書作成事務と発注事務が行われている取引が確認された。

日付	科目名	摘要
2018/5/14	委託費	Aa-21-1① プラザ警備業務(4月分) H29.4.1～H31.3.31
2018/5/14	委託費	Aa-21-6① エスカレーター保守点検業務(4月分)
2018/5/15	委託費	Aa-21-2① プラザ総合清掃及び廃棄物処理業務(4月分) H29.4.1～H31.3.31
2018/5/15	委託費	Aa-21-3① プラザ空気調和設備保守点検業務(4月分) H29.4.1～H31.3.31
2018/5/15	委託費	Aa-21-4① プラザ植栽管理業務(4月分) H29.4.1～ H31.3.31
2018/5/15	委託費	Aa-21-5① プラザ設備運転管理業務(4月分) H29.4.1～ H31.3.31
2018/5/15	委託費	Aa-21-8① 音響機器保守点検業務(4月分)
2018/9/18	委託費	A-21-5 山形おもてなしガイド「ウマイベヤマガタ」制作業務
2018/10/15	修繕費	Aa-10-5 低圧計器用変流器修理業務

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

法人担当者へのヒアリングによれば、予定価格調書を作成し、設計金額を設定したとしても、最終的に予定価格は決定権限者によって決められるものであるため、同一の職員が発注事務まで担当したとしても、業者と結託するようなことはない、との回答を得ている。

しかし、上表のうち、グレーアウトしている取引に関しては、設計金額と予定価格が同額であり、仮に予定価格の決定方法が設計金額と同額であることが常態化するようなことがあれば、業者側で予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。

以上から、本法人において、指定管理料によって経費を支払っている以上、予定価格の決定にあたっては、職員が作成した設計金額に対して、国等の資料を参考にして、市場価格や需給の状況、履行の難易度、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して、適正に定める体制の構築を検討されたい。【意見】

また、指定管理料に係る事業報告について、5年間の指定管理期間中、1年間の事業期間が終了するたびに、年次報告書を法人から市へ提出するとともに、指定管理期間が終了した年度は5年間の事業報告書が提出される。市では、提出された年次報告書は各年度に、事業報告書は指定管理期間終了時に、それぞれの報告書に基づき、法人から事業報告を受け、事業成果、指定管理料の執行結果等の内容を確認している。

市においても、出資等外郭団体に対して、指定管理料の事業報告を受け、事業報告書に対する内容確認を実施する際、適正な契約事務の体制構築を促すように指導を行うとともに、事業報告の際のチェック項目を標準化する等して、一定水準で事業報告書の内容確認を行う体制を構築す

る必要がある。【指摘事項】

第6 財産管理

1. 現金預金

(概要)

本法人では、手元の現金について、数カ月に一度程度の頻度で現金の実査を行っている。また、預金は全て普通預金として保有しており、毎月末に、会計上の残高と金融機関からの残高証明書等と照合している。

「一般財団法人山形コンベンションビューロー経理規程」より抜粋

(手許の現金)

第 21 条 経理責任者は、業務の必要から手許に現金を置くことができる。

(残高の照合)

第 22 条 経理責任者は、手許の現金については、毎日の現金出納終了後、その現金残高と帳簿残高とを照合しなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、現金預金は適切に保管され、会計残高との照合が適切に行われているかについて、担当者へのヒアリング、金庫等の視察、平成 30 年度末残高について残高証明書、通帳又は証書との照合等を行った。

(監査の結果)

金庫等における現金預金の管理状況は良好であり、必要最低限度のものが整然と保管されていた。また、平成 30 年度末預金残高について残高証明書との照合を行った結果、両者は一致していた。

現金残高の確認においては、本法人の経理規程上、毎日現金残高と帳簿残高を照合することになるが、数ヶ月に一度の任意のタイミングで行っており、規程通りに実施するべきである。【指摘事項】

なお、本法人では、現金残高の確認にあたり、出納担当者が一時カウントを実施し、金庫に保管されている現金を金種表としてまとめ、別の担当者が金種表をもとに二次カウントを行っている。

2. 基本財産

(概要)

譲渡性預金で運用しており、運用益は経常費用に使われている。

なお、基本財産とは、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産をいう。

(実施した手続き)

監査人は、資産運用の対象は適切か、運用事務手続きは適切かについて、担当者へのヒアリン

グ、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末の基本財産の運用状況は以下のとおりである。

対象資産	金額(千円)
譲渡性預金	515,930

従前、公益法人等では地方公共団体や寄付者等から寄託された資金を財源として、国債や地方債等で運用し、その運用益で事業費や管理費を賄ってきた経緯がある。しかし、現在のような超低金利が長期化する中で、国債や地方債等で運用しても従前のような運用益を維持することが困難であるため、より運用利回りは高いが、運用リスクを伴う有価証券等へシフトせざるを得ない経営環境となっている。しかし、当法人のように市の出資等外郭団体は、出捐金や補助金等、公金により事業を実施していることから、公金を財源とする運用を行う場合、市民への説明責任を果たすためには、たとえ超低金利時代であっても、財産の元本確保を第一とした運用を行うことが必要であると考えます。

本法人では、基本財産の管理に関して、定款にて基本財産の運用に関する規定を設けている。他の出資等外郭団体で運用規程を設けていない法人に関しては、当法人の定款を参考することが望ましい。

「一般財団法人山形コンベンションビューロー定款」より抜粋

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議による。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への預貯金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

3. 特定資産

(概要)

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産である。平成 30 年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下の通りである。

名称	積立目的(財産目録より)	金額(千円)
減価償却引当資産	減価償却累計額見合資産	8,925

(実施した手続き)

監査人は、特定資産の積立・取崩は、設置目的に照らして適切か、事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末残高について残高証明書等との照合を行った結果、両者は一致していた。また、基本財産に関して規定された財産管理に関する定款の規定に基づき、預貯金で運用されており、安全性の高い方法で運用されていることを確認した。

4. 固定資産(有形固定資産)

主な固定資産は山形国際交流プラザビックウイングで管理する車両運搬具・什器備品である。

「一般財団法人山形コンベンションビューロー経理規程」より抜粋

(物品)

第30条 物品とは、次の各号のものをいう。

(1)消耗備品

(2)消耗品

2 消耗備品とは、1件の取得価額が1万円以上10万円未満のものをいう。ただし、付属品は除く。

3 消耗品とは、1件の取得価額が1万円未満のものをいう。

(物品の管理)

第31条 経理責任者は、消耗備品を取得したときは、取得年月日等を整理簿に記録し管理しなければならない。

(現物の照合)

第32条 経理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続を経て帳簿の整備を行わなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、管理は適切に実施されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧、固定資産 台帳からサンプル抽出による実地確認を行った。

(監査の結果)

(1) 固定資産に係る現物の照合について

本法人の経理規程では、「耐用年数が1年以上でかつ取得価格が 10 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産(無形固定資産)」以外の「物品」について、各会計年度1回以上の現物の照合を求めている。しかし、実際の現物の照合は、各会計年度の任意のタイミングで行っており、また、実施した結果の証跡が残されておらず、各会計年度のいつ実施されどのような結果であったかについて、第三者が把握できない。

このため、固定資産の現物の照合について、経理規程にしたがって実施した過程及び結果について把握できるよう現物の照合業務について改善を行うべきである。【意見】

5. 賞与引当金

(概要)

平成 30 年度末の賞与引当金は 6 月の賞与支払予定額のうち平成 30 年度対応分が計上される。

(実施した手続き)

法人の賞与引当金について、計上根拠資料を閲覧するとともにそれぞれの計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

給与規程に基づき賞与引当金の額が計算されていなかった。賞与引当金の算定根拠となる平成 31 年 6 月支給の賞与支給合計額 7,752 千円のうち、6 分の 4 か月分(賞与算定期間である平成 30 年 12 月から令和元年 5 月の 6 か月のうち、平成 31 年 3 月までの 4 か月分)である 5,168 千円の賞与引当金の計上不足している。本法人では、公益法人会計基準に準じて財務諸表の作成が行われていることから、賞与引当金を計上すべきである。【指摘事項】

6. 退職給付引当金

(概要)

退職給付引当金は、職員に対する退職金の支払いに備えるものである。

(実施した手続き)

退職給付引当金について、計上根拠資料を閲覧するとともにそれぞれの計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

法人では、中退共制度を利用しており、法人から中退共へ掛け金が拠出され、退職時に中退共から職員に対して、退職金が支払われることとなる。会計基準上、確定拠出制度に位置づけられる中退共を利用している場合、退職給付引当金の計上は不要であり、法人の会計処理は妥当である。

第7 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務ソフトとして、「PCA 公益法人」を使用し、減価償却及び給与計算はエクセルで計算・管理している。また、ビッグウイング担当者が使用する施設予約管理システムが導入されている。

(実施した手続き)

監査人は、ID及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体等による情報の持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、「一般財団法人山形コンベンションビューロー個人情報保護規程(平成 15 年4月1日施行 平成 25 年 3 月 27 日最終改訂)」が整備され、個人情報の持出し、情報漏洩に関しては一定の定めがあると言える。一方、本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。【指摘事項】

(1) ID、パスワード管理

使用するパソコンに対して、ID、パスワードの設定状況は以下の通りである。

システム名称	セキュリティの状況
PCA 公益法人	ID/パスワードによる管理
施設予約管理システム	ID/パスワードなし

ID/パスワードの設定は、使用するソフトによって異なっており、統一した基準がない。

個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間等、情報セキュリティに関する規程に明記する必要がある。また、システム上の制限設定や定期的モニタリングも必要である。

(2) 記録媒体の使用について

本法人では、看板表示用の SD カードの使用はあるが、記録媒体としてUSBメモリ等の保有はないとの回答を得ている

第6章 一般財団法人山形市上下水道技術センター

第1 法人概要

1. 基本情報

(外観)



(入口)



団体名称	一般財団法人 山形市上下水道技術センター
所在地	山形市南石関57番地の2
設立年月日	平成2年3月26日
団体代表者	理事長 武田 良一
所管部署	上下水道部総務課
基本財産	3,000 千円

資本金・出捐金 (市割合)	50,000千円(40,000千円、80%)
主な出資者	山形市、山形市管工事協同組合
設立目的	水道事業の健全で効率的な運営を推進し、お客さまへの給水サービスの向上や給水装置工事事業者の業務近代化に寄与することを目的とし、水道事業の業務の一部を担う山形市上下水道部の監理団体として設立された。
主な事業内容	1-受託事業 給排水関連業務・お客さまサービスセンター業務・給水装置定期診断等業務 2-センター独自事業 給排水図面作成業務

(平成31年3月31日現在)

(沿革)

平成2年3月26日	財団法人山形市水道サービスセンター設立
平成2年4月1日	事業開始(山形市水道部庁舎内)
平成2年10月2日	現在所在地の「山形市南石関57番地の2」に事務所移転
平成23年3月28日	山形県より「一般財団法人」へ移行認可
平成23年4月1日	一般財団法人山形市水道サービスセンターへ移行設立
平成30年4月1日	一般財団法人山形市上下水道技術センターへ名称変更

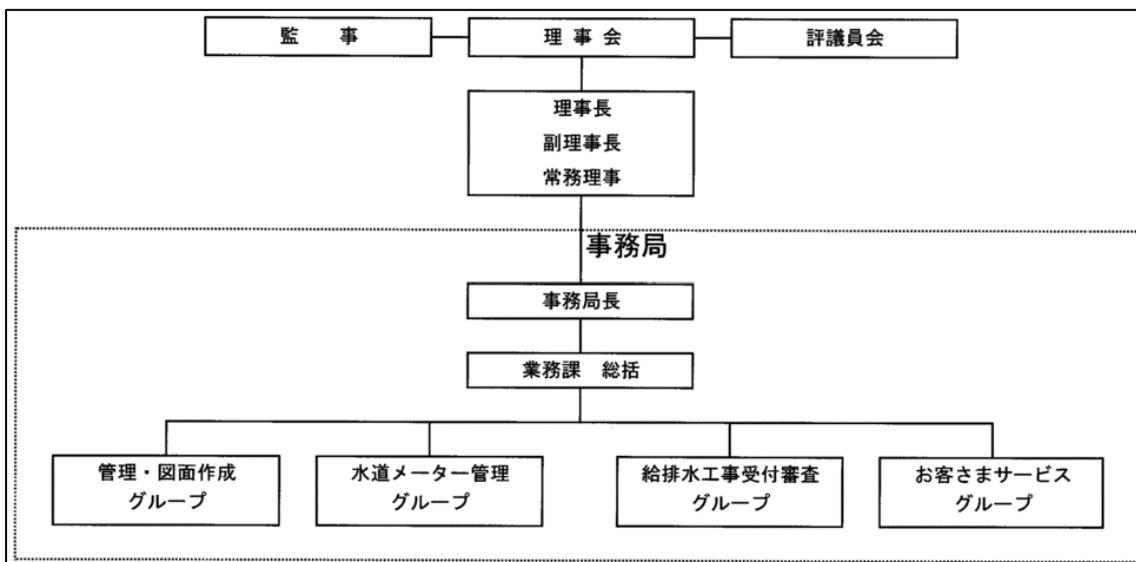
2. 役員・職員等の状況

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
役員数	常勤	1	2	2
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	1	2	2
	非常勤	6	6	6
	うち市職員	2	2	2
	うち市OB	1	1	1
職員数	常勤	19	19	18
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
	非常勤	0	0	0
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		2	2	2
市OB計		2	3	3

(各年度末日現在)

3. 組織図



(平成 31 年 3 月 31 日現在)

4. 財務状況

(財政状態)

(単位:千円)

	平成28年度 (平成29年3月31日)	平成29年度 (平成30年3月31日)	平成30年度 (平成31年3月31日)
流動資産			
現金預金	42,336	54,243	66,107
未収金	17,508	17,964	15,581
その他	-	205	60
流動資産合計	59,844	72,413	81,749
固定資産			
基本財産	3,000	3,000	3,000
特定資産	135,167	140,349	146,055
退職給付引当資産	57,101	59,653	62,379
減価償却引当資産	31,065	33,695	36,675
事業継続投資有価証券	47,000	47,000	47,000
その他の固定資産	31,668	17,056	12,165
建物及び附属設備	3,699	3,350	3,013
リース資産	15,372	5,543	2,932
ソフトウェア	8,354	4,194	2,011
投資有価証券	2,991	2,989	2,986
その他	1,250	979	1,221
固定資産合計	169,835	160,405	161,221
資産合計	229,680	232,818	242,970
流動負債			
リース債務	7,169	2,610	1,752
未払金	12,348	22,528	24,111
預り金	34	1,432	3,368
未払法人税等	560	292	2,760
流動負債合計	20,112	26,864	31,993
固定負債			
リース債務	8,202	2,932	1,180
退職給付引当金	59,208	56,393	54,478
固定負債合計	67,411	59,326	55,658
負債合計	87,523	86,190	87,651
指定正味財産	50,000	50,000	50,000
一般正味財産	92,157	96,628	105,318
正味財産合計	142,157	146,628	155,318
負債・正味財産合計	229,680	232,818	242,970

(損益の状況)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	283,492	287,559	246,891
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	176	175	175
事業収益	278,169	285,822	245,983
退職給付引当保険収入	5,129	1,549	722
その他	15	12	10
経常費用	278,560	279,521	235,396
事業費	265,732	263,830	217,670
管理費	12,827	15,691	17,725
当期経常増減額	4,931	8,038	11,495
2. 経常外収益	-	-	-
3. 経常外費用	-	3,247	17
当期経常外増減額	0	△3,247	△17
法人税及び法人住民税	587	319	2,787
当期一般正味財産増減額	4,344	4,471	8,690
一般正味財産期首残高	87,812	92,157	96,628
一般正味財産期末残高	92,157	96,628	105,318
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	50,000	50,000	50,000
指定正味財産期末残高	50,000	50,000	50,000
III 正味財産期末残高	142,157	146,628	155,318

5. 市費の受入状況

(市費受入額の推移)

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
補助金	-	-	-
出資金	-	-	-
受託金	230,245	233,268	192,460
借入金	-	-	-
減免額	-	-	-
その他	-	-	-

(平成30年度の市費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額
受託金	給排水関連業務	128,309
	お客さまサービスセンター業務	56,808
	給水装置定期診断等業務	7,343

6. 事業概要

(1) 事業の内訳

- ①給排水関連業務(受託事業)
- ②お客さまサービスセンター業務(受託事業)
- ③給水装置定期診断等業務(受託事業)
- ④給排水図面作成業務(センター独自事業)

(2) 各事業の内容

- ①給排水関連業務
- ③給水装置定期診断等業務(主な事業のみ記載)

ア 給水装置工事受付・審査業務

給水装置工事に関する受付と審査及び工事申請に伴う様々な相談や入力作業等に迅速に対応し業務を実施した。

(単位：件)

	30年度	29年度	増減数	増減数割合(%)
給水装置工事受付・審査	2,505	2,239	266	11.9
相談対応等	6,045	—	—	—

イ 排水設備等工事受付・審査補助業務

排水設備工事に関する受付と審査補助及び工事申請に伴う様々な相談や入力作業等に迅速に対応し業務を実施した。

(単位：件)

	30年度	29年度	増減数	増減数割合(%)
排水設備等工事受付・審査	1,590	—	—	—
相談対応等	1,885	—	—	—

ウ 水道メーター管理等業務

7年で一巡する年次計画に従い、検定期間満了を迎える水道メーターを事前通知のうえ取り替えた。その他、メーター故障に伴う取替やメーターパッキンの不具合による漏水修繕等も併せて行った。

(単位：件)

	30年度	29年度	増減数	増減数割合(%)
水道メーター取替	15,443	14,284	1,159	8.1
故障修繕等	235	330	△95	△28.8

②お客さまサービスセンター業務(主な事業のみ記載)

上下水道の使用開始中止受付のほか、所有者変更届や漏水・水質に関する相談等の様々な問合せに的確な対応を実施した。また、入力処理については正確でスピーディーな処理を行い、迅速な対応に努めた。

(単位：件)

	30年度	29年度	増減数	増減数割合(%)
使用関係届等受付	43,137	—	—	—

④給排水図面作成業務(主な事業のみ記載)

給排水工事申込みに伴う図面作成の依頼を受けて正確な作図を心掛け、迅速な対応に努めた。

給水装置図面作成実績

(単位：件)

	30年度	29年度	増減数	増減数割合(%)
給水装置図面	2,430	2,319	111	4.8

排水設備図面作成実績

(単位：件)

	30年度	29年度	増減数	増減数割合(%)
排水設備図面	1,481	1,472	9	0.6

第2 組織・ガバナンス

(組織・ガバナンス及び役員報酬計算事務の概要)

1. 役員(理事・監事)について

本団体における理事及び監事の職務・任期は、定款で下記のとおりとされている。

(理事の職務及び権限)
第 28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、技術センターの業務の執行の決定に参画する。
(監事の職務及び権限)
第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
(役員(任期))
第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。
2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

役員(員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款 26 条 選任方法:定款第 27 条
員数	・理事 3 人以上 6 人以内 (理事のうち、1 人を理事長、1 人を常務理事とする。) ・監事 2 人以内
選任方法	評議員会の決議によって選任 (理事長、副理事長及び常務理事は、理事会において選定する。)

平成 30 年度の役員は下表のとおりである。

役職名	区分	氏名	所属
理事長	常勤	武田良一	—
副理事長	非常勤	板垣淳史	山形市上下水道部部長
副理事長	非常勤	鹿野淳一	山形市管工事協同組合理事長
常務理事	常勤	齊藤則行	山形市上下水道技術センター事務局長
理事	非常勤	白田真人	山形市管工事協同組合専務理事
理事	非常勤	鴨田尚史	山形市上下水道部次長
監事	非常勤	高橋成治	—
監事	非常勤	東海林恵一	(株)マルナカ中村商店監事

※常勤役員は理事長、常務理事の 2 名である。

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

次に、役員報酬については、定款において以下の通り定められている。

(報酬等)

第 32 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事長、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 2 項 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

さらに「一般財団法人山形市上下水道技術センター役員等の報酬等及び費用弁償の基準に関する規程」で以下の通り定められている。

第 2 条 理事長の報酬月額は、260,000円を超えない額とし、理事会で決定するものとする。

第 3 条 事務局長を兼務する理事には報酬を支払わず、事務局長及び事務局次長の給与及び費用弁償に関する規程に定める給料及び手当を支給する。

第 4 条 役員等が評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、交通費及び会議資料調査等に係る費用弁償として、1 会議につき、8,000 円を支給する。

理事長の報酬は、平成 29 年 2 月 15 日の「平成 28 年度 3 月定例理事会」において、月額報酬と期末手当が決定されている。

ただし、収支計算書の科目表示には、「役員報酬支出」はなく、理事長報酬は「給料・手当支出」に含まれて開示されている。

2. 評議員について

評議員会は、すべての評議員をもって構成され、定款にて下記の権限を有している。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外若しくは担保に提供する場合の承認
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受けの承認
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

評議員の任期(定款 15 条)は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

評議員の員数及び選任方法は下表のとおりである。

根拠	員数:定款 13 条 選任方法:定款第 14 条
員数	評議員 3 人以上 6 人以内
選任方法	評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

平成 30 年度の評議員は下表のとおりである。

氏名	所属
吉田安伸	山形市管工事協同組合理事
齋藤秀雄	—
下河辺久美子	国立大学法人山形大学
鈴木秀晴	—
船橋吾一	山形市管工事協同組合理事
伊藤美佳	(株)アダストリア・ゼネラルサポート

(平成 30 年4月1日現在)

次に、評議員の報酬については、定款において以下の通り定められている。

第 16 条 評議員は、無報酬とする。

第 2 項 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

さらに「一般財団法人山形市上下水道技術センター役員等の報酬等及び費用弁償の基準に関する規程」で以下の通り定められている。

第 4 条 役員等が評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、交通費及び会議資料調査等に係る費用弁償として、1 会議につき、8,000 円を支給する。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員及び評議員の選任、ガバナンス体制、市職員OBの活用、役員報酬支給事務の概要を把握するとともに、評議員会及び理事会の議事録の閲覧、並びに役員報酬支給に関して、定款及び規程に基づき支給されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1)役員報酬支給事務について

評議員及び非常勤理事の報酬に関して、定款及び規程に基づき、事務手続きがなされていることを確認した。また、役員退職慰労引当金の未計上については、支給規程がなく、過去の慣例においても支給実績がなく、今後も予定していないことから妥当と判断した。

本法人は、財務諸表に対する注記において、「平成 23 年度より、『公益法人会計基準』(平成 20

年4月11日(内閣府公益認定委員会)を適用されております。」と記載している。しかし、本来「役員報酬支出」として開示すべき理事長の役員報酬を、「給料・手当支出」として収支計算書で開示しており、「公益法人会計基準」の様式に準拠していない。【指摘事項】

また、非常勤の役員等への「1 会議につき、8,000 円」としている支給について旅費交通費として計上しているが、「一般財団法人山形市上下水道技術センター役員等の報酬及び費用弁償の基準に関する規程」において、交通費及び会議資料調査等に係る費用弁償と規程に明記している。会議資料調査に係る費用弁償であれば「役員報酬」として処理すべきであり、旅費交通費としての処理は実態に合っておらず、今後の開示の修正を検討されたい。【意見】

(2) ガバナンス体制について

本法人では、平成 30 年度において、理事会、評議員会が下表とおり開催され、定款で定めた事項について、協議・決議が行われていた。

会議名	開催年月日	開催形式	議案
5月定例理事会	平成30年5月15日	会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度事業報告及び決算承認並びに公益目的支出計画実施報告承認について 定時評議員会の招集について
2月定例理事会	平成31年2月19日	会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度業務執行状況について 平成31年度事業計画について 平成31年度収支予算について 平成31年度借入金最高限度額について 事務規程の一部改正について 職員の給与に関する規程の一部改正について 第1回臨時評議員会の招集について
定時評議員会	平成30年5月30日	会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度事業報告及び決算承認並びに公益目的支出計画実施報告承認について
第1回臨時評議員会	平成31年3月12日	会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度業務執行状況について 平成31年度事業計画について 平成31年度収支予算について 平成31年度借入金最高限度額について

第3 収入

(収入事務の概要)

本法人における収入は、下表のとおり、大部分を山形市からの受託事業収益によって構成されている。また、自主事業として給水装置図面作成事業及び排水設備図面作成事業を行っている。

(単位:千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産受取利息	0	0	0
特定資産受取利息	176	175	175
給排水関連業務収入	-	-	117,803
お客さまサービスセンター業務収入	-	-	56,808
給水装置定期診断収入	6,966	7,444	7,343
漏水調査収入	9,892	11,590	10,505
給水装置図面作成収入	28,458	30,885	31,700
排水設備図面作成収入	19,465	21,668	21,822
水道メーター検針収入	82,725	83,235	-
営業等収入	62,554	62,949	-
水道メーター取替収入	48,333	46,139	-
井戸水等検針収入	4,544	4,575	-
給水装置工事審査補助収入	15,228	17,334	-
退職給付引当保険収入	5,129	1,549	722
預金利息収入	0	0	0
雑収入	14	11	10

平成 30 年度における受託事業収益の主な内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

区分	事業名	金額
受託料	山形市上下水道部給排水関連業務	117,803
	山形市上下水道部お客さまサービスセンター業務	56,808
	山形市上下水道部給水装置定期診断業務	7,343
	山形市上下水道部宅地内漏水調査業務	10,505

本法人では、平成 2 年の設立以降、山形市上下水道部より上下水道給排水事業の受託を行っている。平成 30 年度より山形市上下水道部給排水関連業務、山形市上下水道部お客さまサービスセンター業務、山形市上下水道部給水装置定期診断業務、山形市上下水道部宅地内漏水調査業務の4つの受託契約を締結している。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の収入事務手続きが適正に実施されているかの検証を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度に計上されている給排水関連業務収入、お客さまサービスセンター業務収入、給水装置定期診断収入、漏水調査収入について、山形市との契約書、入金及び財務会計処理までを確認した結果、事務手続きは適正に行われていた。

また、平成 30 年度に計上されている給水装置図面作成収入、排水設備図面作成収入について、サンプルを抽出し、利用者へ発行する利用通知書及び利用者からの入金を確認した結果、事務手続きは適正に行われていた。

第4 人件費

(概要)

1. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位:人)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員数	常勤	19	19	18
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
	非常勤	0	0	0
	うち市職員	0	0	0
	うち市OB	0	0	0
市職員計		0	0	0
市OB計		0	0	0

(各年度末日現在)

2. 職員の人件費について

職員の人件費については、「一般財団法人山形市上下水道技術センター職員の給与に関する規程」によって規定されている。

「一般財団法人山形市上下水道技術センター職員の給与に関する規程」より抜粋

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、手当及び退職金とする。

(手当の種類)

第3条 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、市職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、本法人の「一般財団法人山形市上下水道技術センター職員の給与に関する規程」に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「一般財団法人山形市上下水道技術センター職員の給与に関する規程」に従い、平成30年度

に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当、並びに1か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第5 支出・契約

(概要)

1. 支出・契約事務について

本法人における支出・契約事務は、本法人の運営や業務委託費等、多岐にわたっている。

本法人において、支出・契約事務については、「一般財団法人山形市上下水道技術センター会計規程」によって定められている。

「一般財団法人山形市上下水道技術センター会計規程」より抜粋

第8章 契約

(契約の方式)

第 55 条 売買、貸借、請負、その他の契約をするときは、指名競争入札または随意契約によるものとする。

2 指名競争入札に付する場合は、3名以上を指名しなければならない。

3 随意契約による場合は、2名以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の理由による場合はこの限りではない。

(1) 1件の契約金額が20万円未満の場合

(2) 1者にする理由が明記されている場合

(指名競争入札の参加者の指名)

第 56 条 指名競争入札により契約を締結しようとするときは、山形市の一般(指名)競争入札参加者名簿に登録されたものの中から指名するものとする。

(契約書の作成)

第 57 条 契約を締結するときは、別に定める事項を記載した契約書を作成しなければならない。

(契約書作成の省略)

第 58 条 次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約書作成を省略することができる。

(1) 電気、ガス、水道及び電話通信の提供を受ける契約をするとき

(2) 1件の請負金額が50万円未満のものまたは1件の売買金額が30万円未満のものについて契約するとき

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき

(4) その他随意契約において、理事長が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「一般財団法人山形市上下水道技術センター会計規程」及び「一般財団法人山形市上下水道技術センター事務規程」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当

性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1)見積合せの未実施について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、見積合せが実施されていない取引が複数確認された。

日付	科目名	摘要
2018/5/31	事)被服費	夏作業服・防寒服・ゴム長・雨衣等 職員
2018/7/31	事)被服費	夏女子事務服 17名分
2019/3/31	事)被服費	女子事務服 15名分

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

本法人の会計規程第55条第3項によれば、随意契約を行う場合、原則として2者以上から見積書を徴することとされ、20万円未満の契約もしくは1者にする理由があれば1者随意契約ができるとされている。

上記取引に関しては、20万円を超える取引、かつ、見積合せが困難な明確な理由も稟議書等で検討されていないにもかかわらず、1者随意契約を行っている。よって、規程に従い見積合せを実施するか、見積合せが困難な場合はその理由は稟議書等で記載し、1者随意契約の妥当性を検討する必要がある。【指摘事項】

(2)検査の未実施について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、検査(検収)を行った証跡が確認できなかった取引が確認された。

日付	科目名	摘要
2018/5/31	事)被服費	夏作業服・防寒服・ゴム長・雨衣等 職員
2018/7/31	事)被服費	夏女子事務服 17名分
2019/3/31	事)被服費	女子事務服 15名分
2018/4/27	事)消耗備品費	A3 リコー カラープリンターIPSIO
2018/9/28	事)消耗備品費	デスクトップ PC メーター管理用
2018/5/31	事)消耗品費	背幅伸縮ファイル・色上質紙他
2018/5/31	事)消耗品費	90型バール・手鍵・点検ライト他
2019/3/31	事)消耗品費	Xスタンプ・USBメモリー他
2019/3/24	事)修繕費	休憩室入り口等照明取替
2018/12/28	事)印刷製本費	排水設備等工事確認申請書 10部
2018/12/28	事)印刷製本費	排水設備等工事確認申請書 30部

日付	科目名	摘要
2018/6/7	事)手 数 料	5月給排水図面作成振込手数料

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、対象とする取引すべてを検証の対象としたものではない。

本法人において、検査については、本法人の会計規程が参考となるが、他の法人のように詳細な事務手続きが定められていない。ただし、他の修繕工事等では検査調書を作成している事例もあり、検査に関する取扱いが不明瞭となっている。「山形市契約規則」第 15 条によれば、「物件購入の場合における目的物の引渡しは、当該引渡しの場所において検査に合格したときをもって完了する」とされており、本法人においても、事務手続きを明確にするため、本法人の会計規程に詳細な取り扱いを定めるように規程の改定を行う必要がある。【指摘事項】

上表に関しては、担当者へのヒアリングの結果、納品書等により検査は行っているが、その証跡を残してはいないとの回答を得ている。他の取引においては、検査調書を作成している取引もあるため、法人内で検査の実施及び検査調書作成を徹底する体制構築が必要である。【指摘事項】

第6 財産管理

1. 現金預金

(概要)

本法人では、手元の現金について、出納の都度及び月末に現金の実査を行っている。また、預金は全て普通預金及び定期預金として保有しており、毎月末に、会計上の残高と金融機関からの残高証明書等と照合している。

「一般財団法人山形市上下水道技術センター会計規程」より抜粋

(現金及び預金の残高照合)

第 21 条 出納責任者は、現金及び預金の残高を毎月照合しなければならない。

2 照合は、毎月作成する収支月計表の現金預金残高と現金及び預金通帳とで行わなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、預金は適切に保管され、定期的な照合や通帳記帳が行われ適切に管理されているかについて、担当者へのヒアリング、金庫等の視察、平成 30 年度末残高について残高証明書、通帳又は証書との照合を行った。

(監査の結果)

本法人では、現金について、出納の都度及び月末に現金の実査を行っており、また、月末時においては照合担当者とは別の担当者によるダブルカウントを実施している旨の回答を得た。また、月末においては収支月計表を作成し、現金及び預金の残高について照合を行っての旨の回答を得た。

平成 30 年度末残高について、会計上の残高と収支月計表及び残高証明書とを照合した結果、両者は一致していた。

2. 未収入金

(概要)

主な未収入金は、山形市からの受託金である。

(実施した手続き)

監査人は、平成 30 年度末の貸借対照表に未収入金として計上されている債権について、回収不能となっていないか、過去に回収不能となった実績はないかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成30年度末の未収入金は、包括外部監査の現地視察時点で全額入金済みである。また、過去に未収入金として計上した債権が回収不能となった実績はないとの回答を得た。

3. 基本財産

(概要)

定期預金で運用しており、運用益を事業運営に利用されている。

なお、基本財産とは、法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた財産をいう。

(実施した手続き)

監査人は、資産運用の対象は適切か、運用事務手続きは適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成30年度末の基本財産の運用状況は以下のとおりである。

対象資産	金額(千円)
定期預金	3,000

従前、公益法人等では地方公共団体や寄附者等から寄託された資金を財源として、国債や地方債等で運用し、その運用益で事業費や管理費を賄ってきた経緯がある。しかし、現在のような超低金利が長期化する中で、国債や地方債等で運用しても従前のような運用益を維持することが困難であるため、より運用利回りは高いが、運用リスクを伴う有価証券等へシフトせざるを得ない経営環境となっている。しかし、当法人のように市の出資等外郭団体は、出捐金や補助金等、公金により事業を実施していることから、公金を財源とする運用を行う場合、市民への説明責任を果たすためには、たとえ超低金利時代であっても、財産の元本確保を第一とした運用を行うことが必要であると考える。

現状、安全資産により運用されているが、資金運用に関する関連規程が整備されていない。「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」等を参考にして、資産運用の対象資産や運用の承認体制を定めた資産運用規程を整備すること検討されたい。【意見】

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」より抜粋

(基準)

(4) 基本財産の管理運用は、寄附者が寄附する際にその管理運用方法を指定した場合を除き、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値が生ずる方法で行うこと。

(運用指針)

(1) 財団法人の基本財産は、財団法人の人格の基礎であり、公益活動を行うための収入の基本となる重要な財産であることから、その管理運用に当たっては、これが減少することは厳に避ける必要があるとともに、さらに、公益事業のために資する価値を生ずるように活用しなければならない。

(2) したがって、基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当でない。

- | | |
|--------------------|------------------------|
| ① 価値の変動が著しい財産 | 株式、株式投資信託、金、外貨建債券等 |
| ② 客観的評価が困難な財産 | 美術品、骨董品等 |
| ③ 減価する財産 | 建築物、建造物等減価償却資産 |
| ④ 利子又は利用価値を生じない財産 | 現金、当座預金、事務所用施設 |
| ⑤ 換金の容易な財産 | 普通預金、預入期間の短い定期預金等の流動資産 |
| ⑥ 回収が困難になるおそれのある方法 | 融資 |

(3) ただし、博物館の運営を事業とする法人等が、美術品、骨董品等の財産を保全する必要があることから、基本財産とする場合などは、好ましいものと考えられるなど、所管官庁が指導を行うに当たっては、当該公益法人の目的等も十分考慮する必要がある。

(基準)

- (5) 運用財産の管理運用は、当該法人の健全な運営に必要な資産(現金、建物等)を除き、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うこと

(運用指針)

(1) 基本財産以外の資産、すなわち、運用財産の管理運用に当たっても、安全、確実な方法で行うことが望ましい。しかしながら、その時々を経済・金融情勢にかんがみ、一定のリスクはあるが、高い運用益の得られる可能性のある方法で管理運用し、公益事業の安定的・積極的な遂行に資することが望まれる。そこで、運用財産のうち、日常的経費の支出に必要な現金、事務所用施設等、当該法人の当面の運営に必要な資産を除いては、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で管理することが望ましい。

(2) 運用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られる(株式の保有等については、本基準6. 参照)。

(3) 公益法人の財産(基本財産、運用財産双方)については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要がある。

4. 特定資産

(概要)

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産である。平成 30 年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下の通りである。

名称	積立目的(財産目録より)	金額(千円)
退職給付引当資産	退職給付引当金見合資産	62,379
減価償却引当資産	減価償却累計額見合資産	36,675
事業継続投資有価証券	運用益を財源として使用	47,000

(実施した手続き)

監査人は、特定資産の積立・取崩は、設置目的に照らして適切か、事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 30 年度末残高について残高証明書等との照合を行った結果、両者は一致していた。退職給付引当資産及び減価償却引当資産、事業継続投資有価証券は積立・取崩に関する関連規程が整備されていないが、財産目録に記載された積立目的に従い、一定額が適切に積み立てられていることを確認した。

ただし、特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法等が制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法等について年度を超えて統一的な運用が必要である。「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」（日本公認会計士協会）でも以下のとおり、規定化が望ましい旨が記載されている。

「公益法人会計基準に関する実務指針(その2)」Q10 A(1)より抜粋

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

- ① 目的
- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

よって、退職給付引当資産、減価償却引当資産及び事業継続投資有価証券について、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法等を定めた取扱要領を作成することを検討されたい。【意見】

5. 固定資産(有形・無形固定資産)

(概要)

有形固定資産は事務所で使用する使用の建物、建物附属設備、構築物及び事業全般に用いる車両運搬具、漏水探知器等の什器備品である。また、リース資産として複合機、サーバー及び車両運搬具を保有している。

無形固定資産はキャドシステム等ソフトウェアである。

「一般財団法人山形市上下水道技術センター会計規程」より抜粋

(物品の範囲)

第 28 条 この規程において物品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 什器備品 工事、作業または事務の用に使用される工具、器具及び備品で固定資産に計上されないもの
- (2) 消耗品使用によって、その性質もしくは形態を変え、またはその全部もしくは一部を消耗するもの
- (3) 材料 工事または作業のため消耗され、建物、構築物等の構成部品となるもの

(保管の原則)

第 29 条 物品の保管にあたっては、常に良好な状態に維持保存し、紛失、き損等のないよう注意しなければならない。

(現物の照合)

第 39 条 固定資産の管理責任者は、常に良好な状態において管理し、各会計年度1回以上は、固定資産台帳と現物を照合し、差異がある場合は、所定の手続きを経て帳簿の整備を行わなければならない。

(実施した手続き)

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、管理は適切に実施されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧、固定資産 台帳からサンプル抽出による実地確認を行った。

(監査の結果)

本法人の会計規程に基づき、固定資産台帳と現物との照合を各会計年度の任意のタイミング及び年度末で行っている。しかし、実施した結果の証跡が残されておらず、各会計年度のいつ実施されどのような結果であったかについて、第三者が把握できない。

このため、固定資産の現物の照合について、会計規程にしたがって実施した過程及び結果について把握できるよう現物の照合業務について改善を行うべきである。【意見】

6. 賞与引当金

(概要)

平成 30 年度末の賞与引当金は 6 月の賞与支払予定額のうち平成 30 年度対応分が計上される。

(実施した手続き)

法人の賞与引当金について、計上根拠資料を閲覧するとともにそれぞれの計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

給与規程に基づき賞与引当金の額が計算されていなかった。賞与引当金の算定根拠となる平成 31 年6月支給の賞与支給合計額 11,531 千円のうち、6分の4か月分(賞与算定期間である平成 30 年 12 月から令和元年5月の 6 か月のうち、平成 31 年3月までの4か月分)である 7,687 千円の賞与引当金の計上が不足している。本法人では、公益法人会計基準に準じて財務諸表の作成が行われていることから、賞与引当金を計上すべきである。【指摘事項】

7. 退職給付引当金

(概要)

退職給付引当金は、職員に対する退職金の支払いに備えるものである。

(単位:千円)

平成28年度	平成29年度	平成30年度
59,208	56,393	54,478

(実施した手続き)

計上根拠資料を閲覧するとともに計上額承認の有無を確認する。

(監査の結果)

本法人では、過去に職員の退職手当の財源として、保険会社に積立てを行い、その後、平成 30 年度までの 10 年間にわたり本法人に確定年金が交付された。従前、退職給付引当金の算定にあたっては、期末要支給額(期末時点で職員が自己都合で退職した際に支給が見込まれる退職手当の合計額)から、保険会社の積立金を控除して算定してきた。保険会社から退職者に直接年金が支払われる場合は、前述の会計処理となるが、本積立金は最終的に本法人に支払われていることから、公益法人会計基準に基づき、退職給付引当資産として資産計上し、期末要支給額から控

除する必要はない。

計上根拠資料によると、本法人では上記保険会社への積立金の他に、中退共への掛け金拠出があるため、退職給付引当金の算定にあたっては、要支給額から年金資産(中退共)を差し引いた金額 60,744 千円を計上すべきである。しかし、貸借対照表に記載の退職給付引当金は上記理由等から、54,478 千円が計上されている。このため、本来、退職給付引当金として計上すべき金額との差額 6,266 千円が不足している。【指摘事項】

第7 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務に関しては、OCR 伝票を作成し、会計事務所へ記帳代行依頼をおこなっており、年末調整時書類作成ソフトとしては「魔法陣」を使用している。

給与計算は山銀システムサービス㈱の給与ソフトでおこなっており、減価償却計算は会計事務所に委託している。

(実施した手続き)

監査人は、ID及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体等による情報の持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、「一般財団法人山形市上下水道技術センター個人情報保護規程(平成15年4月1日施行 平成30年4月1日最終改訂)」が整備され、個人情報の持出し、情報漏洩に関しては一定の定めがあると言える。一方、本法人には、情報セキュリティに関する規程(セキュリティポリシー)が存在しない。情報セキュリティの欠如は、財務数値の改ざん等のリスクがあり、早急に規程を整備する必要がある。**【指摘事項】**

(1) ID、パスワード管理

使用するパソコンに対して、ID、パスワードの設定状況は以下の通りである。

システム名称	セキュリティの状況
魔法陣	ID/パスワードによる管理
給与計算ソフト	ID/パスワードによる管理

ID/パスワードの設定は、使用するソフトによって異なっており、統一した基準がない。

個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間等、情報セキュリティに関する規程に明記する必要がある。また、システム上の制限設定や定期的モニタリングも必要である。

(2) 記録媒体の使用について

本法人では、USB 紛失、データ流出損失を防ぐため、2ドライブビジネス NAS「LAN DISK H」を導入し、NASを保全することでデータの持出しをなくし、安全に保管するよう取り組んでいる。